

総務省地域力創造グループの R8新規・拡充事業のポイントについて

総務省地域力創造グループ

国家行政のマネジメント、国・地方の総合的な統治機構改革、
経済成長の要となる情報通信産業の育成を通じて、新時代の日本を創成

行政管理・評価

効率的で質の高い行政機関・行政サービスの実現

- ◆ 国社会経済の変化に対応した国家行政のマネジメント
- ◆ 政策のPDCAを構築する政策評価
- ◆ 労働生産性を高める業務改革
- ◆ 社会の情報基盤としての公的統計の整備

地方自治

個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国全体の力に

- ◆ 地方自治制度の設計
- ◆ 地域力の創造
- ◆ 地方税財政改革
- ◆ 消防防災・救急救助の体制強化

情報通信

新たな価値創造の切り札
情報通信を経済成長の原動力に

- ◆ 世界最先端の情報通信基盤の整備
- ◆ 国民生活を豊かにする情報通信の利活用促進
- ◆ 情報通信産業の国際競争力強化
- ◆ サイバーセキュリティの確保

地域力創造グループの施策の全体像 ～活力ある持続可能な地域の実現～

人の流れの創出

・地域おこし協力隊

都市部から条件不利地域に住民票を異動し、地域協力活動に従事
R6 7,910人(過去最高)→目標 10,000人

・地域活性化起業人

都市部に所在する企業の社員等が自治体と協働で地域活性化の業務に従事
R6 390社、871人(過去最高)

・移住・定住

移住相談件数 R6 約43万件(過去最高)

・関係人口

ふるさとミライカレッジ、ふるさとワーキングホリデー、こども農山漁村交流、サテライトオフィス 等

・ふるさと住民登録制度【新規】

地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を創設

地域経済循環の拡大 雇用の確保

・ローカルスタートアップ

地域の資源と資金を活用した新規事業を支援
R5 23件→R6 82件→R7 100件以上
(過去最高)

・事業承継等人材マッチング支援事業

地域の企業と事業承継等人材とのマッチングを支援
R7 90団体

・特定地域づくり事業協同組合

地域の仕事を組み合わせて雇用を創出
R7.12月 135組合

地域の暮らしを守る

・定住自立圏

市町村間の連携・協力により、圏域全体で必要な生活機能を確保、定住を促進

・地域運営組織

地域内の様々な主体が参画し、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織
R6 8,193組織

・集落支援員

集落対策の推進に関するノウハウを有する人材が、住民同士の話し合い、具体的な取組をサポート
R6 専任2,645人 兼任3,022人

・過疎対策

過疎法に基づき過疎地域を支援

・デジタルの活用・多様な人材の活躍

D X 推進体制、デジタル人材の確保・育成、地域社会のデジタル化参考事例集、地域力創造アドバイザー、多文化共生

総務省の地域力創造施策の新規・拡充事業について

ふるさと住民登録制度の創設

- ・関係人口の規模や地域との関係性を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を創設【新規】
- ・誰もがアプリで簡単、簡便に登録でき、担い手活動等を通じて地域との関わりを深められるよう、**プラットフォームとなるシステムを構築**【国費】
- ・**全国自治体の取組の参考となる事例を創出**するとともに、**アプリの利便性等の実証**を行うため、関係人口施策への取組状況や人口規模等に応じた**モデル事業を実施**【国費】

1 地方への人の流れの創出・拡大

① 地域おこし協力隊

- ・地域協力活動として地場産業等に従事し、任期終了後に一定の要件の下で当該**地場産業等に係る起業・事業承継**を行うこととする場合、特例として**活動期間を最大5年に延長可能**
- ・起業・事業承継に要する経費に対する特別交付税措置について、**対象期間を拡充**（任期終了後1年まで→任期終了後3年まで）し、新たな雇用の創出等の要件を満たす場合において**特別交付税措置の上限額を引き上げ**（100万円→200万円）

② 地域活性化起業人

- ・企業派遣型での受入れに要する経費の**上限額引き上げ**（590万円→610万円）

2 地域経済の好循環による付加価値の創造

① ローカル10,000プロジェクト【国費】

- ・**公費助成の上限額を引き上げ**（原則2,500万円→3,000万円）。
- ・「融資／公費」比率に応じた公費助成の**かさ上げ措置について、比率と上限額を見直し**（最高5,000万円→5,500万円）

② 特定地域づくり事業協同組合

- ・組合の運営支援に要する経費に対する**国交付金の対象経費上限額を引き上げ**（派遣職員人件費400万円→450万円、事務局運営費600万円→670万円）【国費】
- ・組合への設立支援に要する経費に対する**特別交付税措置の上限額を引き上げ**（300万円→390万円）

3 多様な人材の活躍（地域力創造アドバイザー）

- ・現行1市町村あたり3年間となっている活用期間について、**異なるアドバイザーを活用する場合には新たに3年間活用可能**とする
- ・対象経費の上限額を引き上げ（590万円→610万円）、謝金（報償費）単価の上限を新たに設定（9,300円/時）

(参考) 地方交付税の活用

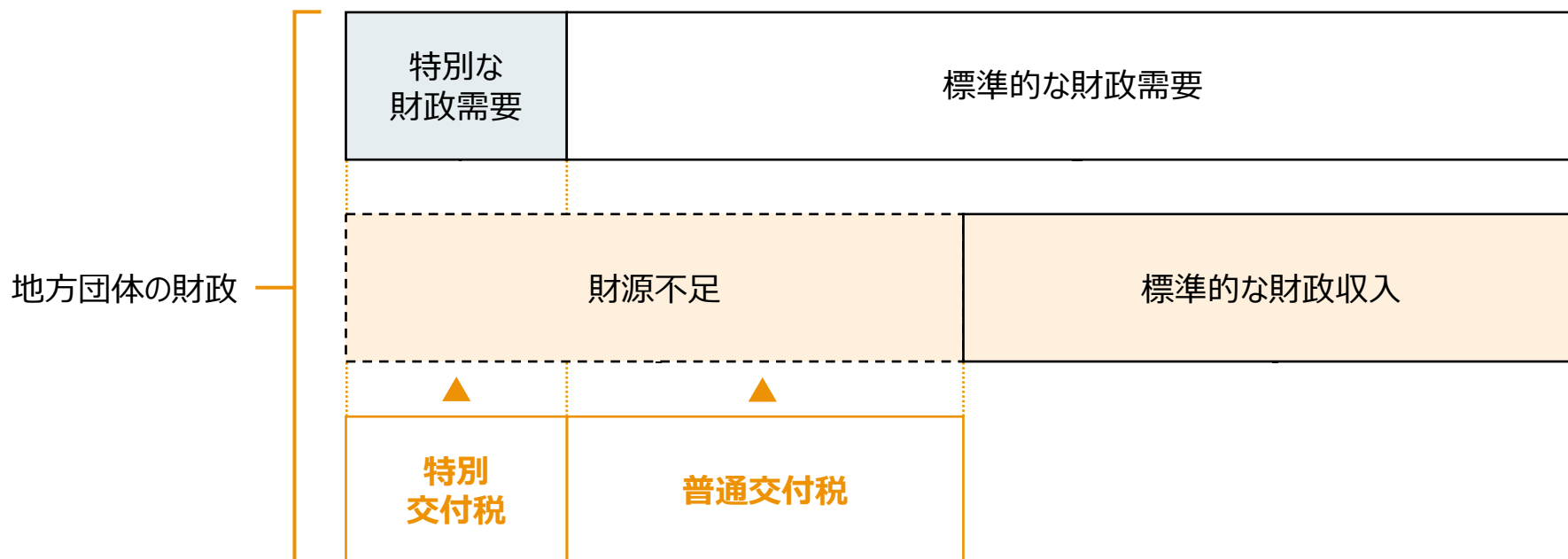
地方交付税とは

地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方交付税の適正な配分を通じて地方団体間相互間の過不足を調整、均てん化

普通交付税 = 財源不足団体に対し交付（R6：18兆6,000億円）

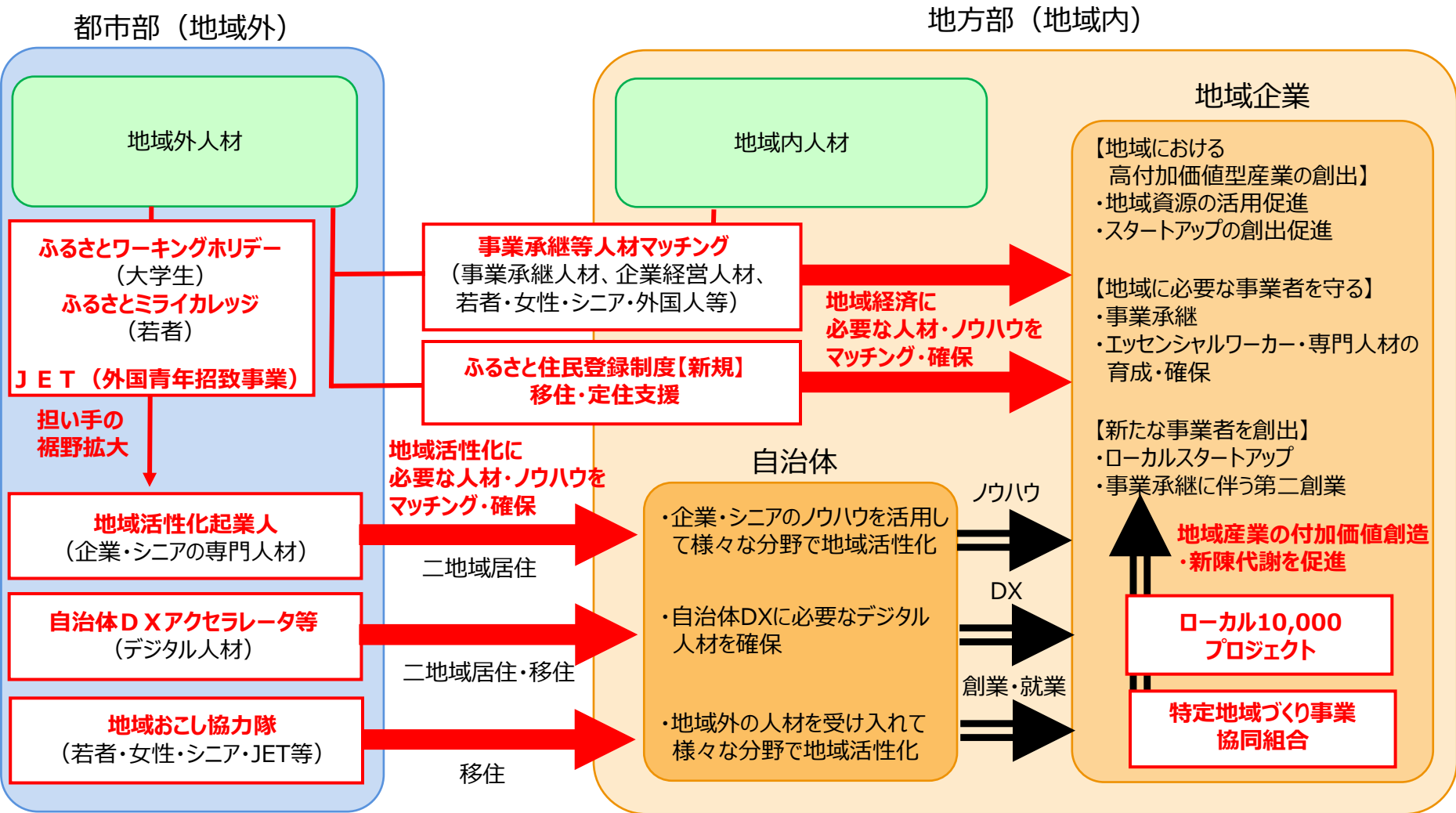
特別交付税 = 普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付（R6：1兆2,597億円）

（例）地域医療（公立病院等）、地域交通（地方バス・離島航路等）、文化財保存、消防救急関係等



地域活性化・地域経済に必要な人材・ノウハウの地方への流れの創出・拡大

「ふるさと住民登録制度」の創設等、関係人口へのアプローチを強化し、更なる地域の担い手確保・地域活性化を実現



令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算案 地域力創造グループ施策

令和7年度補正予算額 63.3（億円）
令和8年度当初予算額 29.2（億円）

	(R7補正予算額)	(R8当初予算額)
1. ふるさと住民登録制度の創設	35.6	
【主な経費】 ふるさと住民登録制度に要する経費 [令和7年度補正予算 3.5億円] ※ その他、デジタル庁予算にて、プラットフォームとなるシステムを構築 [令和7年度補正予算 32.1億円]		
2. 地域おこし協力隊等の充実	1.2	2.5
【主な経費】 地域おこし協力隊の推進に要する経費 2.5億円 [令和7年度補正予算 1.2億円]		
3. 地域活性化起業人の活用の推進	0.3	0.2
【主な経費】 地域活性化起業人制度推進調査費 [令和7年度補正予算 0.3億円]		
4. 関係人口の創出・拡大	1.9	0.7
【主な経費】 ふるさとミライカレッジ推進事業 0.2億円 [令和7年度補正予算 1.9億円] ふるさとワーキングホリデー推進事業 0.3億円 都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業 0.2億円		
5. ローカル10,000プロジェクト等の推進	21.2	6.7
【主な経費】 地域経済循環創造事業交付金 6.7億円 [令和7年度補正予算 21.2億円]		
6. 特定地域づくり事業協同組合制度	0.8	6.2
【主な経費】 特定地域づくり事業推進費（内閣府予算計上） 6.2億円 [令和7年度補正予算 0.8億円]		
7. 過疎対策の推進		8.0
【主な経費】 過疎地域持続的発展支援交付金 8.0億円		
8. 都道府県と市町村が連携した推進体制の強化と 地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の促進	2.0	0.6
【主な経費】 自治体デジタル人材確保支援事業 [令和7年度補正予算 2.0億円]		
9. その他	0.3	4.3
	63.3	29.2

地域未来戦略の推進について

内閣官房 地域未来戦略本部事務局
内閣府 地方創生推進事務局・地方創生推進室

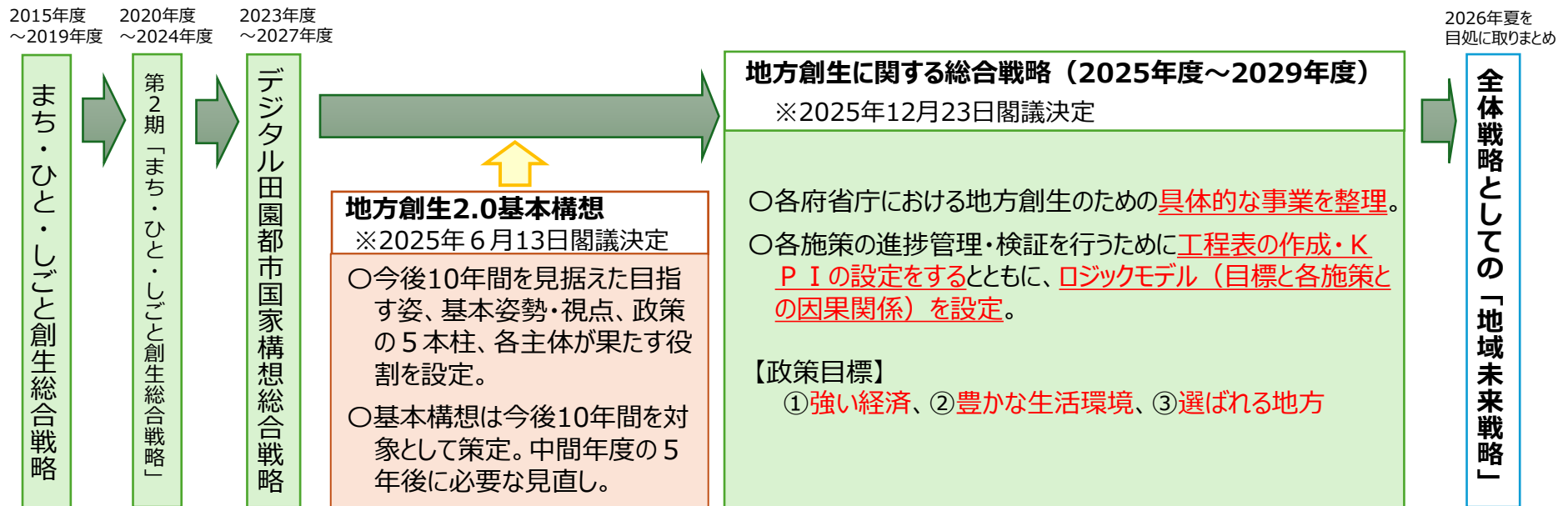
地域未来戦略の推進について

令和8年1月

内閣官房 地域未来戦略本部事務局
内閣府 地方創生推進事務局・地方創生推進室

地方創生の取組について

- 2014年に「地方創生」を開始して以降、まち・ひと・しごと創生法の下で、日本の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための取組を進めてきた。
- 2025年6月には、「地方創生2.0基本構想」が閣議決定され、今後10年間を見据えた地方創生の方向性が定められた。
- 上記を踏まえ、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を変更し、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」（2025年12月23日閣議決定）を策定。
 - ※まち・ひと・しごと創生法では、まち・ひと・しごと創生に関する目標及び施策に関する基本的方向並びに政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定（閣議決定）することとされており、2014年以降、総合戦略を累次策定している。（基本的に毎年末に改訂）
- 本総合戦略で整理された施策を基盤に、「強い経済」の実現に力点を置いた全体戦略としての「地域未来戦略」を2026年夏を目処に取りまとめる。施策を追加することで、大きく3つのタイプのクラスターを推進。



※基本的に毎年末に改訂

地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～（概要）

（令和7年12月23日閣議決定）

1. 「地方創生に関する総合戦略」について

○「まち・ひと・しごと創生法」において、同法第8条第1項に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するに当たっては、検証に資するよう総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定することとされている。

○「地方創生に関する総合戦略」では、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめるに当たり、各府省庁における地方創生のための具体的な事業を整理するとともに、各施策の進捗管理・検証を行うために工程表を作成するとともにK P Iを設定。これにより、総合戦略全体の実効性を高める。

政策目標：①強い経済、②豊かな生活環境、③選ばれる地方

政策目標① 強い経済

< K P I >

東京圏以外における就業者一人当たり
年間付加価値労働生産性の伸び率：
東京圏以上（2029年）



<地域における高付加価値型産業創出>

- ・多様な地域資源をいかしたインバウンドの促進
- ・ワット・ビット連携の推進
- ・産学官連携によるオープンイノベーションの推進

等

<地域の人材力強化>

- ・デジタル人材の育成
- ・リスキリング支援

等

政策目標② 豊かな生活環境

< K P I >

生活インフラの質の維持や暮らしへの安心感により、地域での生活がこれから良くなっていくと思う人の割合：向上（2029年）



<持続可能な生活インフラの実現>

- ・「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開
- ・新たなモビリティサービスの社会実装の実現
- ・地域暮らしサービス拠点の形成

等

<地域の暮らしの満足感向上>

- ・地域医療提供体制の維持・確保
- ・日本版CCRCの展開
- ・スマートシティの推進

等

政策目標③ 選ばれる地方

< K P I >

東京圏以外で暮らすことを希望し実現できている、若者や女性の人数及び割合：向上（2029年）



<魅力が感じられる地方の実現>

- ・地域の働き方・職場改革の推進
- ・女性の起業支援
- ・地方大学・地域産業創生交付金
- ・ふるさと住民登録制度
- ・地方創生移住支援事業

等

2. 政策目標達成に貢献する施策の例

政策目標① 強い経済

【スマート農林水産業の推進】



農林水産業の飛躍的な生産性向上等を実現するため、AI、IoT、ロボット等の新技術を活用したスマート技術の開発・普及及び新たな生産方式の導入等を進め、持続可能な農林水産業の実現を通じ、地域経済の活性化を図る。

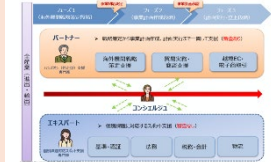
【本社機能の地方移転・拡充の更なる促進】



(株)サザンクロスシステムズ
宮崎へ本社機能の一部を東京から移転

本社機能の地方移転・拡充を促す地方拠点強化税制をはじめ、企業への更なるインセンティブ付けによる地方公共団体の誘致活動の活性化とともに、地方公共団体の支援策の可視化や他施策と連携した取組の推進を図る。

【新規輸出 1 万者支援プログラム】



海外ビジネス専門家による
販路開拓支援イメージ

商社やメーカー出身の専門家による販路開拓支援や越境EC等を活用した輸出先の多角化など、全都道府県に支援拠点を有する独立行政法人日本貿易振興機構をはじめとする関係機関が連携し、「新規輸出 1 万者支援プログラム」を更に充実させる。

【多様な地域資源をいかしたインバウンドの促進】



文化資源の活用（伝統工芸）

2030年訪日外国人旅行者数6,000万人・消費額15兆円に向けて、多様な地域資源をいかした観光コンテンツ造成や観光客の受入環境整備等に取り組む地域等を支援し、観光地の高付加価値化を進める。

【GX・DX分野における大規模投資の促進】



熊本のJASM工場

半導体・蓄電池等のGX・DX分野における大規模な投資の促進と併せて、産学官連携による関連人材の育成強化を図る。

政策目標② 豊かな生活環境

【地域暮らしサービス拠点の形成】



ドラッグストアへの行政窓口併設

日常生活に必要なサービスを低コストかつ効率的に維持していくため、既存施設や民間ノウハウを活用しつつ、複数のサービスを1か所で提供する、総合的な拠点づくりを推進する。

【「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開】



複数事業者による共同化

公共・日本版ライドシェア等の普及、民間技術等の活用、国による伴走、共同化・協業化や自治体機能の補完・強化を図る新たな制度的枠組み構築など、これまでを上回る国の総合的支援の下、「交通空白」解消を図るとともに、省力化推進、担い手確保、自動運転の普及・拡大等を行う。

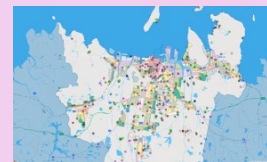
【オンライン診療等による地域医療提供体制の維持・確保】



モバイルクリニック車両

医療MaaS、郵便局等を活用したオンライン診療を始めとして、患者が看護師等という場合のオンライン診療（D to P with N）の積極的な活用を含めたオンライン診療や訪問看護の推進等により、地域医療提供体制の維持・確保を図る。

【スマートシティの推進】



高松市スマートマップ（表示例）

スマートシティの実装により、都市・地域課題の解決や新たな価値の創出を図るため、スマートシティ関連事業による先行事例の創出や先行事例の情報提供等を行う。

2. 政策目標達成に貢献する施策の例

政策目標③ 選ばれる地方

【女性の起業支援】



起業に関する講座（男女共同参画センター）

新設される（独）男女共同参画機構において、起業支援や意識改革等に係る専門人材を男女共同参画センターの求めに応じマッチングするなど、センターにおける取組を後押しする。

【地方大学・地域産業創生交付金】



データ駆動型農業（高知県）

若者の地方定着促進の観点から、地域の産官学連携によって、若者にとって魅力的な地方大学の創出や産業・雇用の創出、専門人材の育成を促進するための取組を積極的に支援することとし、地方公共団体に対する国の伴走支援を強化する。

【ふるさと住民登録制度の創設】



ふるさと住民登録制度のイメージ

関係人口の規模や地域との関係性を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を創設。誰もがアプリで簡単・簡単に登録でき、担い手活動等を通じて地域との関わりを深められるよう、プラットフォームとなるシステムを構築する。

【プロフェッショナル人材事業の展開】



「プロフェッショナル人材事業ポータルサイト」より

副業・兼業人材等の都市部等の専門人材と地域企業とのマッチングを強力にサポートすることで、地方の中堅・中小企業の生産性向上や販路開拓、新事業展開などの経営課題解決を積極的に図っていく。

国の役割

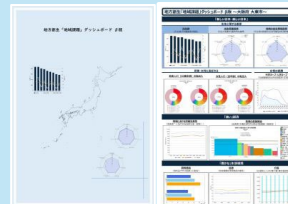
【地域未来交付金】



交付金の活用事例

地方の大きな伸び代と地域の特性を最大限に活かすため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域の独自の取組を支援。

【RESAS、RAIDAによる情報支援の強化】



地方創生地域課題ダッシュボード（β版）

RESASについて、RESASを活用した学生・一般向け政策アイデアコンテストの開催、地域における研修等の実施等きめ細かな普及促進策に取り組む。RAIDAについて、地方公共団体におけるデータ分析やEBPM、効果検証等を支援する機能を充実させるとともに、ダッシュボード等により各種指標や分析を比較可能な形で可視化する取組を進める。

【地方創生伴走支援制度】



窯業振興の意見交換（有田町T）

中小規模の市町村への人的支援として、国の職員が、職務経験等を活かし、自らの仕事を行いつつ、課題を抱える市町村に助言等を行う。「地方創生支援官」を公募し、省庁・役職・年齢等が異なる伴走支援チームを編成。各チームは担当する市町村への現地訪問やオンライン会議を通して伴走支援を実施。

【地方創生における特区の再起動】



例：パーソナルモビリティのシェアリングサービス
水素社会の実現に向けた大規模水素貯蔵

・地方発の規制改革を実現するため、特区制度の運用を抜本的に強化し、地域のチャレンジを徹底してサポートする。

1. 目的

来年夏（5月頃）までに、以下で構成される「地域未来戦略」の政策パッケージを取りまとめる。

【戦略産業クラスター計画】

- 地域ごとの戦略産業クラスター形成に向けて、知事とも連携しつつ、地域ごとの計画を策定する。

※地方経済産業局長を中心に、各省庁の地方支分部局長の協力の下で議論を進める。地域のコミットメントを得ながら、知事とも連携して策定。

《戦略産業クラスター》

- 熊本のTSMCや北海道のラピダスを支えるクラスターのように、17の戦略分野に関する検討が主導する形で、企業の大規模投資を中心に形成されるもの。

（検討課題）

- ・ 必要となる産業インフラ、社会インフラ等の整備のあり方
- ・ クラスターを形成するための支援措置の内容
- ・ クラスターを支える人材育成 など

【地域産業成長プラン】

- 地場産業の成長・発展に向けて、知事主導で策定された各都道府県の地域産業の成長プランを強力に後押しする。

《地域産業クラスター》

- 知事主導で計画されるクラスターであって、複数自治体の連携促進や中堅企業支援等の適用など、政府の施策の戦略的活用をプッシュ型で提案していくことで、その形成・拡大を目指すもの。

《地場産業支援》

- 地場産業の更なる付加価値向上や販路開拓等を支援し、地域経済の拡大を目指すもの。

（例）高付加価値なインバウンド観光地づくり、農林水産物・食品等の海外展開支援、市が主導するスポーツ施設を核とした地域づくり など

（検討課題）

- ・ 国の支援施策（付加価値向上・販路開拓支援等）の整理、優遇措置の内容
- ・ 新たな財政措置の検討
- ・ 成長支援を行うために追加すべき施策
- ・ 成長プラン策定に向けた支援体制の構築（伴走支援等） など

2. 進め方

今後おおむね月に1～2回程度、戦略産業クラスター計画、地域産業成長プランの策定に向けて、有識者ヒアリング、先進地域における首长等からの取組紹介等を行いながら、上記検討課題について議論を行い、来年夏までに、「地域未来戦略」の政策パッケージを取りまとめる。

「地域未来戦略」で取り組む内容

地域未来戦略

(所信演説) “地域を超えたビジネス展開を図る中堅企業を支援し、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずることで、地方に大規模な投資を呼び込み、地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成していくことで、「地域未来戦略」を推進します。”

地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援

地域ごとに戦略産業クラスター計画を策定

※ 日本成長戦略会議で挙げた戦略分野を中心に、地域のコミットメントを得ながら、知事とも連携し策定。

知事主導で 各都道府県における地場産業の成長プランを策定

①成長投資促進策と一体のインフラ整備

○成長投資の促進

- ・成長投資促進策の検討
【日本成長戦略会議で議論】
- ※ 別の会議体を中心に検討される予定。

○GX産業立地

- ・「GX戦略地域」を選定し、支援と規制・制度改革を一体的に措置
【GX実行会議WGで議論】

○投資と一体での関連インフラ整備・人材育成

- ・地域毎の投資・インフラ・人材需要を可視化し、必要な措置を検討

②地域産業のエコシステム形成

○中堅・中小企業の投資・ビジネス展開

- ・中堅・中小等の大規模設備投資への支援
- ・地域経済全体を底上げする100億企業の創出
- ・地域を支える中小・小規模事業者の持続的な発展に向けた支援
- ・地域波及効果の高い企業への重点支援

○地域イノベーション支援

- ・地方大学発、高専発スタートアップの創出・成長支援
- ・地方大学や産総研の産官学連携拠点整備

○人材育成・確保支援

- ・大企業人材の活用促進（レビキャリア等）
- ・地域一体での人材育成・確保

○産業用地の確保促進（集積立地の促進）

- ・産業用地整備に関する金融措置等の検討
- ・規制見直し（緑地規制、工業用水等）に係る検討

○エッセンシャルサービスの維持向上

- ・産業の担い手の確保のため、生活関連サービス供給の持続化の支援枠組みの創設を検討

国内投資・立地促進に向け法制的な措置を検討

令和 8 年度当初予算（案）

令和8年度 地方創生予算（案） 1,639億円

（令和7年度 当初予算額 2,037億円）

- ・ 地方が持つ伸び代を活かし、そこに暮らす住民の暮らしと安全を守るため、特に若者や女性が地域の未来に希望を持ち、安心して働き暮らせる地方の生活環境の創生や、人や企業の地方分散を含む従来からの地方創生の取組を着実に進める。
- ・ さらに、暮らしと安全を守るためには、地域経済の発展が不可欠であることから、これまでの地方創生の取組に加え、経済に重きをおいた取組を実施することで「地域未来戦略」を推進し、地方経済の再生と成長を実現していく。

地域未来交付金 1,600億円 （R7当初：2,000億円）

地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、「強い経済」と地方の暮らしの安定を実現するため、地場産業の付加価値向上や地域発のクラスター形成等の地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を後押しする。

計39億円

①強い経済の実現

【主な事業】

- ・ 地方大学・地域産業創生交付金
- ・ プロフェッショナル人材事業
- ・ 地方創生特区推進事業

②地方を伸ばし、暮らしを守る

【主な事業】

- ・ 関係人口創出・拡大のための対流促進事業
- ・ 地域暮らしサービス拠点推進事業

- ・ 地方創生カレッジ事業
- ・ 地方創生に向けたSDGs推進事業
- ・ RESASによる地方版総合戦略支援事業
- ・ 高校生の地域留学の促進のための高校魅力化支援事業 等

地域未来交付金（内閣府地方創生推進室）

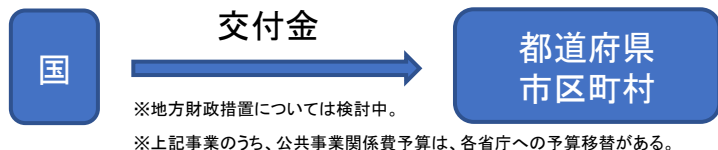
令和8年度概算決定額 1,600.0 億円

（令和7年度予算額 2,000.0億円）

事業概要・目的

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、東京一極集中の是正や地場産業の付加価値向上、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、大規模な地方創生策を推進する。
- 地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする。
- 人口急減地域を含む小規模自治体も交付金を十分に活用できるよう、国が申請から実施まで徹底的にサポートする。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

○主な対象事業

- ・地方の大きな伸び代と地域の特性を最大限に活かすため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域の独自の取組を支援。
- ・各地方公共団体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような取組を支援。

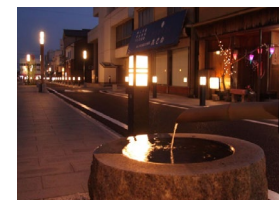
スタートアップ支援拠点の整備



地場産品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備



期待される効果

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、東京一極集中の是正や地場産業の付加価値向上、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築する。

①強い経済の実現

地方大学・地域産業創生交付金

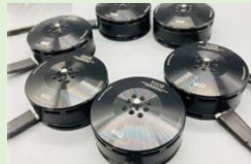
- 首長のリーダーシップの下、①テクノロジーや地域資源を活用した新産業の創出や若者雇用の創出等と、②組織的な大学改革に、一体的に取り組む地方公共団体を重点的に支援。
- 若者を惹きつける魅力的な地域産業・雇用の創出や魅力ある地方大学づくりにより、地域における若者の修学・就業を促進し、東京圏への一極集中の是正に寄与。
- あわせて、自治体の申請準備段階から、伴走支援を実施。

【事例】島根県

- ・先端金属素材分野において、島根大学内に研究拠点や学部を新設し、研究開発及び高度専門人材育成を推進。
- ・航空機エンジン用部品の県内での生産拡大や高効率モーターの実用化を目指し、地元中小企業等との連携により、生産技術やモーター用素材の高度化を進める。



次世代たたら協創センター
(NEXTA)



アモルファスコアを組み込んだ
ドローン用モーター

プロフェッショナル人材事業

- 外部人材の活用による地域企業の経営課題解決等を後押しするため、プロフェッショナル人材戦略拠点（各道府県に設置）が、地域企業とプロフェッショナル人材のマッチングをサポートする事業。
- 深刻化する人手不足などに対応するため、副業・兼業を含めた、プロフェッショナル人材の多様な形態による地域への還流を拡大し、地域企業の付加価値向上・販路拡大等を図り、地域経済の活性化を目指す。

【事例】伝統を世界へ！プロ人材活用でたわしがアメリカ進出

- 課題：家庭でスポンジが主流となり、職人製たわしの売上が低迷。販路拡大が急務。
- 取組：副業プロ人材を活用し、海外進出（アメリカ）に挑戦。営業戦略・価格交渉・販促を伴走支援。
- 成果：マーケティング戦略の再構築により、商品高付加価値化と販路拡大を実現。事業収益が改善方向へ。

約 100 年前に、日本で生まれた
伝統あるシュロたわし



地方創生特区推進事業

- 地方の大きな「伸び代」を活かし、地方発の規制・制度改革を実現するため、特区制度を活用し、地域の新たなチャレンジを実現、成果を横展開。
- 地域課題の解決、国際競争力の強化、未来に向けた投資の拡大等に貢献。

スーパーシティ(つくば市、大阪府・市)

データ連携基盤を活用し、複数分野でのサービス実装に取り組む

(パーソナルモビリティの実装、ヘルスケア、データ連携基盤の利活用 等)



連携“絆”特区(福島県・長崎県、宮城県・熊本県)

共通課題を抱える自治体間の連携により、地域課題解決に取り組む

(ドローン配送等の新技術の早期実装、半導体関連産業の拠点形成 等)



②地方を伸ばし、暮らしを守る

関係人口創出・拡大のための対流促進事業

- 関係人口の創出・拡大を図るため、地方でのフォーラム開催等を通じた地方公共団体等への情報提供・交流促進や、都市部住民と地域をつなぐ中間支援組織のモデル的な取組への支援等を行う。
- これにより、ふるさと住民登録制度とも連携しながら地方への人の流れを生み出し、地域の担い手の確保等を図る。

地域暮らしサービス拠点推進事業

- 本事業では、1 か所で複数の日常生活に必要なサービスを提供する、地域暮らしサービス拠点の整備を進めるため、モデルプロジェクトを選定し、企業等と自治体のマッチングや有識者等の現地派遣により構想づくりを支援。
- また、得られた知見を活用し、ガイドラインの作成等により全国展開を図る。

令和 7 年度補正予算

「強い経済」と「地方の暮らしの安定」の実現

令和7年度 補正予算 1,084億円（令和6年度 補正予算額 1,070億円）

※括弧内：令和7年度補正予算

①強い経済の実現

- ・**地域未来交付金（1,000億円）**
- ・地域産品の高付加価値化・海外展開推進のための実証調査事業（23.2億円）
- ・地方大学・地域産業創生交付金（12.0億円）
- ・地方創生特区推進事業（12.9億円）
- ・先導的人材マッチング事業（16.1億円）
- ・地域デジタル化支援促進事業（10.0億円）
- ・官民連携地域金融力促進事業（0.9億円）
- ・地方創生に資する計画に基づく民間事業を支援するための利子補給金（0.4億円）
- ・特定地域づくり事業の推進（0.8億円）

②地方を伸ばし、暮らしを守る

- ・**地域未来交付金（1,000億円）【再掲】**
- ・地方創生施策の実効性の向上・横展開に向けた調査分析事業（0.4億円）
- ・地方創生伴走支援事業（2.1億円）
- ・地方創生交付金事業データの活用実証事業（0.4億円）
- ・デジタル実装定着支援事業（3.0億円）
- ・地域のデジタル実装に向けたフォローアップ調査事業（1.1億円）
- ・RAIDAの整備事業（0.3億円）

地域未来交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和7年度補正予算額 1,000.0億円＜R6補正予算額：1,000.0億円、R7当初予算額：2,000.0億円＞

事業概要・目的

○地方の大きな伸び代と地域の特性を最大限に活かすため、**地場産業の付加価値向上など**、地方公共団体による地域独自の取組を、計画から実施まで後押し。

○小規模自治体も交付金を十分に活用できるよう、国が申請から実施まで徹底的にサポート。

事業イメージ・具体例

○対象事業

地域未来推進型

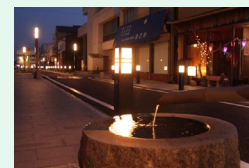
地方の大きな伸び代と地域の特性を最大限に活かすため、地方公共団体による地域独自の取組を後押し。



スタートアップ支援拠点の整備



地場産品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援。



書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療

地域防災緊急整備型

避難生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援。

地域産業構造転換インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野におけるリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を支援。

地域産品の高付加価値化・海外展開推進のための実証調査事業（内閣府地方創生推進室）

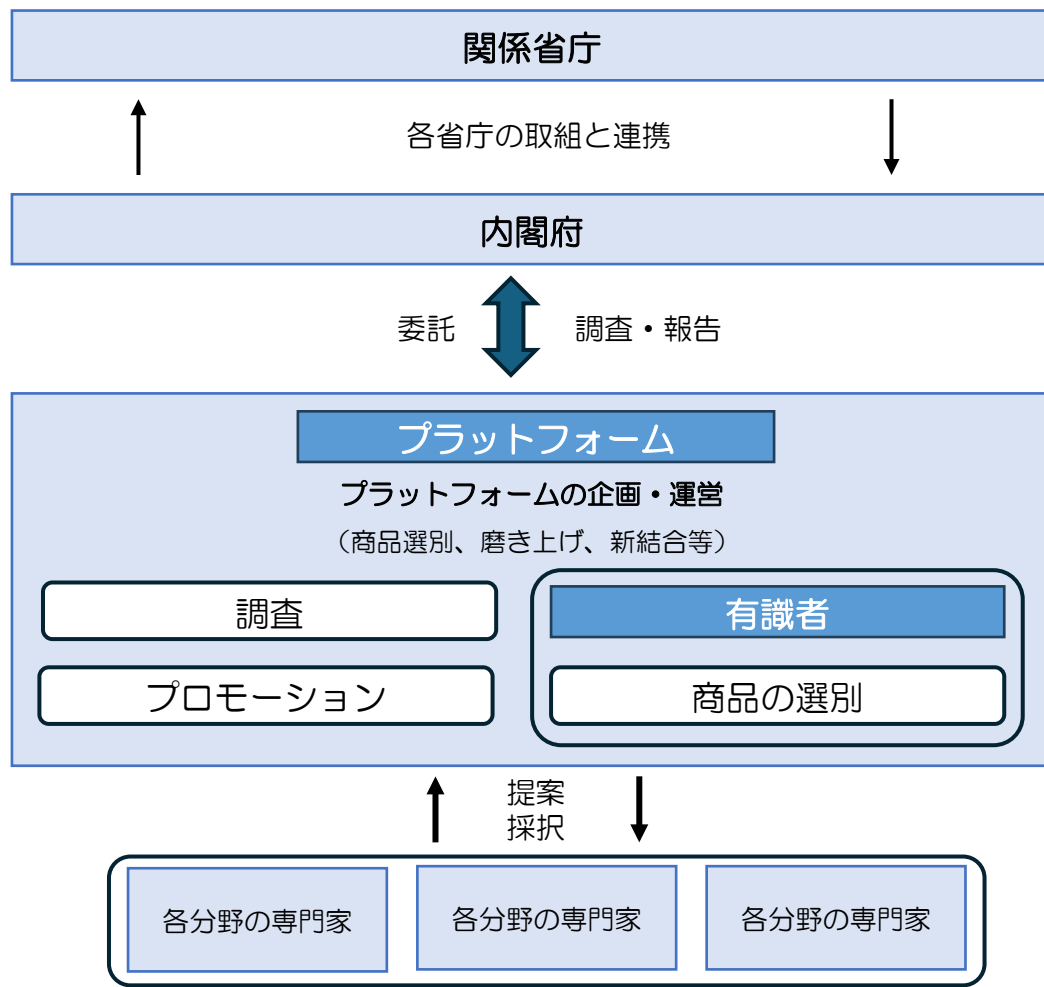
令和7年度補正予算額 23.2億円 <R6補正予算額：9.5億円、R7当初予算額：- >

事業概要・目的

○地域資源を活用した付加価値の創出と、特に海外向けの販路開拓を目指し、
ポテンシャルを有する地域産品の発掘・商品開発・磨き上げ、国内外でのプロモーション活動、関連する調査を支援。

○海外展開に必要な知見や効果的な手法等のノウハウを取得し、地域産品の高付加価値化や「稼げる」地方経済の実現に寄与。

事業イメージ・具体例



地方大学・地域産業創生交付金事業（内閣府地方創生推進事務局）

令和7年度補正予算額 12.0億円 <R6補正予算額：12.0億円、R7当初予算額：5.0億円>

事業概要・目的

○首長のリーダーシップの下、①テクノロジーや地域資源を活用した新産業の創出や若者雇用の創出等と、②組織的な大学改革に、一体的に取り組む地方公共団体を重点的に支援。

○若者を惹きつける魅力的な地域産業・雇用の創出や魅力ある地方大学づくりにより、地域における若者の修学・就業を促進し、東京圏への一極集中の是正に寄与。

○あわせて、自治体の申請準備段階から、伴走支援を実施。



事業イメージ・具体例

【事例】高知県

○施設園芸分野において、AIやIoT等の最先端技術を活用したクラウドを構築。

○クラウドに集積された様々なデータ（ハウス内環境、気象、出荷量など）を効果的に活用し、データ駆動型農業を実践。



センサー（温度、湿度、CO2）



IoTクラウドSAWACHI

<成果>

○県内農家の主要品目の収量が増加。

ナス 従来17 t、IoT活用24 t、
トップレベル農家は 30 t

キュウリ 従来22 t、IoT活用28 t、
トップレベル農家は 40 t

○ハウスの自動化が進むことによって労働生産性が約10%向上。

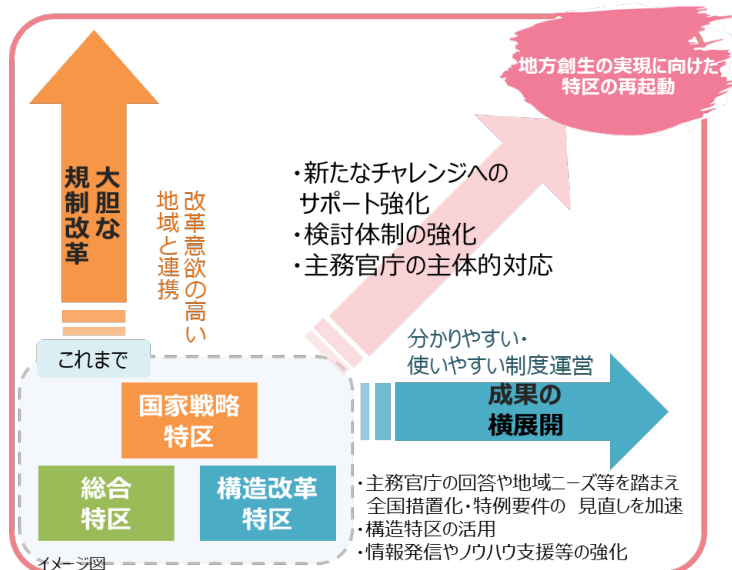
地方創生特区推進事業（内閣府地方創生推進事務局）

～スーパーシティ、連携“絆”特区等の特区制度を活用した地方発の規制・制度改革と先端のサービスの開発・構築等の推進～

令和7年度補正予算額 **12.9億円** <R6補正予算額：8.0億円、R7当初予算額：0.8億円>

事業概要・目的

- 地方の大きな「伸び代」を活かし、地方発の規制・制度改革を実現するため、特区制度を活用し、地域の新たなチャレンジを実現、成果を横展開。
- 地域課題の解決、国際競争力の強化、**未来に向けた投資の拡大等**に貢献。



事業イメージ・具体例

- スーパーシティ、連携“絆”特区等の特区制度を活用し、新たな規制・制度改革提案の実現や特例の早急な全国措置化に必要な調査・実証等を行う。
- その際、取組の段階に応じて、国による調査・実証等と一体的に、交付金や利子補給制度を活用した財政・金融支援を行う。

【具体的事例】

スーパーシティ 【つくば市、大阪府・市】

データ連携基盤を活用し、複数分野でのサービス実装に取り組む
(パーソナルモビリティの実装、ヘルスケア、データ連携基盤の利活用 等)



連携“絆”特区 【福島県・長崎県、宮城県・熊本県】

共通課題を抱える自治体間の連携により、地域課題解決に取り組む
(ドローン配送等の新技術の早期実装、半導体関連産業の拠点形成 等)



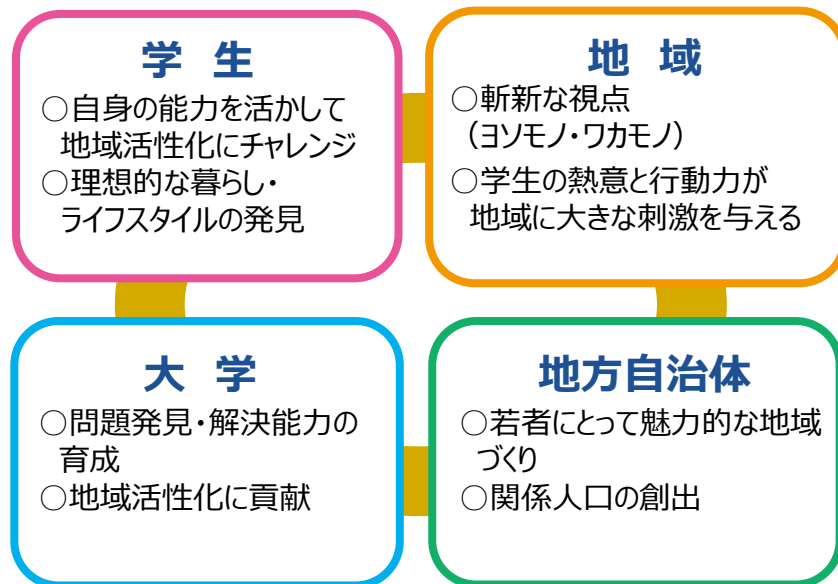
ふるさとミライカレッジ、ふるさとワーキングホリデー について

総務省 地域力創造グループ 地域政策課



若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成を加速させるため、自治体が大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する地域課題解決プロジェクトを支援。

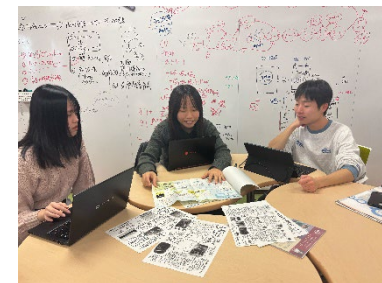
意義



プロジェクト実施例



1. 地域の課題を把握



2. 学生のアイデアを出し合う



3. 地元住民の意見を取り入れる



4. 地域にて実践

マッチングプラットフォーム（R8.3～）



分野別に大学等の人材・知見を検索可能

財政措置

- ①都道府県 ②三大都市圏外の市町村 ③三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域などを対象に、以下の経費について特別交付税措置（措置率0.5（財政力補正あり））
- ※対象経費の上限 1 団体あたり15,000千円 + 5千円×全参加者の延べ滞在日数
- ②③の対象：1,433市町村

① 募集・調整

・募集に係る各種経費

② 受入準備

・受入準備に要する経費
・プロジェクト計画づくりに要する経費 等
・実施団体内の移動費・宿泊費
・オリエンテーションに要する経費 等
※参加者の飲食費は対象外

③ 活動支援

- ① **モデル事業**を15団体程度で実施 ② 実地での**マッチングイベント**、**マッチングウェブサイト運営**により自治体と大学等のマッチングを促進し、全国での取組の機運醸成を図る。

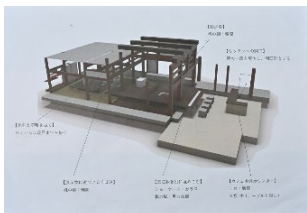
1 モデル事業

自治体によるプログラム策定、受入体制構築等を支援
定額500万円×15か所程度

- 公募：令和8年 **1月～2月**
- 採択：令和8年3月
- 採択団体：15団体程度
- 公募要件：連携先大学等に
 - ・ **3大都市圏所在**の大学を含むこと
 - ・ **新規連携先**を含むこと

(参考) 令和7年度モデル事業の例

- 史料館のリノベーション (新潟県南魚沼市)
- お祭りなどの生活文化継承 (島根県雲南市)



- 事前復興計画の立案 (愛媛県宇和島市)



2 自治体と大学等のマッチングの促進

- ① 自治体と大学等が一堂に会するマッチングイベント等を実施



令和7年度開催
マッチングイベントの様相
(東京 大手町で開催)

- ② 令和7年度に立ち上げたマッチングウェブサイト運営
オンライン上で新規連携先を探すことのできる環境を整備

- サイト運用開始：令和8年3月(予定)
- サイト登録者：取組を希望する自治体・大学等



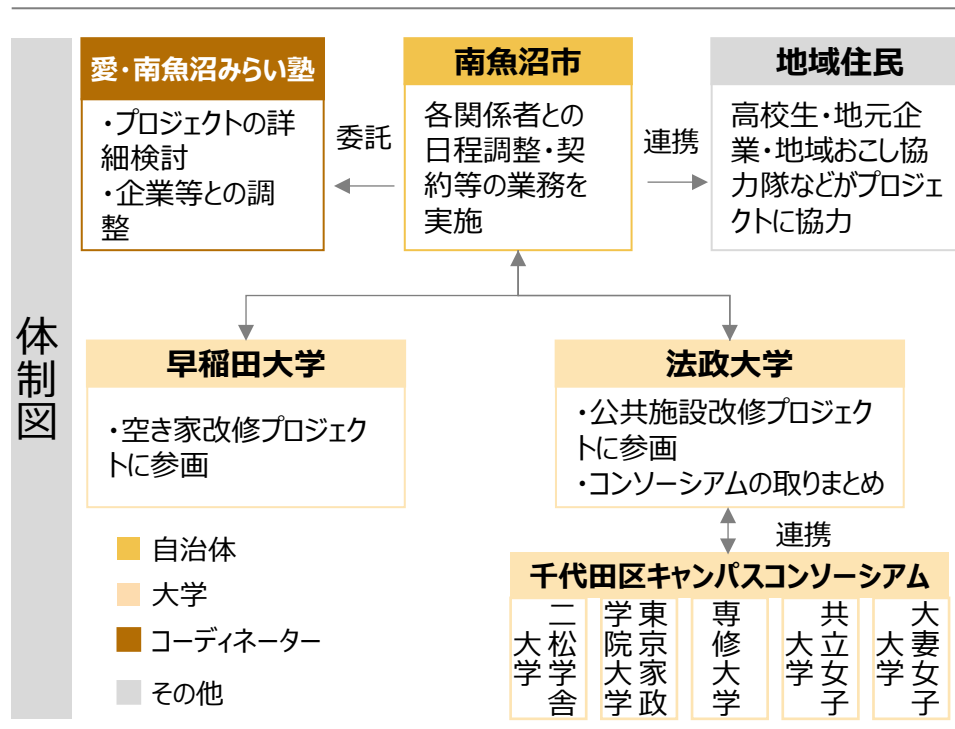
モデル事業の事例_新潟県南魚沼市（若者の視点を取り入れたリノベーション・プロジェクト）

■地域課題の解決に向け、空き家等の改修と、住民交流を通じた継続的な滞在拠点の整備を推進。地域おこし協力隊や既存事業等への参画を促し、持続的な地域担い手の育成と関係性構築を図る。

概要

自治体名	■ 新潟県南魚沼市
連携大学	■ 早稲田大学、法政大学など（25名）
取組概要	■ 空き家・公共施設の改修（全20日間）
取り組み内容	■ 建築や地域活性化を学ぶ学生が、伝統建築の視察や住民との対話を通じ、施設の改修プラン策定と施工を遂行 ■ 改修施設を拠点に、課題解決に向けた継続的なアイデア創出・共有の場を構築
目指す成果	■ 空き家等の改修により、合宿拠点として継続的に利活用できる環境の整備 ■ 参加学生の継続的な来訪を促し、地域おこし協力隊等への参画を見据えた強固な関係性の構築
ポイント	■ 「ふるさとワーキングホリデー」等の既存事業と連携した関係人口の拡大 ■ 学生の活動を評価し、行政・地元企業への就業受け皿づくりを支援・促進 ■ 中間組織/企業連携による負担軽減

体制とイメージ



実施の模様



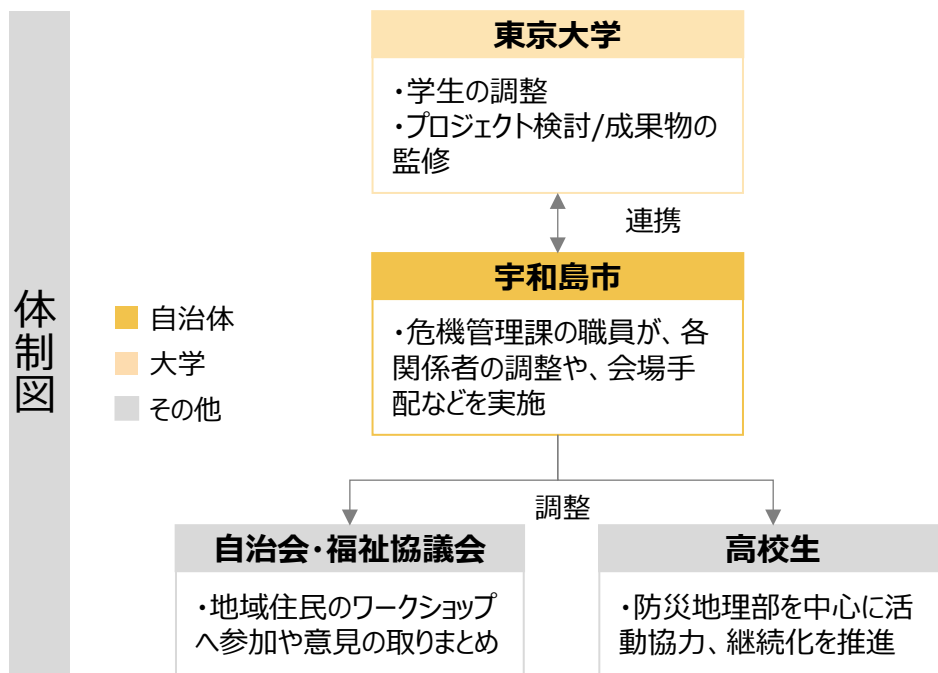
モデル事業の事例_愛媛県宇和島市（地域を担う若者と一緒に考える事前復興プロジェクト）

- 事前復興計画の具体化に向け、大学の専門性と地元学生の視点を融合したハード・ソフト両面の解決策を検討。既存の事業や部活動を連動させることで、一過性に終わらない持続的な取組と関係人口の創出を図る。

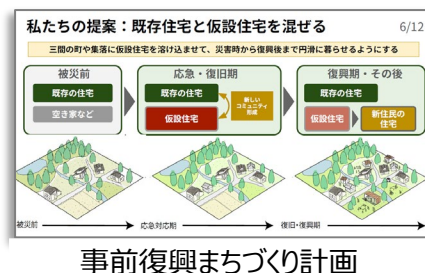
概要

自治体名	■ 愛媛県宇和島市
連携大学	■ 東京大学大学院（参加学生10人）
取組概要	■ 事前復興プロジェクト（全15日間）
取り組み内容	■ 高校生と連携したフィールドワークを実施し、各地区の特性に応じた防災・復興に関するハード・ソフト両面の提案を作成 ■ 成果の展示や、交流施設整備に関する検討、住民への課題の整理・共有を実施
目指す成果	■ 地域課題の抽出・企画提案を通じた、市の事前復興計画への反映や具体的なソフト・ハード整備への展開 ■ 高校・大学の連携や住民交流による提案の深化、および継続的な関係人口の創出
ポイント	■ 地元高校の防災活動と連携し、大学の教育プログラムと接続し、プロジェクト終了後も定期的に状況確認も含めて連携を継続 ■ 大学からの企画提案を市計画に取り入れることで、参加大学生と地元住民との交流を継続しやすい環境を作る

体制とイメージ



実施の模様



ふるさとミライカレッジ 財政措置の内容（特別交付税措置）

若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成の取組を加速化させるため、自治体が、大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する地域課題解決プロジェクトに取り組む場合の経費を特別交付税措置

対象団体

- ① **三大都市圏外の市町村**
- ② **三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村**
- ③ **都道府県**（上記①又は②の市町村においてフィールドワークを行うものに限る）

対象経費の詳細

● **地方が単独で実施する事業**のうち以下の経費が対象

- ・ 参加学生等の募集に要する経費
- ・ 受入れ準備に要する経費（プロジェクト計画策定費等）
- ・ 滞在場所の確保に要する経費（宿泊費等）
- ・ プロジェクトの実施に伴う旅費（交通費、車の借上料等）
- ・ コーディネーター委託費
- ・ プロジェクト実施に係る経費（謝金、会場借上料、事業の実施に必要な施設整備費・備品費・原材料費等）

※ 参加者等の飲食に要する経費、事業の実施以外の利用が主となる施設整備費・備品費・原材料費等、本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費は対象外

対象経費の上限

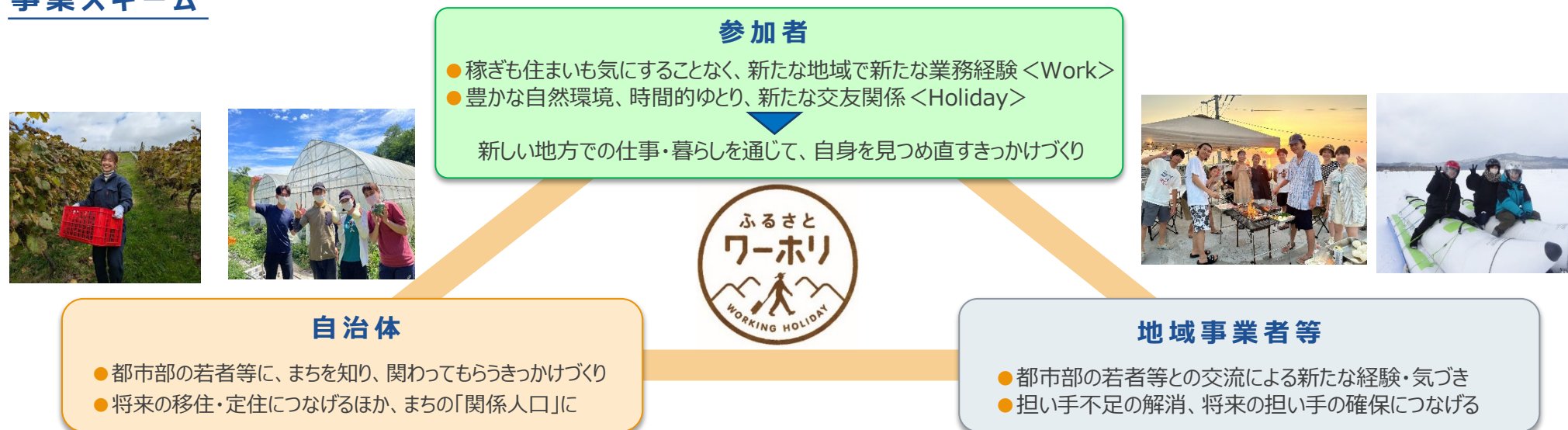
1 団体あたり 15,000千円 + 5千円 × 全参加者の延べ滞在日数 （措置率0.5、財政力補正あり）

ふるさとワーキングホリデー



- 都市部の若者などが、**一定期間（概ね2週間～1か月）** 地方に滞在し、**働いて収入を得ながら**、地域住民との交流や学びの場などを通じて**地域での暮らしを体感する**ことで、地域との関わりを深めるもの。

事業スキーム



財政措置

都道府県 及び 三大都市圏外の市町村 + 大都市圏内の市町村のうち条件不利地域など(1,433市町村)を対象に、以下の経費について特別交付税措置（措置率0.5（財政力補正あり））

※ 対象経費の上限 1団体あたり15,000千円 + 5千円×全参加者の延べ滞在日数

① 募集・受付

- ・募集に係る各種経費
- ・応募者との面談、受入企業との調整に要する経費 等

② 受入準備

- ・受入準備に要する経費
- ・滞在所確保に要する経費 等

③ 活動支援

- ・実施団体内の移動費、宿泊費
- ・交流イベント等に要する経費 等
- ※参加者の飲食費は対象外

参加者募集支援・伴走支援

- 参加者募集のための「合同説明会」（オンライン）を年4回程度開催
- 新規に取り組むことを検討中の自治体には、ノウハウを共有するなど伴走支援を実施

POINT

- これまでに、**5,979名**が参加
- 参加者の**約9割**が満足、**約9割**が再訪意向
- 参加後、**移住・定住**や、**地域おこし協力隊**として活躍する例も



宮城県 気仙沼市 R6参加実績：100名 (再訪機運醸成に向けた取組)



- 参加者の再訪機運醸成のため、都市圏において定期的にファンミーティングを開催するなど、参加後のイベントを実施

新潟県南魚沼市 R6参加実績：55名 (参加者と地域の継続的な関係構築)



- 参加者が地域運営組織に加入し、次年度以降のふるさとワーキングホリデー事務局スタッフとしても活躍

富山県 魚津市 R6参加実績：17名 (継続的な地域の魅力発信)



- 参加者に対してイベント情報を定期的に発信する等、地域の魅力を継続的に発信し、再訪者等の関係人口を創出

長野県 伊那市 R6参加実績：32名 (移住・定住促進)



- 元参加者である地域おこし協力隊が応募者に事前面談を実施し、移住意向の強い人を受け入れ、高い移住率を実現

徳島県 鳴門市 R6参加実績：20名 (参加者による地域創業)



- 移住した参加者が地域で起業し、特産品「鳴門らっきょう」の加工品開発に取り組むとともに、受入事業者として市と協力

岩手県 R6参加実績：25名 (就業分野特化：観光業)



- 就労先を地域の宿泊施設や観光施設に特化することで、参加者が地域の魅力を知る機会を提供

地域おこし協力隊について

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体（地域要件あり）

○活動期間：概ね1年以上3年以下 ※ 最大5年とする特例あり（R8～）

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R8＞

・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限（報償費等：350万円、その他活動経費：200万円）

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・**地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円／人を上限（任期2年目から任期終了後3年以内の起業・事業承継が対象）**

※新たな雇用の創出等の要件を満たす場合…200万円／人に上限額を引き上げ（R8～）

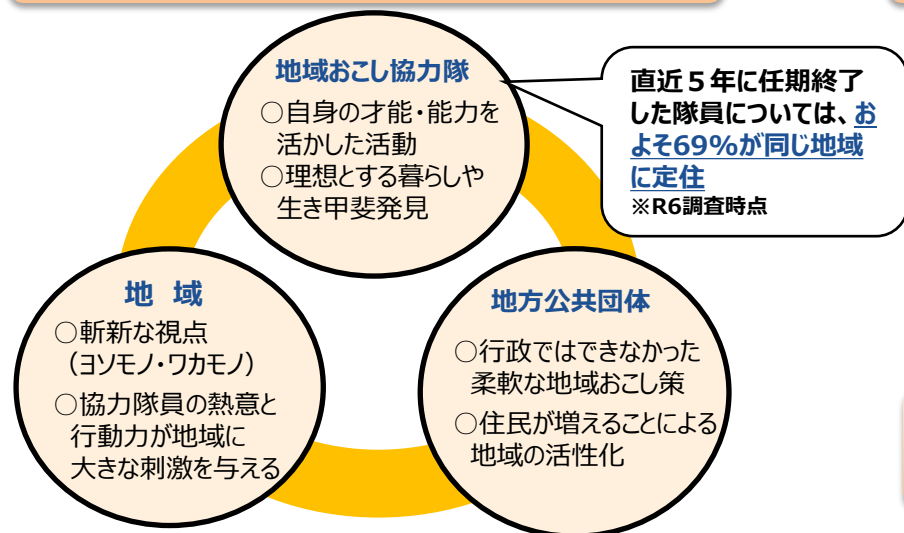
・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）

・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

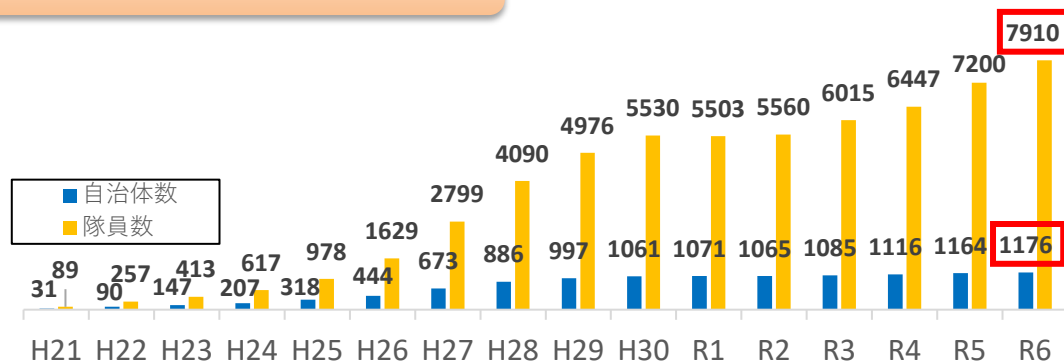
地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組自治体数の推移

⇒ **隊員数10,000人を目標**



隊員の**約4割は女性**

隊員の**約6割が20歳代と30歳代**

直近5年に任期終了し定住した隊員については、**およそ46%が起業**※R6調査時点

地域おこし協力隊 地方財政措置の拡充（R7→R8）

1. 地域おこし協力隊の任期延長特例の導入

- 地域協力活動として地場産業等に従事し、任期終了後に一定の要件の下で当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うこととする場合、活動期間を最大5年に延長可能。



（伝統産業の承継）



（農業技術の習得）

2. 「地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費」に対する特別交付税措置の拡充

- 対象期間を延長（任期2年目から任期後1年以内 ⇒ 任期2年目から任期後3年以内）
- 新たな雇用の創出等の要件を満たす場合、上限額を引上げ（100万円/人⇒200万円/人）

地域おこし協力隊の推進に要する経費

R8当初予算額案：252百万円

R7補正予算額：118百万円

(R7当初予算額：248百万円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和6年度は7,910人であり、隊員数を10,000人とする目標を掲げている（地方創生に関する総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出する。**

制度周知・隊員募集

■ 戦略的な広報の取組強化

拡充 インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしおよび応募者と自治体のマッチング強化を行う。

■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援

- 地域おこし協力隊の活用を検討する地方公共団体へ地域おこし協力隊の知見・ノウハウ等を有するアドバイザーを派遣することにより、伴走支援を行う。

■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- 地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



隊員活動期間中

■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
- 各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- 隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■ 各種研修会等の実施

- 初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



- 拡充** 隊員の起業・事業承継等を支援するため、「起業・事業化研修」等の取組を強化し、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等の充実を行う。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進！

地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業について

- 地域おこし協力隊の取組の更なる推進のため、地域おこし協力隊の活用を検討する地方公共団体からの求めに応じ、地域おこし協力隊の知見・ノウハウ等を有する「**地域おこし協力隊アドバイザー**」を派遣し、地域おこし協力隊に関する助言等を行う。
- 地域おこし協力隊サポートデスク関係者、先進自治体職員、大学教授、地域おこし協力隊OB・OG等の有識者にアドバイザーを委嘱。
- 従来の個々の課題に応じた派遣に加え、令和7年度からは、**新規又は追加での募集案件組成に係る「パッケージ型支援」を新設**。**都道府県ネットワーク関係者の同行**や、**自治体の課題に応じた複数名のアドバイザー派遣**も可能に。

1. 派遣の流れ



2. スケジュール

時期	内容
4月	アドバイザーリストの公表 派遣申請の受付開始
随時	派遣申請の受付～派遣
2月末	アドバイザーの派遣完了

3. 派遣メニュー

各地方公共団体は、希望に応じて以下(1)又は(2)を選択可能。

(1) 特定の課題解決支援

R7拡充（派遣日数・時間）

- ・支援内容：地域おこし協力隊の導入に向けた制度設計・企画、募集・採用、活動支援、任期後に向けた支援など
- ・派遣日数・時間：原則として連続する**3日**以内
総派遣時間数は**合計20h**以内（7h/日以内）

➡ ～こんな地方公共団体におすすめ～
募集案件の魅力度向上や、サポート体制の強化など、個別課題の解決を図るために、それらに特化した助言を集中的に受けたい場合。

(2) 新規の募集案件組成パッケージ型支援

R7新規

- ・支援内容：募集案件の組成から要項の作成、受入れ体制の整備までの一貫した伴走支援
- ・派遣日数・時間：**5日間**程度の実施が目安
総派遣時間数は**合計35h**以内（7h/日以内）

➡ ～こんな地方公共団体におすすめ～
協力隊を初めて又は久しぶりに募集する団体や、新たな分野で追加で募集しようとする団体が、募集要項の作成や体制づくりも含め、協力隊の受入れにあたって必要な幅広い内容について継続的な支援を受けたい場合。

国等における地域おこし協力隊関連研修一覧（令和8年度開催予定）

（自治体向け）

研修名	対象者	開催時期等	会場	問い合わせ先
自治体職員向け研修	協力隊制度所管課、受入課の担当者	R8.5.14、R8.5.28 （各500人程度）	オンライン開催	総務省地域自立応援課 TEL：03-5253-5394
ブロック別推進会議	協力隊制度所管課、受入課の担当者 等	令和8年7月～9月 8回予定 （各150名程度）	全国8ブロックで実施	総務省地域自立応援課 TEL：03-5253-5394
市町村長向けトップセミナー	市町村長、幹部職員	令和8年9月頃 （500人程度）	オンライン開催	総務省地域自立応援課 TEL：03-5253-5394

（隊員向け）

研修名	対象者	開催時期等	会場	問い合わせ先
初任者研修 （JIAM・総務省共催）	委嘱後概ね1年以内の初任隊員	R8.4.13～4.15 （約170人）	全国市町村国際文化研修所 （JIAM）（滋賀県大津市）	全国市町村国際文化研修所 TEL：077-578-5932
初任者研修 （JAMP・総務省共催）	委嘱後概ね1年以内の初任隊員	R8.5.11～5.13 （約180人）	市町村職員中央研修所 （JAMP）（千葉県千葉市）	市町村職員中央研修所 TEL：043-276-3126
初任者研修 （総務省主催）	委嘱後概ね1年以内の初任隊員	R8.10月予定 （各80人程度）	オンライン開催	総務省地域自立応援課 TEL：03-5253-5394
ステップアップ研修 （総務省主催）	主として2年目、3年目の隊員	R8.11月予定 （約80人程度）	オンライン開催	総務省地域自立応援課 TEL：03-5253-5394
起業・事業化研修 （仮）	任期後、起業・事業承継を目指す隊員	R8.10頃～10回程度予定 （各500人程度）	オンライン開催	総務省地域自立応援課 TEL：03-5253-5394
テーマ別研修等	各テーマで活動する隊員	R8.11頃～5回程度予定 （各500人程度）	オンライン開催	総務省地域自立応援課 TEL：03-5253-5394
ステップアップ研修 （JIAM・総務省共催）	主として2年目、3年目の隊員	R9.1.14～1.15 （約80人程度）	全国市町村国際文化研修所 （JIAM）（滋賀県大津市）	全国市町村国際文化研修所 TEL：077-578-5932

地域おこし協力隊全国サミット



?

いま、日本の地域がオモシロイ
～その理由を、確かめに来ませんか～

第9回

地域おこし協力隊 全国サミット

2026年2月1日（日）東京ミッドタウンホール

参加無料
事前登録で
参加団体からの
プレゼントあり！

知って、学んで、ともにひろがる
～地域の未来、自分の未来～

年に1度、現役地域おこし協力隊員、
地域おこし協力隊経験者、自治体関係者と
様々な立場の人々が一堂に集まる交流の日。

地域移住、地域おこし協力隊に興味のある方はぜひご参加ください。

開催概要

開催日	2026年2月1日（日）	会場	東京ミッドタウンホール
時間	12:00～17:00（12:00開場）	備考	参加無料
プログラム	ステージ/ブース展示		



事前申し込みは
コチラから

「地域おこし協力隊関係者/自治体職員関係者専用！」

2025年1月31日（土）13:00～16:30（12:00開場）

地域に関するテーマに取り組み関係者同士で学び合い、活動内容の共有や課題解決のヒントを得る個別交流会開催！



第9回地域おこし協力隊全国サミット プログラム

サミットエリア（ホールA）：12:00開場/13:00開会

基調講演



2026年のこの日本で、地域に身を投じる意味と価値
～あなたはその場所で、何を未来と次世代に遺すのか？～

澤谷浩介 氏 日本総合研究所 調査部 主席研究員

誰でも参加可能なクイズを交えながら、都市と地方の境界が溶け始めた現代において、
「なぜいま地域で生きるのか」「そこにどんな価値と希望があるのか」を多角的な視点からお話します。

事例紹介・パネルディスカッション

地域おこし協力隊三方良しの取組

地域おこし協力隊制度が目指す
「三方良し」の取組へ
理解を深めるためのステージ

● 事例紹介 ● 滋賀県守山市 ● 兵庫県丹波篠山市

コーディネーター：田口 太郎 氏（徳島大学大学院 教授）

パネリスト：網島 悠弥 氏

（地域おこし協力隊サポートデスク専門相談員）

山田 史依子 氏

（福島県地域おこし協力隊サポーターズクラブコーディネーター）

ストーリーテリングセッション

私と地域と、未来のものがたり

現役地域おこし協力隊員/地域おこし協力隊経験者による
プレゼンテーション

プレゼンター：塚井 穂乃佳 氏 伊藤 友樹 氏 江藤 誠洋 氏

フィナーレセッション

ともに描く、地域と私たちの未来

現役地域おこし協力隊員・地域おこし協力隊経験者による
クロストーク

ファシリテーター：平林 和樹 氏（地域力創造アドバイザー）

パネリスト：池内 裕平 氏 中桐 由起子 氏 黒田 香葉子 氏

イベントエリア（ホールB）：12:00開場

地域おこし協力隊活動紹介ブース



地域おこし協力隊員等が関わった
地域の特産品や工芸品の展示・販売
（試食を含む）、
隊員の活動内容の報告・展示などを実施！

地域おこし協力隊ワークショップブース



伝統工芸の体験など地域の文化に触れ、
地域に息づく知恵や価値観に直接触れる
ワークショップを行います！

なんでもQ&Aラウンジ



鳥越佳那 氏
さつまいまアナウンサー



三瓶裕美 氏
地域おこし協力隊アドバイザー

地域おこし協力隊制度や、地域での暮らし・活動に
興味はあるけれど、
「ちょっと聞きづらい」「本音を知りたい」——
そんな疑問に気軽に触れられる対話型ラウンジを
開催します！

地域活性化起業人について

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

地域活性化起業人



総務省HP

ポイント

- **企業の社会貢献**（市町村との連携協定の具体的方策として活用など）
- 社員の**スキルアップ**（提携先市町村を通じた地域企業とのネットワーク形成など）
- **シニア社員**の退職後の**新たな活躍の場**として **【R7.4～新規：地域活性化シニア起業人】**

民間企業

三大都市圏や**政令市・中核市・県庁所在市**（※1）に所在する企業、社団等

【企業派遣型】

- ・企業と自治体が協定を締結
- ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上**
- ・派遣期間は**6か月から3年** など

【副業型】

- ・企業に所属する個人と自治体が契約を締結
- ・受入自治体における現地滞在日数は**月1日以上**
- ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**（リモート可）
- ・契約期間は**6か月から3年** など

社員個人

シニア個人

地域活性化シニア起業人

※要件は副業型と同一

～企業で活躍したシニア層を課題解決の即戦力に～

退職後

協定締結

即戦力人材
（ノウハウ・知見）

給与等の
一部負担など

契約締結

地方自治体

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域など
（対象：1,433市町村）

【企業派遣型】

- ・社員の給与等の経費を、協定に基づき自治体が一部負担
（国は自治体に対して**上限610万円/人**を支援）

【副業型】【シニア起業人】

- ・期間中に要する経費を、契約に基づき自治体が一部負担
（国は自治体に対して、
報償費 上限100万円/人
+ 旅費 上限100万円/人
（合計の上限200万円/人）を支援）

※1 三大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市も対象に

地域活性化起業人のマッチングプラットフォーム

地域活性化起業人制度の更なる推進のため、自治体や企業、副業に関心のある個人等が、それぞれ、抱える課題や来てもらいたい民間のスペシャリスト人材、自らが提供できるソリューションを登録し相互に交流できる場を構築しました！

登録・活用はこちらから→



自治体

民間のスペシャリスト人材を活用したいニーズ

- 民間企業や退職した個人の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用して地域の課題を解決
- 外部の視点・スピード感覚で取組を展開

マッチング プラットフォーム

自治体や
企業、個人が、
それぞれのニーズを
登録

企業や副業に関心のある個人等

多彩な経験による人材の育成、
企業の社会貢献、新しい地域との
関係構築などのニーズ

- 民間企業の社会貢献
- 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

マッチングプラットフォームを活用したマッチングのステップ

自治体側の流れ



Step.1 制度活用に向けた検討

抱える課題を明確にしたうえで、地域活性化起業人制度の活用を検討。



Step.2 起業人募集登録

起業人に解決してほしい自治体の課題や求めるスキル・ノウハウ等の情報をプラットフォームに掲載。



Step.3 起業人募集やソリューションへの応募

マッチングプラットフォームに掲載された情報を検索。
関心のある、起業人募集やソリューションへプラットフォーム上で応募が可能！



Step.4 応募した相手とのやりとり

プラットフォーム内で、応募した相手とチャットでやりとりが可能！
面談等に向けての出発点の場として活用。



Step.5 面談等→協定締結・派遣開始(プラットフォーム外)

面談や打ち合わせを重ね、合意に至ったら、協定締結し、派遣を開始。

企業・副業人材側の流れ

Step.1 制度活用に向けた検討

社会貢献や社員等のキャリアアップなどを考え、地域活性化起業人制度の活用を検討。



Step.2 ソリューション登録

企業や個人のスキルや強み、派遣可能な任期等の情報を、プラットフォームに掲載。



移住・定住特交、移住・交流情報ガーデン について

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課



○ 地方への移住を検討している方等に対し、**居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談**についてワンストップで対応する窓口である「移住・交流情報ガーデン」を**東京駅八重洲口**に開設（平成27年3月28日開設）

- 関係府省とも連携し、地方への移住等に係る問合せや、しごと情報・就農支援情報に対応する「**相談窓口コーナー**」
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として**無料で利用可能**な「**イベント・セミナースペース**」
- 自由に地方への移住等に関する情報を検索できる「**情報検索コーナー**」や、「移住・交流」や「地域おこし協力隊」に関するパンフレットを配架している「**地域資料コーナー**」
- 地域おこし協力隊に関する相談等を一元的に対応する「**地域おこし協力隊サポートデスク**」



（移住フェアの様様）



（移住相談ブース）



【所在地】 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
【アクセス】 JR／東京駅（八重洲中央口）より徒歩4分
地下鉄／銀座線 京橋駅より徒歩5分
銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

移住・定住対策の推進

- 地方への移住・定住を推進するため、都道府県・市町村が実施する以下の取組について、特別交付税措置

情報発信

措置率 0.5 × 財政力補正

- 移住相談窓口の設置
- 移住相談会等の開催
- 各自治体のＨＰでの情報発信
- 移住関連イベント等への相談ブースの出展



等

移住体験

措置率 0.5 × 財政力補正

- 移住体験ツアーの実施
- 移住体験住宅の整備（※）
（※）新築する場合は対象外
- ＵＩターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）



等

住居・就職支援

措置率 0.5 × 財政力補正

- 空き家バンクの運営
- 住宅改修への助成
- 移住希望者に対する職業紹介

等

定住・定着に向けた支援

1人当たり上限500万円（兼任の場合40万円上限）

- 移住コーディネーターによる情報提供や相談対応
- 定住支援員による移住者等の地域生活支援

等



令和 8 年度予算案における 地域大学振興関係事業について

文部科学省 高等教育局 大学振興課 地域大学振興室

令和8年度予算案における 地域大学振興関係事業について

令和8年1月26日

文部科学省 高等教育局 大学振興課 地域大学振興室

● 背景・課題

- ✓ 急速な少子化が進行する中、各地域において高等教育へのアクセスや生活・産業基盤等に大きな影響が生じるおそれがあり、2040年の社会を見据え、各地域の「知の総和」の向上を図るため、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を踏まえた大学等における人材育成機能強化や地域の高校改革と連動した大学改革など、高校・大学・大学院の一体的な改革等に取り組み、質の高い高等教育機会を確保することが喫緊の課題。
- ✓ このため、各地域の大学間・産学官金等の連携基盤の構築や都市・地方間の大学等間連携による人材交流・循環の促進など総合的な地域大学振興の取組の推進が必要。

地域の産業や社会、生活基盤を支える分野の人材育成、地域の高等教育へのアクセス確保や 地方大学による人材育成機能強化など各地域の「知の総和」向上を図るための施策を展開

「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業

【令和8年度予算額（案） 7億円（新規）】

- 2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施

- 地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）を構築。

- 協議体に配置される大学間・産学官金等連携の推進役となるコーディネーターを中心に、高大の一体的な改革を含め各地域の魅力的な高等教育機関づくりに関する取組を推進。

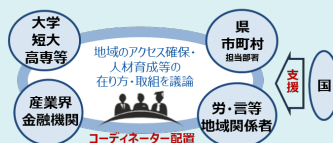
【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×7,000万円程度

※モデル構築という性質を踏まえ、採択に当たっては事例の多様性についても考慮。

地域構想推進プラットフォーム

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進

【令和8年度予算額（案） 0.8億円（新規）】

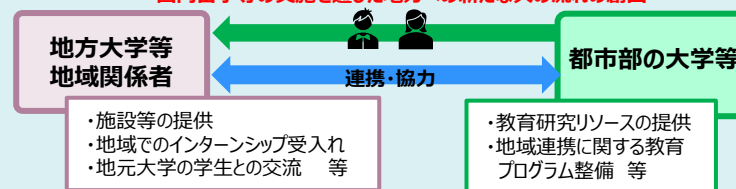
- 地方への人の流れの創出につながる取組を支援し、地方の高等教育機関や地方公共団体との交流・連携を推進することで、都市と地方の人材交流や循環を促進

- 都市部の大学等において、地方での教育活動を通じて、学生が地域課題に対する理解を深め、課題解決に取り組む教育プログラムや推進体制を構築。

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】3件×2,500万円程度

国内留学等の実施を通じた地方への新たな人の流れの創出



○ 大学等を核とした地方創生事例の普及・展開 【令和8年度予算額（案） 0.1億円（新規）】

- 各地域において実施されている高等教育機関と地方公共団体・産業界との連携事例の普及・展開、高等教育機関に進学する高校生等に対する地方大学の魅力発信のためのイベント開催や、地域における連携推進を担うコーディネーター間のノウハウや情報共有のためのセミナー等を実施。

（担当：高等教育局大学振興課地域大学振興室）

「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業

令和8年度予算額（案）

7億円
（新規）



● 背景・課題

- ・急速な少子化が進行する中、学生募集停止が相次ぐなど地域の高等教育機関に困難が生じており、地元進学希望者の高等教育機会の確保や、地域の生活・産業基盤等に大きな影響が生じる恐れ。
- ・このため、2040年の社会を見据え、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を共通認識し、地域関係者と一体となって具体的な取組につなげることが必要。
- ・地域の高等教育機関単独での取組には限界があり、**地域にとって真に必要なかつ魅力ある高等教育機関へのアクセス確保**のため、**各地域の大学間・産学官金等間の連携推進方策**を講じる必要。

- ・大学進学者数推計
（2024年）約63万人⇒**2040年には約3割減少**
- ・大学進学時の都道府県別流入・流出者
⇒（2024年）**38道県で流出超過**
（出典）文部科学省調べ
- ・若い世代が出身地域を離れた理由
⇒ 男女ともに、**「希望する進学先が少なかったから」が最多の理由**（出典）内閣府調べ

2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施

◆ 事業内容

- 地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）を構築。
- 議論を行う協議体に配置される大学間・産学官連携の推進役となるコーディネーターを中心に、各地域の魅力ある高等教育機関づくりに関する取組を推進。
- 採択事業の参画機関（高等教育機関、地方公共団体等）と、文部科学省をはじめとする関係省庁との定期的な対話の機会を設け、モデル構築に向けた強力な伴走支援を実施。

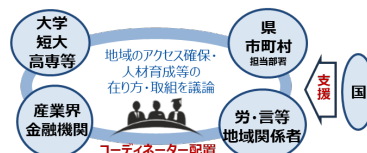
【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×7,000万円程度

※モデル構築という性質を踏まえ、採択に当たっては事例の多様性についても考慮。

地域構想推進プラットフォーム

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



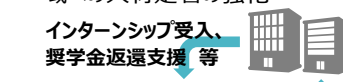
【プラットフォームでの議論を踏まえ期待される取組例】

- 地域の人材需給や産業構造のニーズ等や、高校教育改革と連動した教育組織・カリキュラムの変革



プラットフォームでの議論

- 高校段階から地域の高等教育機関への接続強化や、自治体等による就職支援等を通じた地域への人材定着の強化

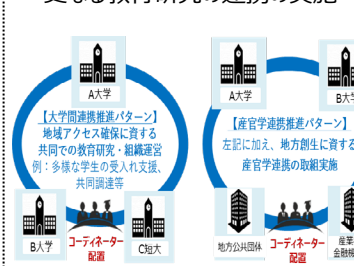


地方大学への進学

- 地元企業や金融機関、大学のリソース等を結集し、地域の強みを生かした新産業の創出



- 連携開設科目の設置にとどまらない、地域アクセス確保のための更なる教育研究の連携の実施



アウトプット（活動目標）

- ・モデル事業の採択数

短期アウトカム（成果目標）

- ・目標値に達したKPI数/採択事業ごとに設定した全てのKPI目標数

長期アウトカム（成果目標）

- ・PFでの議論を踏まえて、地域アクセス確保や、地域において必要な人材育成に向けた取組を行う大学の数

（担当：高等教育局大学振興課地域大学振興室）

「地域構想推進プラットフォーム」の構築（イメージ）

2040年を見据えた実効的なプラットフォームの構築

○大学進学者数の大幅減
(約63万人(2024)→約3割減(2040))
⇒各地域の高等教育へのアクセス
や、地域産業や社会・生活の基盤
に大きな影響のおそれ



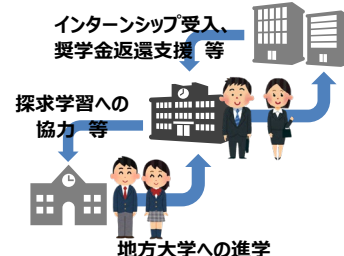
○各地域の高等教育を取り巻く課題、将来の人材需要、国公立大学等が果たす役割等について地域全体で認識共有
○各地域の高等教育へのアクセス確保や地方創生のため、各地域の高等教育機関を中心とした実効的な産学官金等連携による人材育成の取組促進
⇒**各地域の「知の総和」向上に向けた取組を強力に支援**

【地域構想推進プラットフォームと取組展開例】

○地域の人材需給や産業界のニーズ等を踏まえた、**高校改革と連動した大学改革**(教育組織・カリキュラム改革等)



○高校段階からの**地域の高等教育機関への接続強化**や、自治体等による就職支援等を通じた**地域への人材定着の強化**



○地元企業や大学のリソース等の結集による**地域の新産業創出**



○地域アクセス確保のための**大学間の教育研究連携の一層の促進**



※その他、地域大学振興の観点から、都市・地方間の大学等間連携による人材交流・循環の促進に関する取組(国内留学等)も展開

◆背景・課題

- 大学進学希望者に対する大学入学定員（大学進学者収容力）が、東京都をはじめとする大都市圏で100%を超えている一方、多くの道県で100%未満となっていることに加え、地方から東京都をはじめとする大都市圏への進学者・就職者の流入傾向が続いているなど、依然として都市と地方間の様々な課題が生じている状況。
- こうした状況を踏まえ、都市と地方双方の持続的な成長・発展にむけて、地方と都市部の高等教育機関間での交流・連携等を推進し、地方への新たな人の流れを創出することが必要。

◆事業内容

地方への人の流れの創出につながる国内留学等の取組を支援し、地域の高等教育機関や地方公共団体との交流・連携を推進することで、都市と地方の人材交流や循環を促進し、地方における関係人口の増加を図る。

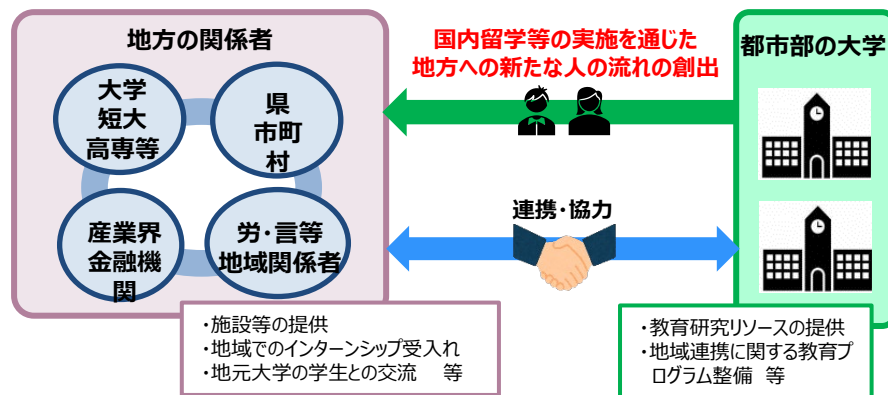
- 都市部の高等教育機関において、地方が抱える社会問題や課題に対する理解を深め、地方での実習等を通じて課題解決に取り組む教育プログラムを構築。
- 都市部の高等教育機関と地域の関係者が相互にリソースやフィールドを提供し、持続的な人材の交流・循環に向けた緊密な連携・協力体制を構築。
- 教育プログラムの実施を通じて都市から地方への新たな人の流れや結びつきを創出し、関係人口の増加を図る。

【支援対象】 国公立の大学・短期大学・高等専門学校

【事業期間】 3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】 3件×2,500万円程度

【取組イメージ】



アウトプット（活動目標）

- ・本事業の採択数

短期アウトカム（成果目標）

- ・構築された教育プログラム数

長期アウトカム（成果目標）

- ・採択機関における地方への学生派遣数
- ・学生の受入に協力する地方公共団体数

（担当：高等教育局大学振興課地域大学振興室）

● 背景・課題

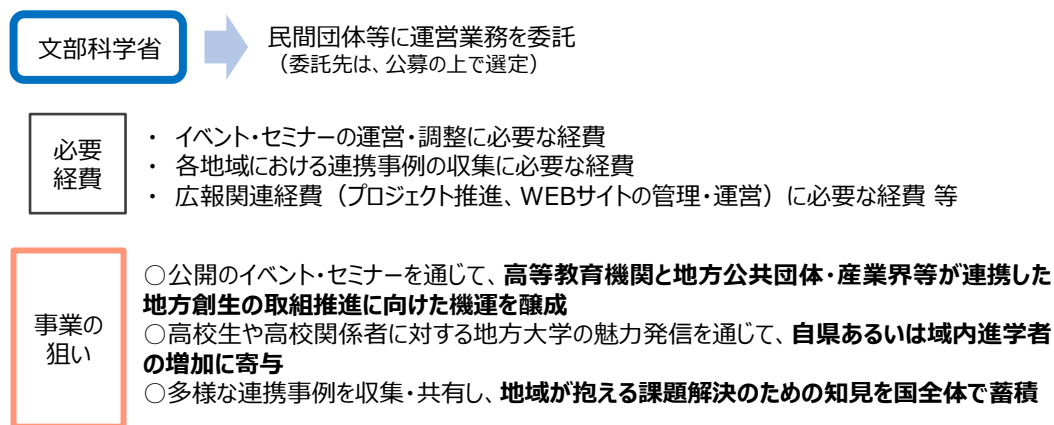
既に地域連携の取組を進めている地方公共団体や高等教育機関においても、「活動内容（何をやるべきか分からない等）」「構成員間の温度差」を運営上の課題として認識。

また、高校生が地元の大学を選択しない主な理由として、行きたい学校が地元には無かった、自分の学びたい分野等を学べる学校が地元には無かったという理由が挙げられており、各大学が自らの魅力づくりに取り組むとともに、その魅力を発信するための場を構築することが必要。

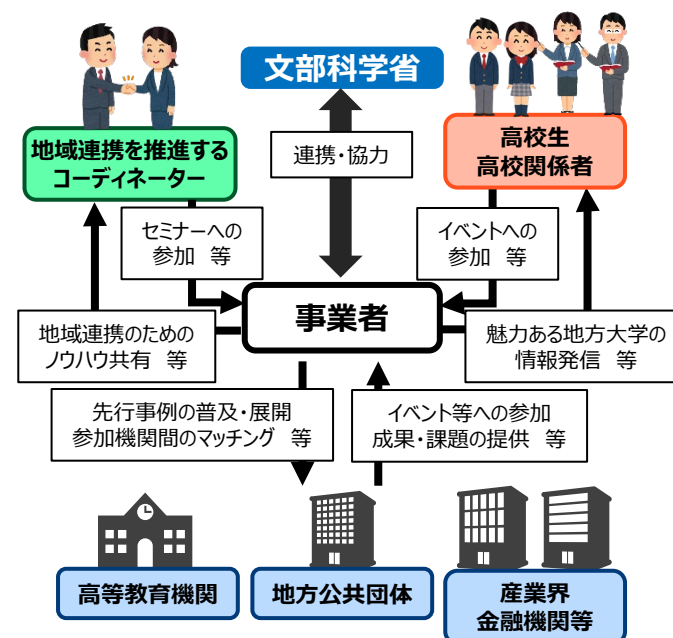
◆ 事業内容

- 各地域において実施されている高等教育機関と地方公共団体・産業界との連携事例の普及・展開、高等教育機関に進学する高校生等に対する地方大学の魅力発信のためのイベント開催や、地域における連携推進を担うコーディネーター間のノウハウや情報共有のためのセミナー等を行う。

◆ 事業スキーム



高等教育機関を中心とした地方創生の推進



（担当：高等教育局大学振興課地域大学振興室）

地域アクセス確保特例制度について

(大学設置基準等の一部改正及び地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程の新設)

背景・趣旨

- 大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、
 - ・地方に在住する高等教育進学希望者の高等教育へのアクセス確保に多大な支障が生じるおそれ
 - ・地域の人材需給のバランスが崩れ、地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれ
- このような状況の中、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」で、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図る仕組みの構築や、更なる高等教育機関間の連携の取組の推進が提言

制度概要

- 地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合に、他の大学と連携して行うことなどについて文部科学大臣の認定を受けた大学※¹については、特例対象規定の全部又は一部によらない取組を行うことができるもの

<大学設置基準における主な特例対象規定>

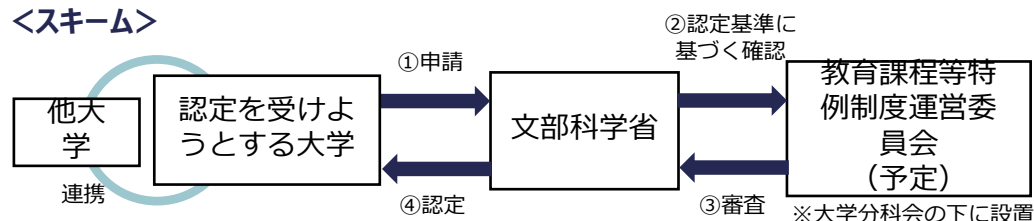
第8条第1項、別表第一イ(1)備考第一号、第二号(基幹教員)／第19条第1項(授業科目の自ら開設)／第28条、第29条第2項、第30条第4項(単位互換等の60単位上限)／第32条第5項(遠隔授業の60単位上限) 等

<認定基準>

機関としての要件

- ・自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること及び教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
- ・申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること
- ・申請日前5年以内に、法令等に違反したことがある、財務状況が健全でない※²、教育条件・管理運営が適性を欠く、といった欠格条項に該当しないこと

<スキーム>



取組に関する要件

- ・申請計画書において、地域アクセス確保に資する教育の実施の必要性、他の大学と連携した教育の実施内容、学生に対する適切な配慮等が明らかにされていること
- ・申請計画書の内容が、大学等連携推進法人等を組織して行われること並びに協議会(地域アクセス確保等に関し必要な協議を行う場として告示で別途規定)等と連携して実施されると見込まれること
- ・資格養成課程については、分野所管省庁等が特例適用の必要性を認めていること

※¹専門職大学、短期大学、専門職短期大学の設置基準についても同様の改正を実施

※²特別な事情がある場合は個別に考慮予定

施行期日

- 令和8年1月1日

地域構想推進プラットフォームの構築について

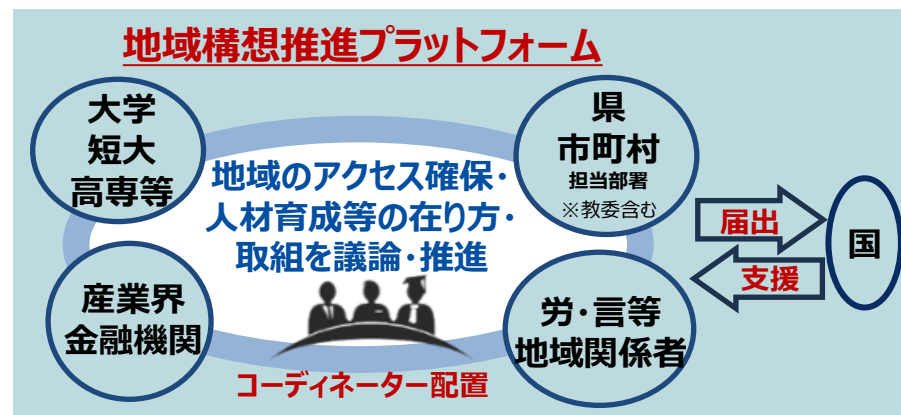
(地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会に関する規程の新設)

背景・趣旨

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」答申以降、各地域において「地域連携プラットフォーム」の構築が進み、複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し連携を図る取組が進みつつある
- 今後は、各高等教育機関が持つ強みや特色を活かしつつ、地域におけるアクセス確保を図り、地域に必要な人材を育成する観点から、地域連携プラットフォームの仕組みを発展させ、強い当事者意識のもと、高等教育機関、地方公共団体や産業界等が一体となって具体的な取組に向かうことができる場の構築が必要
- このため、「知の総和」答申において、各地域の高等教育を取り巻く状況・課題、将来の人材需要等を踏まえ、地域における高等教育へのアクセス確保策や地域の人材育成の在り方など、大学等における教育・研究の構想やその推進について、大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者が継続的に議論し、実効性のある取組につなげていくための協議体（地域構想推進プラットフォーム）の構築が提言

制度概要

- 大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者は、共同して、地域における高等教育へのアクセス確保に関する構想や、大学等間の連携、地域関係者と連携した教育活動（人材育成等）に関し必要な協議を行うための協議会（地域構想推進プラットフォーム）を組織することができる（※協議会の構成員は協議結果を尊重）
- 以下の措置を講じている協議会は、文部科学大臣に届け出ることができる
 - ・大学等、地方公共団体、産業界等の地域の関係者が相当数参加するための措置
 - ・地域の関係者間の円滑な情報共有を図るための措置
- 届出を行った協議会は、国に必要な情報提供等協力を求めることができる



施行期日

- 令和8年1月1日

【本件担当】 文部科学省高等教育局大学振興課地域大学振興室

TEL: 03-6734-3667

E-mail: chiikidaigaku@mext.go.jp

【地域大学振興室との連絡窓口について】

地域大学振興室においては、地方公共団体をはじめ地域の産学官金等と連携した地域大学振興の取組を推進しているところです。こうした取組に関連して、地域大学振興室と地方公共団体との情報共有や連携強化を目的として、連絡窓口の登録をお願いしております。

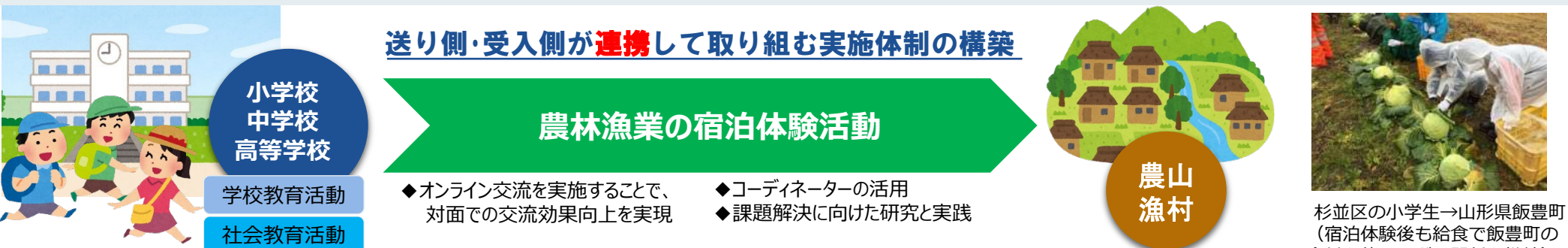
（登録フォーム） <https://forms.office.com/r/swRBZSa3Jg>

子ども農山漁村交流プロジェクト ・地域力創造アドバイザーについて

総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室



農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や関係人口の創出・深化に寄与（**子ども農山漁村交流プロジェクト、略称「子プロ」**）。



①子供農山漁村交流支援事業（上限：1組あたり250万円）

送り側と受入側の自治体が**連携**して取り組む**宿泊体験活動**をモデルとして、その実証・調査により得られた成果やノウハウを全国へ展開。 ※対象経費：コーディネーター費用、こども、教員等の宿泊費用、旅費等

②体験交流計画策定支援事業（上限：100万円）

子プロの継続的な実施体制の構築のため、「**子供の農山漁村体験交流計画**」の策定を支援。国が委託したコーディネーターが伴走しながら、効果的な宿泊体験プログラムや、マッチング相手となる自治体を探す等の課題について検討を行う。

③子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子プロ推進のため、有識者による講義や先進事例、国の支援施策等について情報提供を行うセミナーを毎年開催。



首都圏を中心とした角川ドワンゴ学園の中高校生→福島県西会津町（町と学園の包括連携協定を活用して交流、手厚い受入体制を構築。定員15名に対して112名の応募）

POINT

- 上記要件を満たせば**おためし地域留学**（事前見学ツアー等・数日～1週間程度）も対象となります。
- コーディネーターの配置に要する経費も対象となります。

子ども農山漁村交流プロジェクトの地方財政措置



1 対象事業

子ども農山漁村交流プロジェクトについて、都道府県・市町村は、地方財政措置（特別交付税措置）を受けることができます。次の要件を全て満たす「子どもの農山漁村交流プロジェクト」が対象です。（措置率0.5）

- ① 学校教育活動または社会教育活動の一環として実施されるものであること。
- ② 子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること。
- ③ 子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること。

住民生活、農林漁業等の営みの体験の例

- ・ 農林漁業作業体験
- ・ 収穫物等を使っての地元料理づくり
- ・ 伝統芸能体験（子ども歌舞伎・地域のお祭り・神楽など） など

2 対象経費

送り側又は受入側の自治体が負担する次の経費について、特別交付税の対象となります。

- ① 推進協議会（都道府県・市町村）に要する経費
- ② 地域協議会（送り側・受入側）の運営に要する経費
- ③ 小学生・中学生の宿泊体験活動に要する経費（※）

①～③については、コーディネーターの配置に要する経費も含む。ただし、協議会については上限を240万円とする。

（※）の例

- ・ 子供や教員に係る宿泊費用
- ・ 教員が行う事前調査や打ち合わせのための旅費
- ・ 事業のために要する借損料（バスその他の車輛や備品） など

POINT

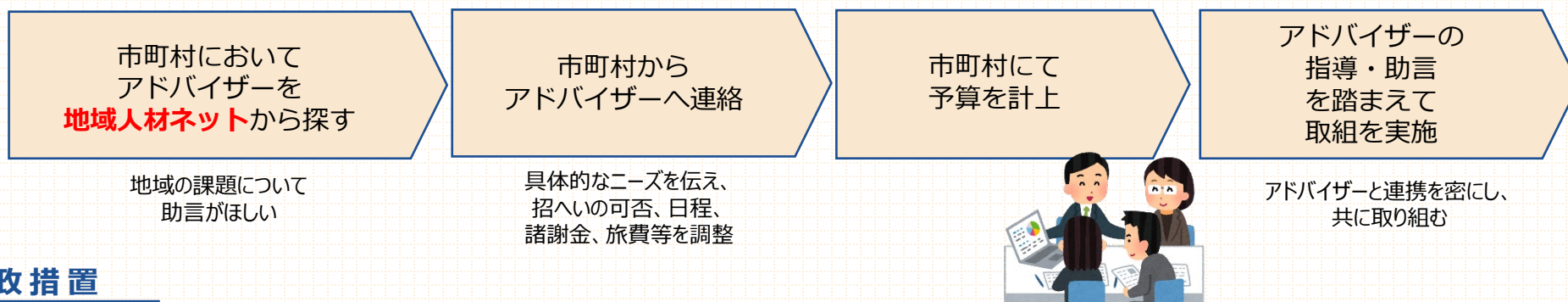
- 上記要件を満たせば**おためし地域留学**（事前見学ツアー等・数日～1週間程度）も対象となります。
- コーディネーターの配置に要する経費も対象となります。



地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置

地域人材ネット（地域力創造アドバイザー検索ページ）：<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

アドバイザー派遣の流れ



財政措置

- 対象市町村
 - ① 三大都市圏外の市町村
 - ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村（対象：1,433市町村）
- 要件

活用市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ**10日以上招へい**し、取組を実施
- 財政措置の内容 ※財政力補正有り
 - 1 市町村当たり、以下に示す額を上限額として、特別交付税を措置（アドバイザー 1 人につき最大 3 年間招へい可能）
 - ・ 民間専門家活用（**610万円／年**）
謝金単価の上限は国の諸謝金等使用基準（9,300円/時）とする。
 - ・ 先進自治体職員（240万円／年）
謝金は対象外

アドバイザー活用事例

POINT

- 様々な分野の専門家をリストアップ
- 招へい経費について、最大（**610万円／年**）を特別交付税で措置
- 活用事例として、指導・助言によるワインコンクールでの受賞や、起業塾開講による多数の地域開業者の輩出、地域交通の利用者増など成功事例多数

活用事例集は
こちら→



外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度 令和8年度制度改正について（特別交付税措置の拡充）



令和8年度より、地域力創造アドバイザーの活用に要する特別交付税措置について、措置期間を拡充するとともに、物価高騰の影響を踏まえ、対象経費の上限額の引き上げを実施する。

併せて、アドバイザーへの謝金（報償費）については、国の謝金単価を上限とする。

1. 特別交付税措置期間の拡充

- 地域力創造アドバイザーの活用に要する特別交付税の措置期間について、これまで1市町村当たりの活用期間を最大3年間としていたところ、
3年活用済の市町村においても、異なるアドバイザーを活用する場合、新たに3年間活用を可能とする。
(アドバイザー1人につき最大3年間活用可能)

2. 特別交付税措置対象経費の上限額の引き上げ

- 民間専門家活用の上限額の引き上げ
【R7】1市町村当たり590万円／年 ⇒ 【R8】1市町村あたり610万円／年
- アドバイザーへの謝金単価の上限の設定
謝金（報償費）単価の上限を国の諸謝金等使用基準（9,300円／時）とする。

「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」 による地方創生の取組の横展開について

内閣官房 地域未来戦略本部事務局

「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」 による地方創生の取組の横展開

令和 8 年 1 月

内閣官房 地域未来戦略本部事務局

「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」による地方創生の取組の横展開（R7.10～）

【趣旨】

- 令和7年6月に閣議決定された地方創生の基本構想においては、全国各地で取り組まれている地方創生の好事例を点で終わらず、面へと広げる**横展開が重要**とされている。
- これを踏まえ、「若者・女性から選ばれる地域づくり」や「地方への人の流れの創出」といった**地方創生の特徴的な施策**であり、かつ、**他の自治体のモデルとなる先進的な事業**について、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイス等を通じた全国への横展開を推進する。

【横展開する取組の例】

兵庫県豊岡市

若者・女性から選ばれる地域づくり（アンコンシャスバイアスやジェンダーギャップの解消）

自治体と事業所が連携した男女格差是正の取組

- 女性が働きたい仕事・職場への変革に積極的に取り組む**市内17事業所（市役所含む）で「ワークイノベーション推進会議」を設立**（2018年10月）。2025年10月には**129事業所に拡大**
- 市内事業所における働きやすさと働きがいに関する**「従業員意識調査」**を実施
- 従業員支援制度の充実度・実績や従業員満足度による**表彰制度**によりワークイノベーションを推進



▲表彰制度「あんしんカンパニー」のロゴ ※豊岡市作成資料より抜粋

山梨県丹波山村

地方への人の流れの創出（親子留学）

特色ある教育を核とした親子留学による移住促進

- 都心からのアクセスの良さを生かし、**都市と山村の生活を両立させた二地域居住型の親子留学を推進**
- 山村留学をはじめとした移住相談の窓口を「丹波山村移住定住推進協議会」が請け負い、**相談体制や情報発信を強化**
- **夏休みに合わせて、川遊びなどを交えた見学会を開催**し、移住後のイメージを持ってもらう体験の機会を提供



▲移住見学会の様子 ※丹波山村提供

【アドバイザー派遣申込みの方法等】

右記QRコードから総務省HP(<https://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html>)にアクセスいただき、アドバイザーの選定と申込み手続を行ってください。

※1 令和7年度の派遣申込みは**令和8年2月27日(金)まで**受け付けています。

※2 派遣経費(謝金・旅費)は地方公共団体金融機構が負担するため、**自治体側の費用負担はございません。**



過疎対策・集落支援員・買物サービス確保について

総務省 地域力創造グループ 過疎対策室

過疎対策について

1 過疎対策の経緯

- 人口減少の加速、公共交通手段・医療福祉分野の担い手の確保、集落の維持・活性化等が課題

⇒ 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（議員立法）に基づき、過疎対策を実施

※令和3年度から令和12年度までの時限立法 昭和45年以来、議員立法により五次にわたり制定（全て全会一致により成立）

2 過疎地域の要件

- 市町村ごとに
「人口減少要件」及び「財政力要件(※)」により判定

※ 直近3か年の財政力指数：0.51以下



関係市町村数	885団体（51.5%）
人口（R2国調）	1,167 万人（9.3%）
面積（R2国調）	238,675 km ² （63.2%）

※括弧内は全国に対する割合

3 主な支援策

- ① 過疎対策事業債（令和8年度計画額 6,100億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
- ② 国庫補助金の補助率かさ上げ（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③ 税制等の特例（所得税・法人税にかかる減価償却の特例、地方税の課税免除等に係る減収補てん措置）

※適用期限：令和9年3月31日まで（3年ごとに延長要望）

- ④ 過疎地域持続的発展支援交付金（令和8年度当初予算額案 8.0億円）
- ⑤ 集落支援員・都道府県過疎地域等政策支援員



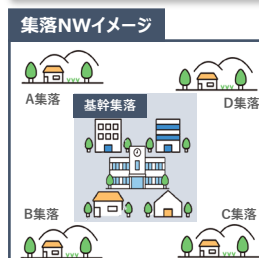
1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（ソフト）

基幹集落と周辺の複数集落による「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動 等

※過疎地域以外も活用可能

POINT

- 事業主体： **地域運営組織等**
 - 補助対象：集落課題の解決に資する幅広い事業
 - 補助率：限度額1,500万円の定額補助
- 下記事業は限度額を上乗せ
- | | | |
|----------------|---|---------|
| ①専門人材を活用する事業 | + | 500万円 |
| ②ICT等技術を活用する事業 | + | 500万円 |
| ③上記①と②を併用する事業 | + | 1,000万円 |



3 過疎地域集落再編整備事業（ハード）

集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用 等

POINT

- 事業主体： **過疎市町村**
 - 補助対象：団地造成費、生活関連施設整備費、空き家改修費 など
 - 補助率：1/2 以内
- ※交付対象経費の限度額あり
(例) 定住促進空き家活用事業：400万円×戸数

2 過疎地域持続的発展支援事業（ソフト）

過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業

※都道府県は人材育成事業のみ

POINT

- 事業主体： **過疎市町村、都道府県**（人材育成事業のみ）
- 補助対象：地域リーダーの育成等の人材育成、オンライン健康診断、買い物等の生活支援、鳥獣被害対策 など
⇒ICT技術を利用した幅広い事業が対象
- 補助率：限度額2,000万円の定額補助
都道府県は、1/2 又は 6/10(財政力指数0.51未満)



4 過疎地域遊休施設再整備事業（ハード）

遊休施設を再活用して地域間交流、地域振興、地域課題解決を図るための施設整備

POINT

- 事業主体： **過疎市町村**
 - 補助対象：廃校舎、公民館等の改修費、主要施設の機能拡張費
 - 補助率：1/3 以内
- ※交付対象経費の限度額あり：6,000万円

過疎地域における税制等の特例措置（国税・地方税）



制度概要	【国税】割増償却	【地方税】課税免除等に係る減収補てん措置
対象税目	● 所得税、法人税	● 事業税、不動産取得税、固定資産税
措置内容	● 個人又は法人が、対象となる事業用設備を取得等した場合において、減価償却額を以下のとおり割増償却 ・機械等：32% ・建物等：48% POINT 課税所得税負担を軽減し、設備投資直後の企業の資金繰りを支援	● 個人又は法人が、対象となる事業用設備を取得等した場合において、都道府県又は市町村が、条例に基づき課税免除又は不均一課税を行った場合に <u>減収分の75%を普通交付税で補てん</u> POINT 過疎地域に企業を置くことへの <u>インセンティブ</u>
期間	● 5年間	● 事業税、固定資産税：最初に課税免除等を行った年度から3年間（畜産業・水産業は5年間） ● 不動産取得税：当該年度分のみ

（１）【国税】所得税・法人税、【地方税】事業税

個人又は法人が、以下の要件に該当する事業用設備を取得等した場合

事業者の規模 （資本金）		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等（取得、製作、建設、改修）	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設	
対象業種・取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		

（２）【地方税】不動産取得税・固定資産税

上記（１）の設備に係る家屋、機械・装置、構築物、当該家屋の敷地である土地に係るもの

（３）【地方税】事業税（畜産業・水産業）

個人又は同居の親族で、事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の場合の各年の所得額



- **集落の維持・活性化**のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、
 ①**集落の巡回・状況把握**、②**住民同士の話し合いの促進**、これらを通じ必要とされた③**具体的な集落の維持・活性化に向けた取組**や
 その取組主体となる**地域運営組織**などをサポート

集落支援員の活動イメージ

必須業務

① 集落点検の実施

市町村職員と協力し、
住民とともに集落点検
を実施

② 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、
住民と市町村との間で集落の現状、課題、
あるべき姿等についての話し合いを促進



集落の「目配り」役として、
住民を主体とした集落の維持・活性化を支援！



③ 集落の維持・活性化に向けた取組や 取組主体となる地域運営組織などをサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進
- ③ 特産品を生かした地域おこし
- ④ 高齢者見守りサービスの実施
- ⑤ 伝統文化継承
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

● 特別交付税措置

- 集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象団体 市町村 及び 都道府県 ※1

対象経費 ① 集落支援員の設置

② 集落点検の実施

③ 集落における話し合いの実施

④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任 500万円 ※2

兼任 40万円

※1 国勢調査における人口集中地区での取組は措置の対象外

※2 兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が過当たり15時間30分以上の場合を含む

POINT

● 配置状況 (R6 年度)

専任 2,645人

兼任 3,022人 (自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

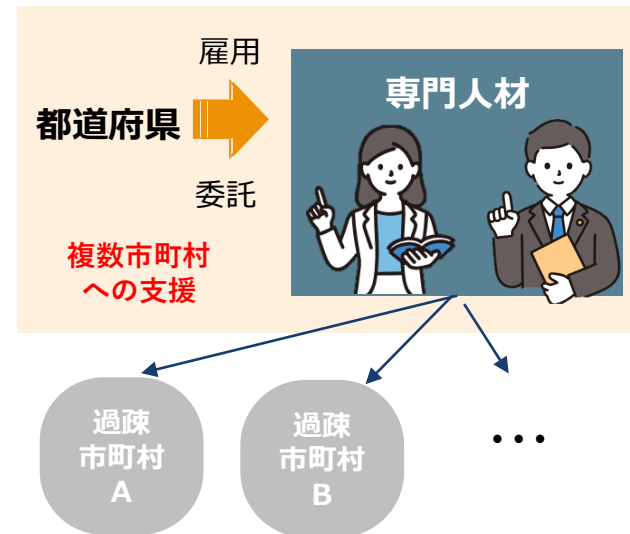
- 約 5 割が50代以下
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動



過疎地域等の持続的発展のため、**都道府県において専門人材（都道府県過疎地域等政策支援員）を確保し、管内市町村をサポート**

対象団体	都道府県
対象経費	都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）
要件	①過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援 ②市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること ③都道府県の過疎計画に記載があること 等
財政措置	POINT ・対象経費の上限額を年間590万円／人 → 年間 610 万円／人に増額 ・措置率0.5 ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

- **産業振興（農林水産業）**
 - …販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- **産業振興（商工業、その他）**
 - …サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等
- **産業振興（観光）**
 - …観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- **地域における情報化**
 - …情報通信技術の利活用 等
- **地域公共交通の確保**
 - …地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- **生活環境の整備**
 - …水道事業経営 等
- **高齢者等の保健・福祉**
 - …地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- **医療の確保**
 - …医療政策支援 等
- **教育の振興**
 - …ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- **集落の整備**
 - …集落対策、空家対策 等
- **地域文化の振興**
 - …文化財保護 等
- **再生可能エネルギーの利用推進**
 - …再生可能エネルギーの導入支援 等

人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業

人口減少地域における買物サービスの確保に向けて、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組について、調査研究を実施

<現状と課題>

- 人口減少に伴う、商店の閉店等により、地域住民の日常の買物の機会の確保が課題となってきた
- 一方、このような課題に対応するため、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組が出てきている
- 今後も人口減少が見込まれる中、地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した買物サービスの効果的な普及・展開を図る必要がある

<事業概要>

- 地域と民間事業者が連携した先進事例を調査研究
 - ・地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した事例を調査
 - ・民間事業者のビジネスモデルや課題を調査

など

- 地域と民間事業者が連携した取組の見える化
- 地方自治体や地域運営組織等への情報提供、普及・展開

<地域と民間事業者が連携した取組事例>



移動販売・宅配事業の取組

- 地元住民を社員とする一般社団法人が、
- 地元スーパーと連携して、販売代行による移動販売を実施
 - 民間事業者と連携して、宅配事業を実施（地域で整備した拠点倉庫に配送された商品を配送代行により個配）



店舗設置の取組

- 国交付金を活用して村が整備し、地元三セクが指定管理を行う道の駅に、
- テナントとして、地元スーパーを誘致して店舗を開設（テナント料として使用料を徴収）
 - 当該スーパーは、村からの補助金を受けて、買物バスを運行



郵便局の活用等について

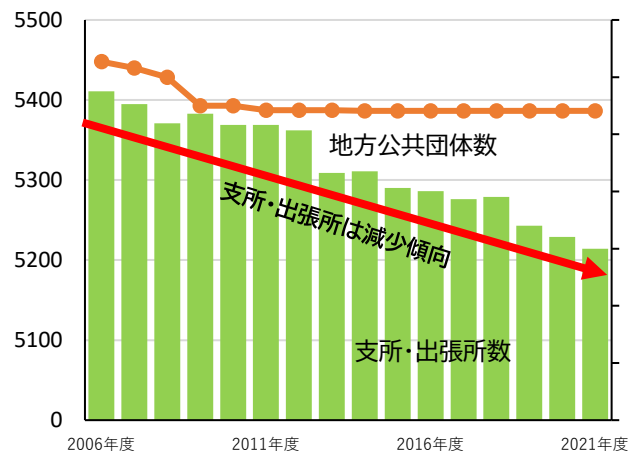
総務省 情報流通行政局 郵政行政部 郵便局活用課

地域の現状と課題

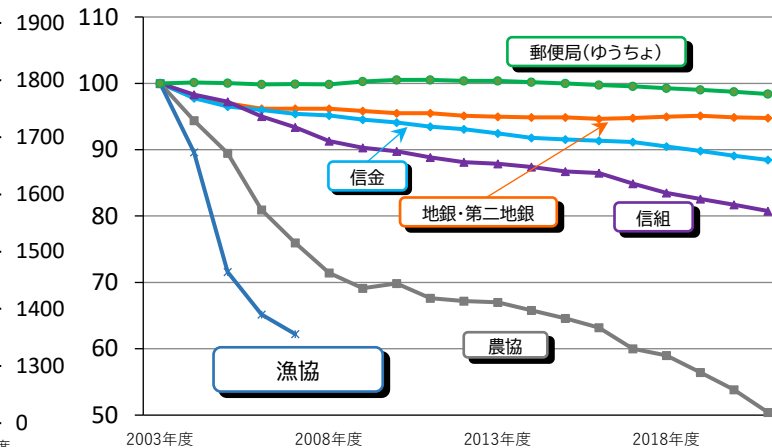
- 人口減少が進む我が国の地域社会において、地域の重要な生活インフラ（自治体支所、銀行、商店、医療機関等）の廃止・撤退が進み、地域の担い手確保が困難な状況。



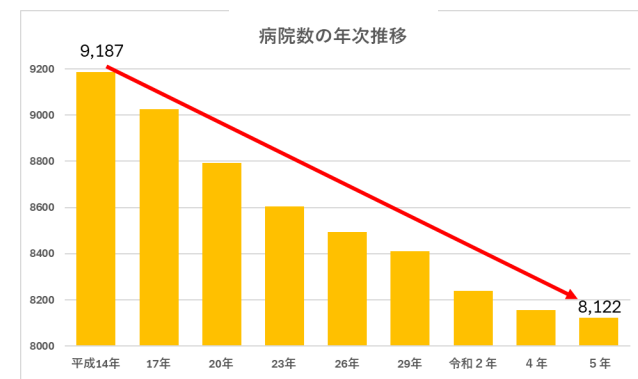
自治体数・支所・出張所数



銀行等の店舗数の推移



病院数の推移



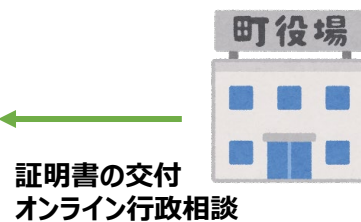
令和5(2023)年医療施設調査

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450021&tstat=000001030978&cycle=7&tclass1=000001222880&tclass2=000001222882&tclass3val=0>

地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の役割

- 人口減少が進む日本の地域社会において、全国約24,000局のネットワークを持つ郵便局は、地域の重要な生活インフラとしての役割を担っている。
- また、郵便局は、住民に身近な様々なサービスの拠点として、地域の実情やニーズにあわせた役割を果たすことへの期待が大きくなっている。

行政サービス



オンライン診療



オンライン診療



オンライン服薬指導



郵便局の 活用例

買い物支援



商品配送

拠点で受取

空き家調査

配達地域に精通している郵便局社員が、タブレットを用いて現状を確認し、自治体に調査結果を報告



(参考) 日本郵便株式会社による郵便局を活用した地域貢献に関する業務

■ 日本郵便株式会社は、目的達成業務として、**郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務等を営むことができる**とされている。（日本郵便株式会社法第4条第2項、第3項）

<郵便局を活用した地域貢献に関する業務>

郵便局事務取扱法に係る業務

自治体のニーズに応じて実施

- ・戸籍・除籍の謄本等の交付
- ・（地方税の）納税証明書の交付
- ・住民票の写し等の交付
- ・転出届の受付、転出証明書の引渡し
- ・マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等
- ・マイナンバーカードの交付申請の受付等
- ・印鑑登録証明書の交付 等

* 自治体からの受託により実施

全国の郵便局で広く実施

地域のニーズに応じて実施

郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務等

- ・マイナンバーカードの申請支援（申請書作成・顔写真撮影の支援、受取方法説明等）
- ・プレミアム付商品券の販売
- ・高齢者のみまもりサービス（訪問や電話による生活状況確認等）
- ・空き家の維持管理支援（物件の外観や戸締りの確認、写真撮影等）
- ・終活支援（相続や老後の備え等相談内容に応じて専門家を紹介） 等

- ・オンライン診療（空きスペースで医療機関・薬局とWeb会議を用いたオンライン診療・服薬指導）
- ・集落支援員活動（郵便局員が「集落支援員」として集落点検や集落での話し合いの促進等）
- ・空き家調査（郵便局員が自治体の示す調査項目に応じた調査、調査情報のデジタル化）
- ・地域特産品の生産・販売
- ・買い物支援（地域拠点へのネットスーパー商品の配送）
- ・スマートスピーカーを活用した高齢者のみまもりサービス
- ・郵便局スペースの防災倉庫としての活用、防災物品の運送 等

* 自治体だけでなく、法人や個人からの受託も含む

<自治体からの受託事務件数(R7.11末現在)>

	自治体事務受託(合計)	
	郵便局事務取扱法に基づく受託事務	
自治体数	201	429
郵便局数	675	5,548

※ 一部地域で実証・試行している取組もある（「郵便局の配達車両を活用したスマート水道検針事務」等）。

(参考)地方創生2.0基本構想における郵便局の位置付け

「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）

第3章 地方創生2.0の起動

2. 地方創生2.0の基本姿勢・視点

(1) 人口減少を正面から受け止めた上での施策展開

【地域コミュニティ機能の維持・強化】

厳しい状況の中にあっても、限られた財源や人材を最大限にいかしながら、地域にとって本当に必要なサービスを、過不足なく、かつ持続可能な形で提供し続ける体制や制度を構築することが必要である。具体的には、例えば、郵便局や廃校など既存施設の活用等を通じて、1か所で複数のサービスを提供する総合的な地域の拠点づくりの展開が必要となる。（以下略）。

6. 政策パッケージ

(1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

⑤社会の情勢変化に適応可能な将来を見据えた地域のサービス拠点づくり

医療・福祉、教育・子育て等の公的サービス拠点や、スーパー、商店、公共交通等の民間事業者が主体となった拠点がそれぞれ整備され、必要なサービスが提供されてきた。地方においては、人口が急減する地域が顕在化していく中、今後のサービス拠点の整備に当たっては、郵便局や廃校などの既存施設の利活用、地方公共団体間の広域連携に伴う公共施設の集約化、広域的な拠点となる施設等の活用、民間事業者と地方公共団体が連携したサービス拠点施設の整備、これらにオンライン、ドローン、自動配送ロボット等のデジタル技術の活用による遠隔地へのサービス提供を組み合わせるなど、地域の実情に応じ、将来を見据えて持続可能なモデル案件の形成を進めていく。

ii. 「コミュニティ・ハブ」としての郵便局の利活用の推進

過疎地を含む全国に約2万4,000の有人拠点を有する郵便局と、地域に必要なサービスの提供主体（地方公共団体・生活インフラ等）との連携を推進することで、新たな行政サービス・住民生活支援サービスの提供拠点「コミュニティ・ハブ」として郵便局を活用し、地域の持続可能性の確保に取り組む。

地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業

- 支所の廃止や民間サービスの撤退が進む地域において、自治体が郵便局を活用し、行政事務の効率化や生活支援サービスの向上に関する取組を実証し、住民の利便性向上、地域経済の維持・活性化、コミュニティ機能の改善・強化を図る事例の創出・横展開を図る。

法令上、郵便局は、あまねく全国において利用されるよう設置が義務づけられるとともに、地域において一定の公的な役割を果たすことが期待されている※

※郵政民営化法第7条の2、
日本郵便株式会社法第1条

現状



地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業



- ・ 郵便局の公共性・地域性を活かして、郵便局を新たな行政サービス・生活サービスの提供拠点とする実証事業を実施。
- ・ 郵便局ネットワークを維持する責務を負っている日本郵便が、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを提供しながら、郵便局ネットワークを利活用し、地域に必要なサービスの提供主体（自治体・生活インフラ等）と連携することで、人口減少下においても持続可能な地域へ発展させていく。

令和8年度予算額（案） 1.7億円（令和7年度予算額 1.5億円）

実証事業の対象(予定)

● 内容

郵便局を行政サービス・住民生活支援サービスの提供拠点として活用する取組について、総務省の公募に応募し、採択された取組について実証を実施。

☞ 提供拠点として活用する取組の実証であるため、2つ以上の行政サービス・住民生活支援サービスで郵便局を活用するものが対象

● 実証の主体

地方公共団体又は地方公共団体を中心としたコンソーシアム

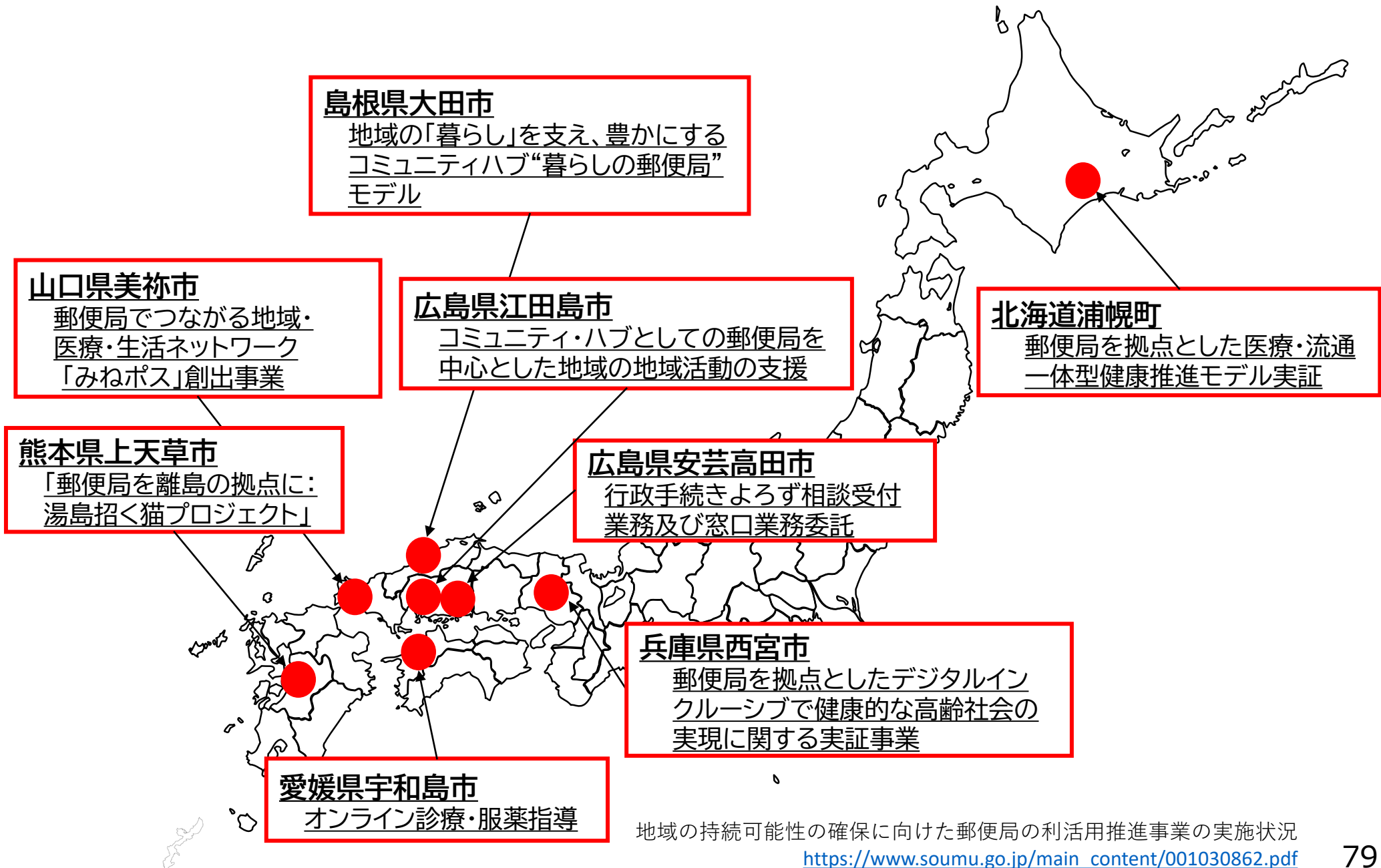
● 実証事業の応募の際に必要な書類の内容

地域課題、実施計画（地域課題に対する郵便局を活用したサービスの概要、事業費）、実施体制、事業スケジュール など

(参考) 今年度(R7年度)のスケジュール



(参考) 令和7年度の実証事業について



人口減少地域の郵便局等を活用した行政サービス等の確保の推進

- 人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、市町村においては住民窓口機能をはじめとしたサービスの持続性が課題となっている。
- 市町村の窓口業務や地域課題対応を総合的に実施する郵便局等に対して、市町村が行政サービス、住民生活支援サービスを委託することに伴う初期経費について、特別交付税措置を講じる。

1. 対象自治体

郵便局事務取扱法等^{※1}に基づき、戸籍謄本等公的証明書の交付事務等を過疎地^{※2}に所在する郵便局等に委託する市町村

※1 公共サービス改革法第34条に基づく委託も含む。

※2 日本郵便株式会社法施行規則第4条第2項第3号（離島、奄美、山村、小笠原、半島、過疎地域、沖縄離島）。

2. 対象経費

窓口事務を含む行政サービス、住民生活支援サービスの委託に伴う初期経費

※ 別に財政措置されているものを除く。

（具体的な対象事業の範囲（例））

○行政サービス（市町村への申請サポート、オンライン相談等）

システム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費、広報経費

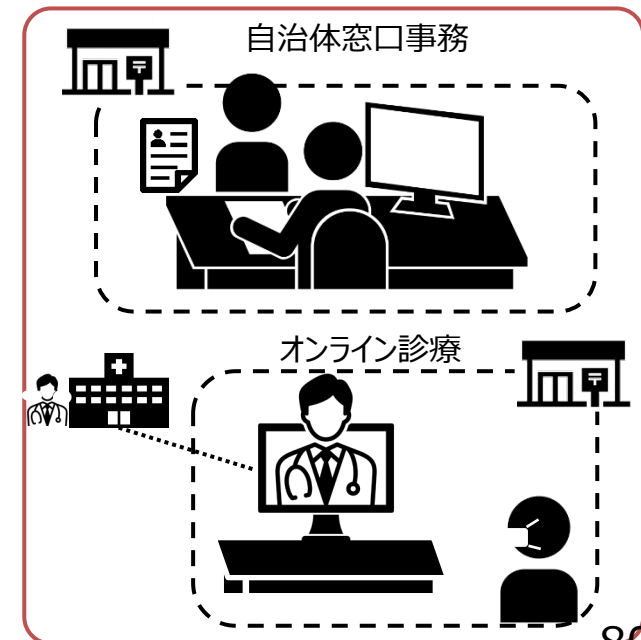
○住民生活支援サービス

・買い物支援のためのシステム整備費、備品購入費、広報経費

・オンライン診療のためのシステム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費

3. 地方財政措置

特別交付税措置（措置率 0.5）



地域運営組織について

総務省 地域力創造グループ 地域振興室

地域運営組織（RMO）の形成・運営

※RMO：Region Management Organization

R8当初予算額案 0.3億円
(R7当初予算額 0.3億円)



地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、**地域内の様々な関係主体**が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、**地域課題の解決に向けた取組**を持続的に実践する組織

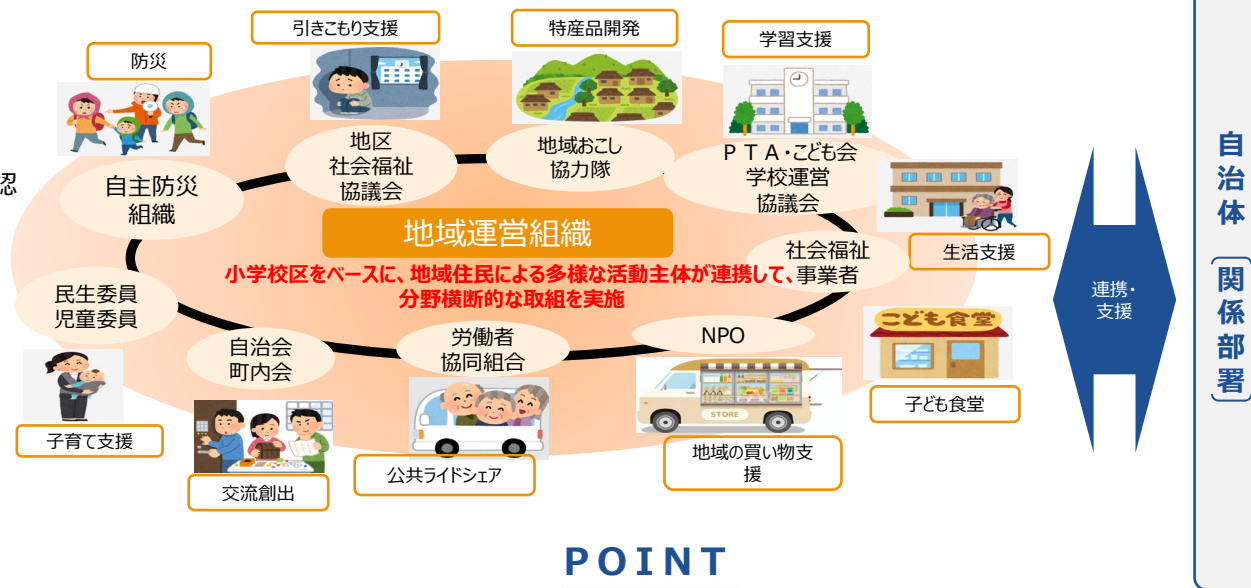
- 全国には**8,193組織**、地域運営組織が形成されている市区町村数は**893団体**（令和6年度総務省調査）
- “人材・資金・情報”の3つの側面から地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた活動を後押し

RMOイメージ図

※概ね小学校区単位で活動

※「〇〇まちづくり協議会」

「△△コミュニティ協議会」等の名称での活動を確認



RMO活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- 生活関連情報をワンストップで収集できるアプリ等のICT技術を活用した高齢者の見守り、子ども食堂、地産地消や移動販売による買い物支援や児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施
- **地域の若者（約30人）が事務局として参加し**住民の話し合いを運営、アイデアを集約し、生活に根差した事業を展開している



POINT

- 各主体がバラバラに活動するのではなく、1つの組織として分野横断的に活動することで、地域課題の解決可能性が高まる
- 従来の住民自治組織と比較して、若者や女性に参加しやすい組織
- 自治体と地域をつなぐ主体となり、様々な地域活動の基盤（インフラ）となる
- 地域運営組織の形成・運営等に要する経費について、地方財政措置を講じている※次ページ参照

地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

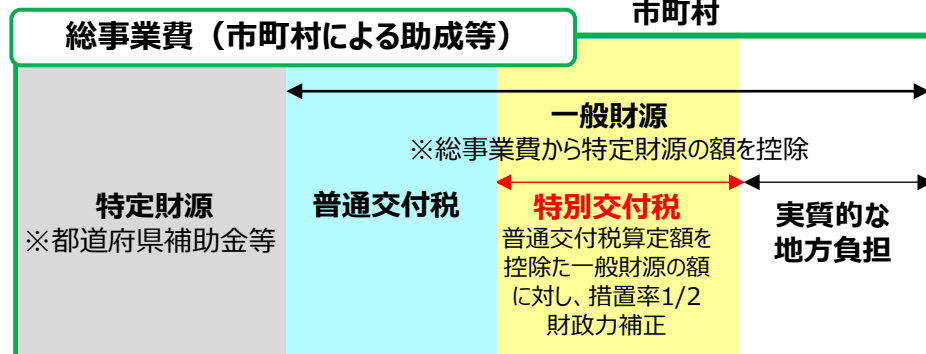
1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

■ 事務局運営や事業活動の支援

⇒ 普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置

市町村



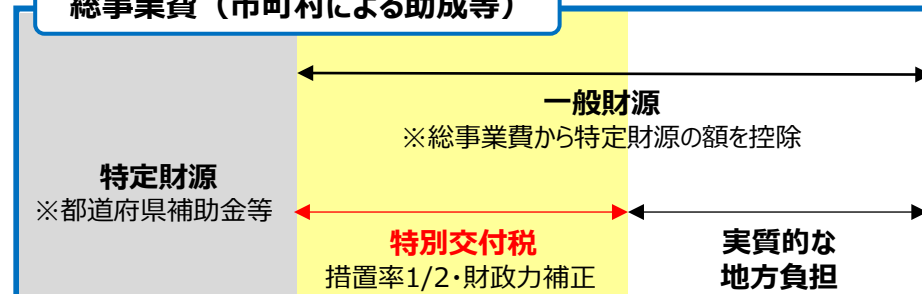
<措置対象>

- (1)：事務局人件費 等
- (2)：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に必要な経費 等

■ 形成支援

⇒ 特別交付税措置

総事業費（市町村による助成等）



<措置対象>

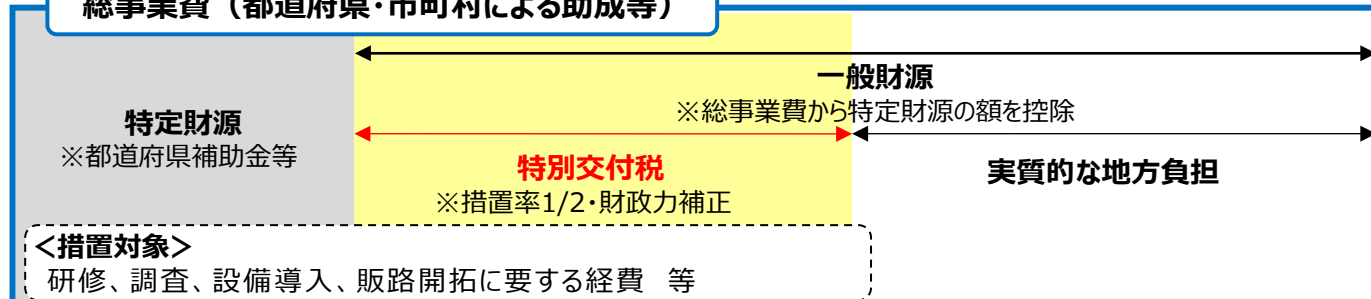
ワークショップ開催に必要な経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費 等 ※措置回数制限あり
※令和8年度からは、ワークショップ開催の為に臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げ（最大220万円→240万円）

2. 地域運営組織の経営力強化への支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保
等地域運営組織の経営力強化に
要する経費

⇒ 特別交付税措置

総事業費（都道府県・市町村による助成等）



<措置対象>

研修、調査、設備導入、販路開拓に必要な経費 等

「指定地域共同活動団体」制度について

総務省自治行政局市町村課

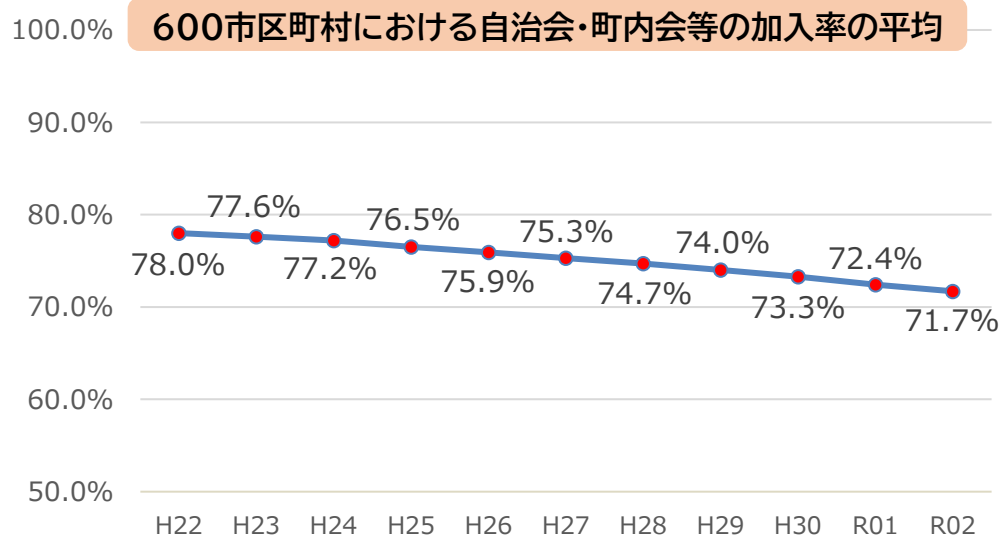
自治会・町内会等(地縁による団体)について

- ◎ 「**地縁による団体**」とは、「**町 又は 字 の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体**」をいう(自治会、町内会、町会、部落会、区会、区など)。
- ◎ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、**良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的**としている。
- ◎ **全国で295,838の地縁による団体(自治会・町内会等)が存在**している。(令和5年4月1日現在の総務省調べ)
- 全国調査によると、平成22年度から令和2年度まで毎年度の自治会等の加入率を世帯単位で把握している600市区町村における自治会等の加入率の平均(単純平均)の推移は、**平成22年度に78.0%**であったのが、**令和2年度では71.7%**となっており、**6.3ポイントの低下**となっている。

区 分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計 (R5. 4/1時点 総務省調べ)
団体数(構成比)	130,569 (44.1%)	67,329 (22.8%)	17,882 (6.0%)	4,218 (1.4%)	2,731 (0.9%)	34,735 (11.7%)	38,374 (13.0%)	295,838 (100.0%)

自治会・町内会等の主な活動	区 分	割合(※)
住民相互の連絡(回覧板、会報の回付等)		93%
区域の環境美化・清掃活動		93%
集会施設の維持管理		86%
防災・防火		49%
交通安全、防犯		37%
文化・レクリエーション活動		32%
盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等の行事開催		26%
スポーツ・レクリエーション活動		26%
社会福祉活動(主に高齢者を対象とした活動)		22%
道路、街路灯等の整備・修繕等		21%
社会福祉活動(主に子どもを対象とした活動)		20%
行政機関に対する要望、陳情等		16%
慶弔		10%

※ H30～R4年度の間に認可(法人化)された地縁団体(5,164団体)のうち、当該活動を規約の目的に定めている割合



出典:総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査(R3.7)」に基づき作成(自治会・町内会等の加入率(世帯単位)について回答のあった600市区町村における単純平均)

地域コミュニティに関する研究会報告書(R4.4)の概要

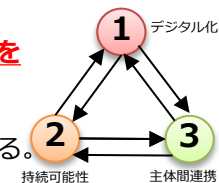
地域コミュニティに関する現状・課題

自治会等の加入率の低下、担い手不足により活動の持続可能性が低下する一方、防災、高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど新たなニーズへの対応が必要。コロナ禍のピンチをチャンスにして、デジタル化を期待。

研究会報告書の“狙い”

- 下記の3つの視点に分けて検討し、**全国の市区町村の地域コミュニティの取組や施策の状況を共有するとともに、各市区町村及び地域の独自の取組を支援**することが狙い。
- この3つの視点については、**互いに独立したものではなく、各視点に係る取組を進めることが他の視点に係る取組を進めやすくなる**という関係にある。
(例：デジタル化による現役世代の参加が、持続可能性の向上に寄与)

＜3つの視点の関係＞



研究会報告書における「3つの視点」

1 地域活動のデジタル化

【現状】

- 自治会等のデジタル化について、市区町村は「災害時における安否確認」等において有効で、「住民の多くが操作等に不慣れなこと」等を課題と認識。
- 電子回覧板やオンライン会議のほか、SNSやホームページの活用、デジタル講習会の実施等の事例あり。

【地域活動のデジタル化を進める視点】

- 行政を含めた社会全体のデジタル化が進む中で、**情報共有を効率化し、新たなサービス・価値を地域住民が受けられるようにするため、コロナ禍のピンチをチャンスと捉え、現役世代や若者の積極的な参加を促しつつ、市区町村が自治会等の地域活動のデジタル化のために積極的に取り組むことが有効。**



ポイント

- ✓ 自治会等の自主的判断、デジタルとリアルバランスも重要。災害時用アプリは、平時も活用できるものにすべき。
- ✓ ニーズと費用のバランス、ニーズの変化に低負担で対応できるかを考慮し、汎用又は自治会等用のソフトを選択。
- ✓ 自治会等で単独導入する方法もあるが、自治会等の連合会等と協力し広域で推進すれば、一斉配信等の実施が容易。

2 自治会等の活動の持続可能性の向上

【現状】

- 600市区町村の平均加入率78.0%(H22)→71.7%(R2)
- 市区町村は、自治会等の加入促進のため、チラシ配布や不動産業界との協定、条例策定等で支援。
- 自治会等の負担軽減のため、市区町村窓口の一元化、委員の推薦依頼の見直し等を実施。

【自治会等の活動の持続可能性を向上させる視点】

- 自治会等の役員・運営の担い手不足、加入率の低下等により、活動範囲の縮小・停滞に陥るリスクが高まっており、**活動の持続可能性を向上させるため、自治会等の自己改革のみならず、市区町村として、加入促進の取組や、自治会等の負担軽減のための行政協力業務(※)の部局横断的な見直しが必要。**



ポイント

- ✓ 具体的な加入促進の取組がどの程度行われているか、ニーズにどの程度即したものであるかが重要。
- ✓ 市区町村が、行政協力業務に関する組織横断的な棚卸しを、市区町村全体の業務見直しと一体的に推進する必要。
- ✓ 地域担当職員制度の導入や外部人材等の活用は、自治会等の負担軽減のみならず、市区町村の施策展開にも有用。

(※)回覧板・掲示板による連絡事項の伝達、行政委嘱委員の推薦、防災訓練の実施、防犯灯・ごみステーションの設置管理など、公共サービスの提供・協働や行政との連絡調整業務を指す。

3 地域コミュニティの様々な主体間の連携

【現状】

- 市区町村のうち、防災、地域福祉分野で自治会等以外の団体・専門家との連携支援を行っている団体は少数。
- 高齢者・子ども等を対象とした地域の居場所のリスト・マップを作成していない団体が多数。
- 消防庁、厚生労働省など関係省庁において、防災、地域福祉分野など個別分野での連携を進める施策を展開。

【様々な主体間の連携を強化する際の視点】

- 防災や地域福祉分野等における地域コミュニティの様々な主体間の連携を促進するためには、**市区町村による多様な主体に係る情報把握と「見える化」を前提に、明確な目的を持った活動を中心として、連携のコーディネーターを活用し、資金面・非資金面の支援を行うことが期待される。**



ポイント

- ✓ 市区町村等が人材・財源面で連携をサポートし、職員以外にも、防災等の連携のコーディネーターを養成、活用。
- ✓ 子ども食堂など、目的が明確なプロジェクトベースでの連携を促進すれば、より実質的に地域活動の活性化が可能。
- ✓ 財源面等の支援のみならず、推進計画等の非資金的援助により、地域の事業者等のサポート団体の増加を期待。

自治会・町内会活動に対する市町村支援への地方交付税措置

- 自治会・町内会活動に係る市町村の支援に要する経費(住民活動支援事業)について、引き続き、地方交付税措置を講じる。〈普通交付税(費目;地域振興費)〉
- 自治会・町内会等の加入率の低下や担い手不足等の課題に対応していくため、自治会等の加入促進に係る取組に要する経費について、令和4年度に、「自治会・町内会加入促進に係る経費」、「自治会・町内会活動内容の周知に係る経費」を拡充。
- ❖ 普通交付税の算定に当たり、**標準団体(人口10万人)ベースで、4,491万円を基準財政需要額に算入**
※ R3年度;4,338万円(+153万円)

〔市町村分〕

第三款 地域振興費

第二項 標準団体行政経費積算内容

(細目)1地域振興費(細節)地域振興共通経費

積 算 内 容	
(住民活動支援事業)	44,906千円
自治会・町内会活動(話し合いの場づくり等)支援事業	
自治会・町内会加入促進に係る経費	
自治会・町内会活動内容の周知に係る経費	
地域活性化イベント(お祭り、地域PR等)助成事業	
自主防犯活動(地域の夜回り等)支援事業	
自治会・町内会所有施設等への補助	
(防犯灯設置、集会所建設改良、ゴミステーション設置、児童遊園整備 等) 等	

出典:「令和7年度 単位費用算定基礎・標準団体行政経費積算内容」(総務省)

地域活動のデジタル化の推進

- ◎ 行政を含めた社会全体のデジタル化が進む中で、**情報共有を効率化し、新たなサービス・価値を地域住民が受けられるようにするため**、現役世代や若者の積極的な参加を促しつつ、**市区町村が自治会等の地域活動のデジタル化のために積極的に取り組むことが有効**。〔令和4年度 地域コミュニティに関する研究会 報告書〕

自治会等における地域活動のデジタル化実証事業

〔令和5年度〕

- 地域活動のデジタル化が進んでいない地域において、情報共有手段の効率化を図り、現役世代や若者の積極的な参加を促す観点から、電子回覧板等の機能を有する地域交流アプリ(スマホアプリ)を自治会等で活用する実証事業を実施。

実証事業の概要

- 事業期間：令和5年4月～令和6年3月
(アプリ利用：10ヶ月間)
- 事業参加団体：10市町、51自治会
- アプリ登録者数：3,409名
- 情報配信回数：1,609回
(1自治会あたり平均32回)
- 閲覧回数：136,682回
(1自治会あたり平均2,680回)

＜地域交流アプリ(例)＞



実証事業で確認された主な効果

① 情報伝達の迅速化・効率化、内容の充実

- 回覧頻度の増加や回覧所要時間が短縮。
紙回覧：月1・2回程度 → アプリでの情報配信：月平均5.3回
従来の回覧期間：2-4週間 → 配信から2日以内に半数が閲覧

② 地域活動の担い手の確保

- 多様な世代がアプリを活用。未加入者が加入する事例も確認。
アプリの登録状況：30～50代が6割超。70代以上の登録も17%

③ 自治会役員の負担軽減

- アプリの利便性を実感。実際の運用には工夫も必要。
約8割の自治会が、電子回覧が「便利」と回答
約45%の役員が、今後も「自治体からデジタルで情報を受けたい」と回答

自治会等における地域活動のデジタル化ハンドブック

〔令和6年度〕

- 実証事業の成果を踏まえ、市区町村が、電子回覧板機能を有する地域交流アプリを活用した自治会等の地域活動のデジタル化を進めていくためのハンドブックを作成し、その取組を促進。

自治会等における地域活動のデジタル化ハンドブック



目次

第1章 はじめに

- 1-1. 地域活動のデジタル化に関するこれまでの調査研究等の経過について.....1
 - (1) 地域コミュニティに関する研究会について.....1
 - (2) 自治会等における地域活動のデジタル化実証事業.....3
- 1-2. 本書の位置付け.....4

第2章 取組の背景

- 2-1. 地域交流アプリ普及の取組のきっかけとなった地域課題.....5
 - (1) 少子高齢化・人口減少.....5
 - (2) ライフスタイルの多様化.....6
 - (3) 災害リスクの高まり.....6
- 2-2. 地域交流アプリに期待される効果.....7
 - (1) 自治会等の活動の効率化・負担軽減.....7
 - (2) 地域活動への参加促進.....7
 - (3) 情報共有の効率化・迅速化、新たなサービス・価値の創出.....8

第3章 デジタル化が進んだ地域の将来像

- 3. デジタル化が進んだ地域の将来像.....9

第4章 地域交流アプリの活用

- 4-1. 導入プロセス.....11
 - (1) 導入フロー.....11
 - (2) 各段階における検討のポイント.....13
- 4-2. 地域交流アプリの主要機能.....23
- 4-3. 地域交流アプリの活用に向けた取組.....29
 - (1) 取組の課題.....29
 - (2) 関係事業者による普及に向けた支援.....29
- 4-4. 個人情報保護の取組.....30

第5章 市町村による直接的な支援

- 5-1. 導入・運用等支援.....32
- 5-2. 導入・運用に伴う費用負担.....35
- 5-3. 普及のための官民連携と協力.....36

目次

第6章 活用可能な国の施策・支援メニュー

- 6-1. 新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)
〈内閣府・内閣官房〉.....38
- 6-2. デジタル地方創生モデル仕組書・デジタル地方創生サービスカタログ
(デジタル庁).....40
- 6-3. デジタル地方活用支援推進事業(総務省).....41
- 6-4. 「地域情報化アドバイザー」派遣制度(総務省).....43

第7章 関連する地方財政措置

- 7-1. 自治会・町内会等の活動に係る市町村の支援について.....44
- 7-2. 地域社会のデジタル化の推進について.....45

第8章 地域交流アプリの活用事例

- 8. 活用事例の紹介.....46
 - (A) 石川県金沢市.....47
 - (B) 徳島県神山市.....49
 - (C) 神奈川県横浜市.....51
 - (D) 北海道札幌市(さっぽろ圏域).....53
 - (E) 福井県坂井市.....55
 - (F) 北海道旭川市.....57

＜読み参考事例一覧＞

- ① 大阪府大阪市『地域デジタル支援アプリ推進に関する協定』.....16
- ② 愛知県豊川市『コミュニティリーダー養成講座』.....19
- ③ 埼玉県さいたま市『さいたま市自治会電子回覧板モデル事業』.....20
- ④ 富山県富山市『電子回覧板導入支援事業利用者アンケートの実施・公表』.....21
- ⑤ 大阪府和泉市・はつが野自治会『キャッシュレス決済機能の活用』.....24
- ⑥ 富山県富山市・経堂新町自治会『総会機能の活用』.....25
- ⑦ 石川県金沢市・米原校下町会連合会『災害時安否確認機能の活用』.....27
- ⑧ 富山県富山市『個人情報保護の取組に関する取組の経緯』.....30
- ⑨ 愛知県豊川市『豊川市における町内会等コミュニティ活動のICT化推進に関する協定』.....32
- ⑩ 富山県津川市『活用事例集の作成・公表』.....33

『指定地域共同活動団体』制度の概要

R6改正

➤ 人口減少等により経営資源が制約される中で、住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため、今後、地域の実情に応じて、地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み（プラットフォーム）を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申（令和5年12月）〕

⇒ 令和6年の地方自治法一部改正（法第260条の49）により創設された「**指定地域共同活動団体**」制度の活用を通じて、地域における共助の仕組みを支え、多様な主体が連携・協働し、生活サービスを提供しやすい環境を整備。

【総務省重点施策2026（抄）】〔R7補正；0.2億円〕

☆ 新たな制度の円滑な導入・運用に向けて、先駆的な取組事例等を参考に、導入ガイドブックの作成や周知・啓発等を実施。

1. 主体の指定

【施行期日】令和6年9月26日

地域的な共同活動を行う主体

【イメージ】

・ 自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施

○ 地域的な共同活動のイメージ

- ・ 地域の美化・清掃
- ・ 高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
- ・ 高齢者・子どもの見守り 等

市町村長が指定する要件を満たすもの、右記の要件を満たすもの、市町村長が指定することができる

指定地域共同活動団体

以下の内容を市町村が条例で具体化

【指定対象】

・ 区域の住民 又は 区域の住民を主たる構成員とする団体 を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

- ・ 地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動（特定地域共同活動）を行う
- ・ 地域の多様な主体との連携等により効率的・効果的に活動を行う
- ・ 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営の確保 等

2. 指定の効果

・ 活動資金の助成、情報提供など、市町村の支援を受けることができる

・ 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に調整を求めることができる

・ 市町村から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる

【行政財産の貸付けのイメージ】

○ 市保健センター内の一室を活用し、交流喫茶等を開催

- 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その足で交流喫茶に参加することが可能。
- 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



【随意契約による委託のイメージ】

○ 公園の維持管理と、地域の美化活動を一体的に実施

- 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。



『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置

- 市町村においては、地域の実情に応じて、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための枠組み（プラットフォーム）の構築や、指定地域共同活動団体制度の活用・特定地域共同活動に対する支援等を通じて、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めていくことが期待される。
- このため、指定地域共同活動団体に対する設立・運営支援等に要する経費について、地域運営組織と同様の地方交付税措置を講じる。〔令和7年度からの拡充〕

→ 拡充の考え方

❖ 地域運営組織以外^①の主体が指定地域共同活動団体に指定された場合における市町村支援に要する経費として、以下の①・②について、既存の地域運営組織の設立・運営に関する特別交付税措置と同様の措置（算定対象に追加）を講じる。

- ① 地域の活動主体が指定地域共同活動団体となるために必要な組織形成への支援に要する経費
- ② 指定地域共同活動団体の活動への支援等に要する経費

支援対象が「指定地域共同活動団体」である場合には、その主体が、地域運営組織、地域運営組織以外のいずれの場合でも、同水準の地方交付税措置を講じる。

→ 【参考】既存の地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置〔市町村〕

- | | |
|--|--------------------------------|
| ① 地域運営組織の形成支援（ワークショップ開催等） | → 特別交付税措置（※） |
| ② 地域運営組織の運営や事業活動（住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等）の支援 | → 普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置（※） |

※ 特別交付税措置（措置率0.5・財政力補正あり）

「指定地域共同活動団体」制度の検討状況に関するアンケート調査(令和8年1月)

- 総務省では、現在、「指定地域共同活動団体」制度の円滑な導入・運用に当たっての課題等を整理し、有用な対応策等を検討するための調査研究を行っているところ。
- 市町村における検討状況等を把握し、今後の調査研究の参考とするため、下記の内容についてのアンケート調査を実施するので、御協力をお願いしたい。
- アンケート調査フォームによる回答 → 回答期限;2月12日(木)まで

Q 「指定地域共同活動団体」制度の検討状況について

① 導入済

② 導入の可否について検討し、導入に向けて取組中

③ 導入の可否について検討中

④ 導入の可否について検討し、導入の意向なし

⑤ 導入の可否について検討をしていない

Q どのような取組をしているか

(選択肢から選択)

Q 「指定地域共同活動団体」制度の検討に当たって、特に知りたい情報は何か

(選択肢から選択)

「指定地域共同活動団体」の設立状況

➤ 指定地域共同活動団体に指定された団体数；19団体（広島市）[R7.10/31現在]

（エルモ翠町学区、大林学区地域運営委員会、エルモふくろまち、八木学区地域運営委員会、やすきたLMO、LMOみいり、まるっと安芸中野、さつきそらのLMO、美鈴が丘エルモ、幟町地区まちづくり委員会、井口台エルモ、江波地区地域運営委員会、もとまちエルモ、早稲田学区社会福祉協議会、戸坂しろやまLMO運営委員会、尾長地区まちづくり活性化支援委員会、大洲学区地域運営委員会、藤の木エルモ、みのちエルモ）



ひろしまLMO（指定地域共同活動団体）の概要

本市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、ひろしまLMOを指定地域共同活動団体として位置付け、ひろしまLMOを基盤とした持続可能な地域コミュニティの実現を目指します。

ひろしまLMO（エルモ）とは

ひろしまLMOは、おおむね小学校区を活動範囲として、地域の実情に応じて、地域団体やNPO、協同労働団体、企業、商工会、住民有志など、多様な主体と連携しながら地域課題の解決に取り組む団体であり、本市における共助の精神に基づく市民主体のまちづくりの基盤となる団体です。

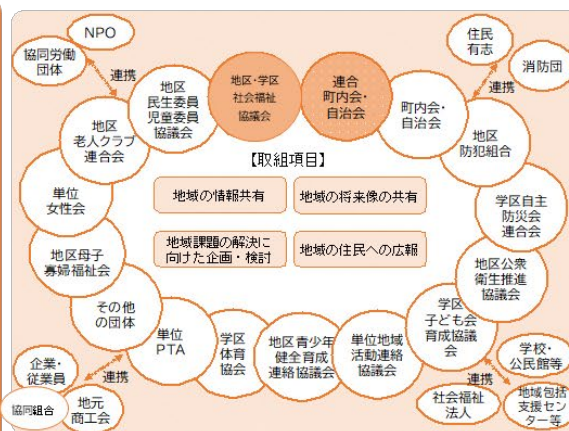
本市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、住民が地域において快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動（特定地域共同活動）を地域の多様な主体と連携し、効率的かつ効果的に行う団体を「ひろしまLMO」として指定しています。

ひろしまLMOとして指定を受けるためには、構成団体や活動内容等に関する要件があり、その概要は以下のとおりです。

構成団体

ひろしまLMOは、共助の精神に基づく多様な主体と連携する団体であることから、地区・学区社会福祉協議会と連合町内会・自治会に加えて、次の(1)～(12)の団体の中から、地域の実情に応じて決定した半数以上の団体を構成員とする必要があります。

- (1) 自主防災会
- (2) 防犯組合
- (3) 体育協会
- (4) 民生委員児童委員協議会
- (5) 女性会
- (6) 老人クラブ
- (7) 地域活動連絡協議会
- (8) 母子寡婦福祉会
- (9) 子ども会育成協議会
- (10) 青少年健全育成連絡協議会
- (11) 公衆衛生推進協議会
- (12) PTA



※ 構成メンバーは地域の実情に応じて決定

活動内容（特定地域共同活動）

ひろしまLMOは、指定を受けるためには、まちづくりに関する中長期の計画書に、次の(1)～(15)のうちいずれかの活動（特定地域共同活動）を行うかを明記する必要があります。

- (1) 地域住民の生活支援に資する活動
- (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動
- (3) 地域住民の交流促進に資する活動
- (4) 地域住民の生涯学習に資する活動
- (5) 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動
- (6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動
- (7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動
- (8) 地域の防災又は減災に資する活動
- (9) 地域の防犯に資する活動
- (10) 地域の交通安全に資する活動
- (11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動
- (12) 地域の魅力の向上に資する活動
- (13) 地域課題等の把握に資する活動
- (14) (1)～(13)の活動の地域内外への情報の発信に資する活動
- (15) (1)～(14)の活動の新たな担い手の確保に資する活動

（出典：
広島市作成資料）

総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地方自治制度 > 地域コミュニティ

地域コミュニティ

1. 地域コミュニティについて

- 地域コミュニティに関する調査研究等
- 自治会等における地域活動のデジタル化実証事業成果報告書(令和6年3月)
- 自治会等における地域活動のデジタル化ハンドブック(令和7年3月)
- 地域活動事例
- 地方財政措置

2. 認可地縁団体制度について

- 認可地縁団体制度とは
- 認可状況調査
- 認可地縁団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等

「指定地域共同活動団体」に関する問合せは、総務省自治行政局市町村課まで

3. 指定地域共同活動団体制度について

- 指定地域共同活動団体制度とは
(概要、関連条文、第33次地方制度調査会答申(抄)、地方財政措置)
- 指定地域共同活動団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等

「農山漁村」経済・生活環境創生 プロジェクトの取組について

農林水産省 農村振興局 農村計画課 農村活性化推進室

「農山漁村」経済・生活環境創生 プロジェクトの取組について

農村振興局 農村政策部
農村計画課 農村活性化推進室

農山漁村に関わりの少なかった企業の農林水産業・食品産業への参入促進について

人口減少下において、企業の活力を農山漁村に取り込むため、①官民共創の関係者が集まる場の創設、情報発信を行うとともに、②拠点の創設、課題解決モデルの選定により、具体的な案件形成を進める。また、③農山漁村のインパクトの可視化を通じて企業インセンティブを向上させ、④大企業による課題解決の取組を促進するとともに、これらの取組を行う企業を認定する⑤インパクト創出証明制度を創設し、農山漁村への企業参入を促進する。

① 官民共創の関係者が集まる場の創設、情報発信

- 「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム：
 - （NTT東西、JR東、近鉄、日本郵便、ヤマト運輸、TOPPAN、ゼンリン、テレ東、ロート製薬、アサヒビール、ヤンマー、クボタ、丸紅、H2O、しずおかFG、みずほ証券、東京海上日動、中央日土地、JTB、楽天 等（令和7年12月末時点：約535企業、自治体含め約610団体）
- シンポジウムの開催：
 - 第1回（令和7年2月4日）会場参加300名超、オンライン参加900名超
 - 第2回（令和7年7月16日）会場参加250名超、オンライン参加800名超
- 個別の取組：

[主要テーマ]	[中山間地域対策]
・域外や他業種企業との新結合	・「デンジ」中山間地域
・副業の促進	・中山間地域の物流、農村RMO（郵便局等と連携）
・学生団体の関与促進	・乾田直播による米作り省力化、高付加価値作物導入

③ 企業インセンティブの向上「農山漁村」インパクト可視化ガイドス

- 農山漁村のインパクト

※「インパクト」とは、事業や活動の結果として生じた、社会的・環境的な変化や効果（短期・長期間わない。）を指す。

地域経済の活性化	農山漁村の持続可能な生活環境の維持	ネイチャーポジティブ
気候変動の抑制	気候変動への適応	ウェルビーイング向上
		農山漁村における災害レジリエンスの向上
- 企業のメリット

事業リターン	人的リターン（対従業員）	ブランドリターン（対顧客）	資本市場リターン（対投資家）
--------	--------------	---------------	----------------

② 案件形成拠点の創設、課題解決モデルの選定

- 協議会等
市町村・

課題の開示
↓
課題の整理

中間支援組織

課題の共有
↓
解決策提案

民間企業等
- 地方銀行による中間支援：
 - （北海道銀行、東邦銀行、静岡銀行、福井銀行、あいち銀行、滋賀銀行、紀陽銀行、山口銀行、高知銀行、肥後銀行
※グループ傘下の企業等を含む
 - 都道府県の関与：
 - 農林水産 地方創生センター（福井県）
 - モデル企業を国が選定（インパクト創出ソリューション実装プログラム）：

農業における人口減の対応と生産性向上 〔タイミー、三祐工業、サグリ、EF Polymer、アクセリア〕	地域コミュニティ 〔楽天グループ、バカン〕
販路開拓等による付加価値向上 〔ボーダレス・ジャパン、NTTスマートコネクト〕	関係人口創出 〔パナ農援隊、雨風太陽〕

④ 大企業による課題解決の取組促進、⑤ インパクト創出証明書

- 検討会参加企業（農山漁村の課題解決に積極的に関与）
 - （JR東、NTT東、JAL、JTB、アサヒビール、H2O（阪急阪神百貨店等））
- 参加企業による取組事例
 - 企業版ふるさと納税を活用した
社員の副業による農業参入（JR東日本）
 - 援農ボランティアツアー（アサヒビール、ニッカウヰスキー、JTB）



国が発行

農山漁村社会・環境
インパクト創出証明書

農林水産 地方創生センターについて

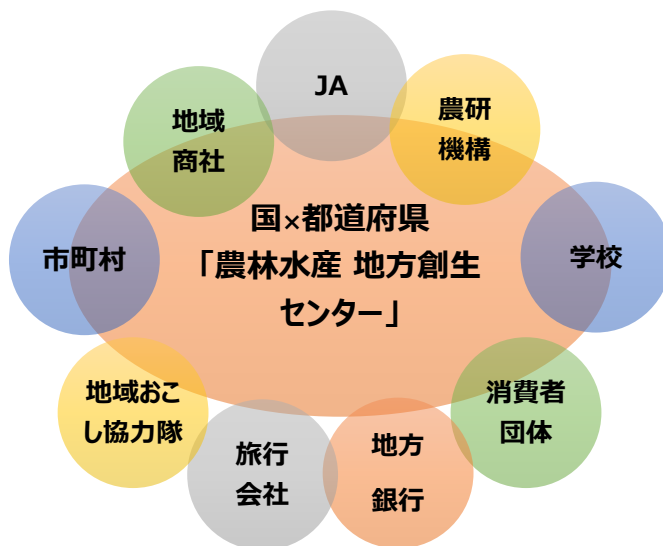
- 農林水産省では、「地方みらい共創戦略」に基づき、農林水産地域の活性化・官民共創による多様な企業参画等の地方創生の実現に向け、現場での案件形成を強力に推進していく。このため、国の伴走支援による地域レベルの官民共創拠点「農林水産 地方創生センター」を各地で形成する。
- 「農林水産 地方創生センター」は、都道府県が中心となって、民間企業や市町村をはじめとする多様な主体を巻き込み、国や地域金融機関と連携して官民共創を進めるプラットフォーム。
- 令和8年度概算決定では、農山漁村振興交付金の地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）において、「農林水産 地方創生センター」の形成を支援。

地方みらい共創戦略に関する地域レベルの官民共創拠点「農林水産 地方創生センター」のイメージ

多様な主体の連携＋生産から販売までの一気通貫の取組を推進

（取組例）

- 生産：**スマート技術**等の先端技術をフル活用した低コスト・高収量の生産技術を確立・普及し、**有機農業の取組を面的に拡大**
- 販売：学校給食での活用など**地産地消の推進**、交流を通じた国内外の**顧客（ファン）の獲得**、輸出や直売所を含む**多角的な販路の開拓**
- 付加価値向上（交流）：観光や異業種の企業との連携による**生産者・産地との継続的交流**、食育の推進による**消費者意識の変革**



里業・森業・海業の推進



インバウンドとの交流



農業体験の推進



食育の推進

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

令和8年度予算概算決定額
 7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

＜対策のポイント＞

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、**官民共創の促進による地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組**を支援します。

＜事業目標＞

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な**新商品開発・販路開拓、経営戦略策定・ビジネスアイデア創出、研究開発・実証事業等の取組**を支援します。

- ① 多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓の取組
- ② 料理講習会等のイベントの実施など直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ③ 地域資源の掘り起こし、ワークショップを通じてビジネスアイデアを創出する取組
- ④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年、交付率：1/2等（上限500万円/事業期間）】

2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業

- ① 都道府県サポートセンター等を全国的な視点で支援するため、中央サポートセンターを設置し、**地域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央プランナー等の専門家を派遣する取組等**を支援します。

- ② **地域金融機関等の中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の官民共創の促進を図り、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等**を支援します。

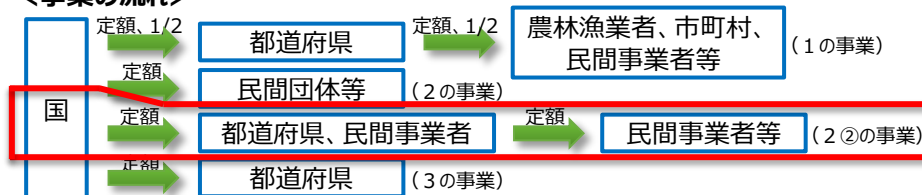
- ③ 施設給食において、**地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等**を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に対して、**専門家を派遣する取組等**を支援します。

＜事業の業務期間：1年、交付率：定額＞



＜事業イメージ＞

地域資源活用・地域連携推進支援事業

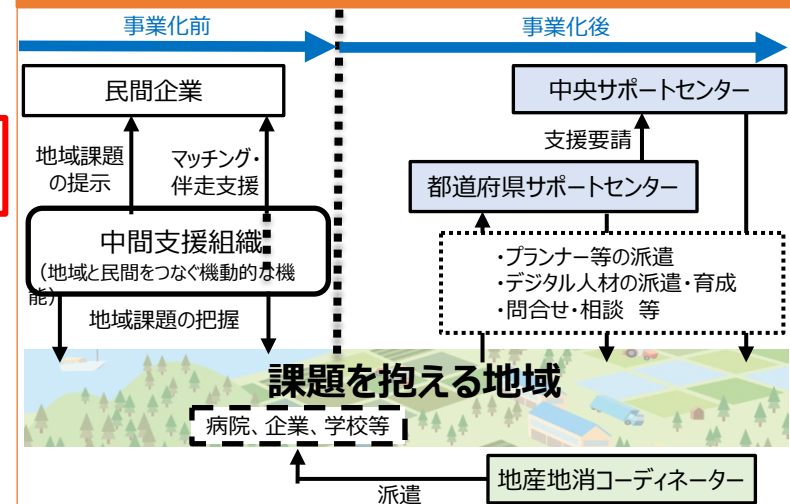


地域の農林水産物で
新商品を開発



竹林の景観を活かした
キャンプ事業の創出

地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業



【お問い合わせ先】
 （1、2①③、3の事業）
 （2②の事業）

農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）
 農村計画課（03-6744-2141）

農山漁村に対する企業側の視点

- 農山漁村の課題は、都市部企業にとっても、自社のマテリアリティ(企業が優先的に取り組むべき重要な課題)と深く関係
- 上記課題の解決は、CSV経営(経済的価値と社会的価値の両立である「共有価値の創造」を軸とした経営)の達成にも寄与
- 企業側が農山漁村の課題解決に関与することによるメリットを下記のとおり大きく4つに整理

1. 事業リターン

① 新規参入事業による収益確保

地域における新商品・新サービス開発等による新規市場開拓・新規顧客層へのリーチ拡大

② サプライチェーン安定化・リスク低減

農林水産物・原材料の安定確保によるサプライチェーンの安定化、地域社会の維持によるユーザー数低下リスクの低減

③ 事業推進のための環境整備

地域との関係深化を通じた知名度向上・信頼構築、将来的な収益拡大を見据えた地域課題解決事業への投資準備

④ 他業種・他地域展開

自社リソースを活かした他業種・他地域への進出

2. 人的リターン(対従業員等)

① 人材育成

現場課題に直面する体験を通じた、課題発見・解決力の強化(特に若手・中堅層)

② 採用力強化

社会課題解決に積極的な企業イメージ向上による優秀人材の獲得

③ 従業員満足・エンゲージメント向上

体験型活動を通じたウェルビーイング向上・帰属意識の強化

④ リタイア人材活用

退職予定者や早期退職者のセカンドキャリア先として地域プロジェクトの活用(スポーツ、退職自衛官の若年層リタイアを含む)

4. 資本市場リターン(対投資家等)

① 資金調達優遇

サステナブルファイナンス(グリーンボンド、ソーシャルボンド等)の発行条件優遇、ESGスコア等の向上

② 投資家・株主からの評価向上

社会的価値を生む経営姿勢の可視化による、長期保有投資家層の支持獲得

3. ブランドリターン(対顧客等)

① 企業イメージ向上

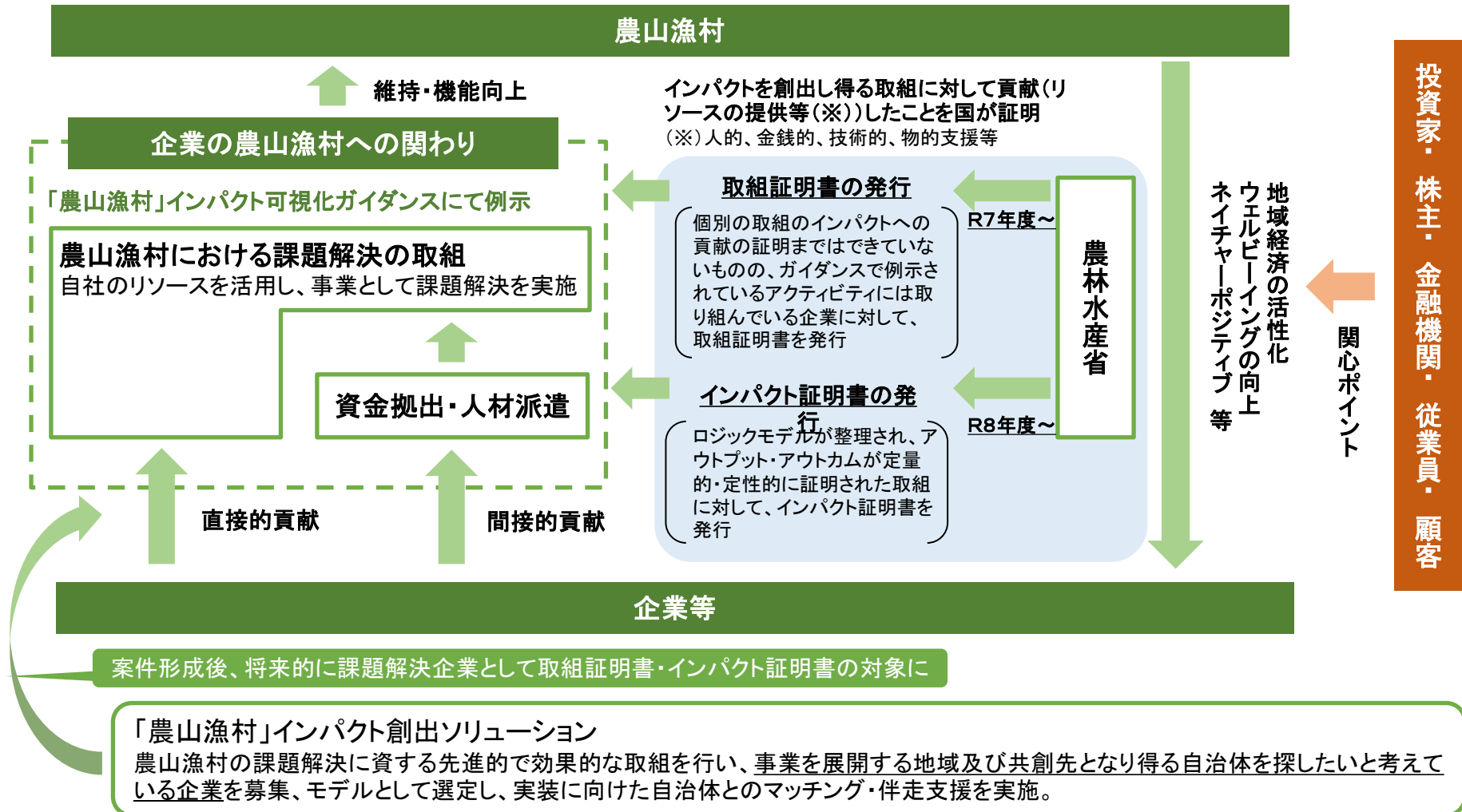
「社会的責任を果たす企業」としてのポジティブなブランド構築

② 地域住民・自治体との信頼関係強化

草の根レベルでブランドへの愛着心の向上

取組証明書・インパクト証明書制度のイメージ

- 農山漁村におけるインパクトを創出するような課題解決に貢献した企業へのインセンティブとして、国として、取組証明書及びインパクト証明書の発行を検討しているところ。
- 貢献が直接的・間接的の如何にかかわらず、訴求対象等のニーズにより取組証明書又はインパクト証明書を発行可能。



プラットフォームへの加入はこちらからお申込みください！
これまでのシンポジウム、専門部会の各種資料も公開しております。



国土交通省地域交通課の施策について （「交通空白」の解消等に向けた地域交通の リ・デザインの全面展開）

国土交通省 総合政策局 地域交通課



🔍 #交通空白解消へ

M-LIT

総務省 地域力創造に関する施策説明会 説明資料

「交通空白」解消等に向けた 地域交通のリ・デザインの全面展開

令和8年1月26日

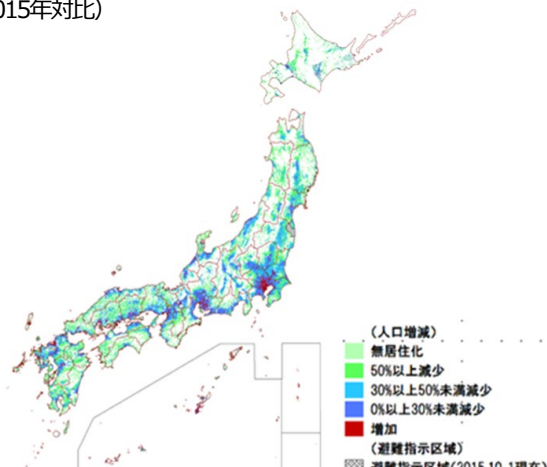
国土交通省総合政策局地域交通課



- 人口減少及び高齢化が全国的に進む中、免許返納した高齢者をはじめ移動手段の確保に対する不安が高まっている。
- 一方、乗合バス・鉄軌道路線の減便・廃止やバス・タクシードライバーの減少が進み、公共交通の確保は危機的な状況。

将来の人口増減状況

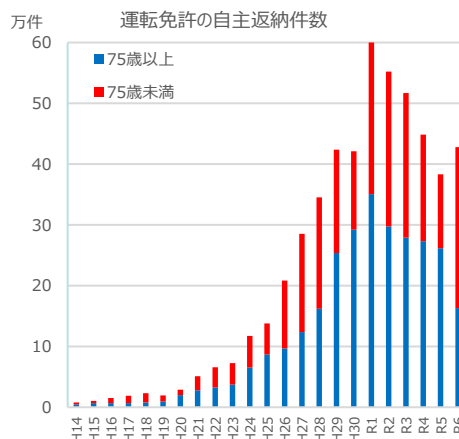
- ・2050年には全国の約半数の地域で人口が**50%以上減少** (2015年対比)



(出典) 総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年統計)」等をもとに国土交通省作成

運転免許返納数の推移

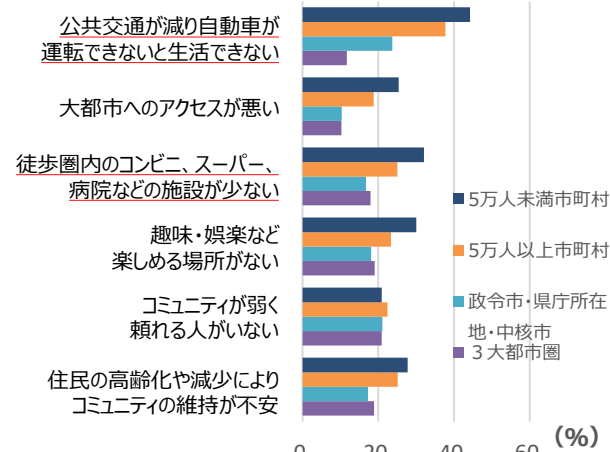
- ・運転免許の返納が進展しており、令和6年度においては、年間**約43万件**返納された。



(出典) 警察庁「運転免許統計」をもとに国土交通省総合政策局作成

居住地域に対する不安(地域別)

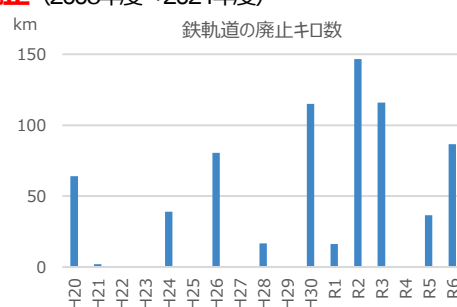
- ・公共交通が減り自動車が運転できないと生活できない：**約40%**
- ・徒歩圏内のコンビニ、スーパー、病院などの施設が少ない：**約30%**



(出典) 国土交通省「平成29年度国民意識調査」

路線廃止の状況

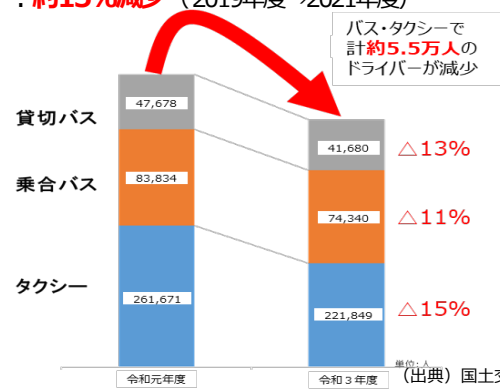
- ・乗合バス：**計27,080kmの路線が廃止** (2008年度→2024年度)
- ・鉄軌道：**計719.6km、23の路線が廃止** (2008年度→2024年度)



(出典) 国土交通省総合政策局作成

ドライバー数の状況

- ・乗合バス：**約11%減少** (2019年度→2021年度)
- ・タクシー：**約15%減少** (2019年度→2021年度)



(出典) 国土交通省物流・自動車局作成

- 人口減少や高齢化による免許返納が進展。買物、医療、教育など様々な日常サービスを支える地域交通の役割はますます高まる一方、地域鉄道・路線バスの運転者の不足、減便や廃止により、地域交通は危機的な状況
- 日本版・公共ライドシェア等の新しい移動手段のほか、鉄道・バス・タクシー・デマンド交通等あらゆる移動手段を総動員しながら、「交通空白」を解消していく必要

高市政権の基本方針（R7.10.21閣議決定 抜粋）

2. 地方を伸ばし、暮らしを守る
地方の「暮らし」と「安全」を守るため、…地域公共交通の維持に取り組む。

国土交通省「交通空白」解消本部（本部長：国土交通大臣）

- ① 「地域の足対策」と「観光の足対策」
- ② 「日本版ライドシェア」や「公共ライドシェア」のバージョンアップと全国普及

R6. 7.17 第1回本部
R6. 8. 7 第1回幹事会
R6. 9. 4 第2回本部
R6.10.30 第2回幹事会
R6.12.11 第3回本部
R7. 2.25 第3回幹事会
R7. 4.24 第4回幹事会
R7. 5.30 第4回本部
R7. 9.10 第5回幹事会
R7.12.19 第5回本部

ローカル鉄道 バス
乗用タクシー 日本版RS
公共RS 乗合タクシー
AIオンデマンド 許可・登録を要しない輸送



『「強い経済」を実現する総合経済対策』（令和7年11月21日閣議決定）＜抜粋＞

2. 地方の伸び代を活用と暮らしの安定

(1) 地域の生活環境を支える基幹産業の支援・活性化（地域交通の維持・物流体制維持への支援）

地方の生活と産業を支える地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通の「デザイン」を引き続き全面展開する。『「交通空白」解消に向けた取組方針2025』に基づき、集中対策期間における全国約2,500の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を進める。具体的には、デマンド交通や公共ライドシェア等の移動手段の導入、事業主体間の共同化・協業化を通じた地域の輸送資源の最大活用やシステム標準化等の地域交通DXを総合的に推進する。また、自動運転の早期の社会実装・事業化及び運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築等に向けた取組を推進する。

「交通空白」解消に向けた取組方針2025（概要）※骨太の方針2025にも本施策を位置づけ

目の前の「交通空白」への対応

地域の足
約2,000
地区

実施中
548地区
準備中
854地区
検討中
655地区

観光の足
約460
地点

早急に要対策
252地点
要対策
210地点

集中対策期間（R7～9）後

リストアップされたすべての地区・地点で
「交通空白」解消に目途

※ 未然防止が必要な地区（要モニタリング地域の足1,632地区・観光の足146地点）にも先手先手で対応

「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくり

集中対策期間後も見据え、自治体等における体制構築を推進

体制構築基本目標
3か年で300市町村
都道府県ごとにモデル地域を創出

共同化目標
3か年で100件

都道府県目標
3か年で47都道府県

国による総合的な後押し

地方運輸局等による 首長訪問・事業者との橋渡し・伴走支援

地方運輸局等により、首長等への直接訪問や自治体担当者との事務打合せ、交通事業者等との橋渡し・調整、都道府県と連携した説明会の開催等を実施



首長への訪問
(熊本県人吉市)



事業者への働きかけ
(山口県タクシー協会)

制度・事例等に係る情報・知見の提供

自治体業務の補完・省力化を推進し、「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを支援するため、ガイダンスやポータルサイト、カタログ等の支援ツールを提供



MOBILITY UPDATE PORTAL
(実務者向け支援ツール)



国土交通大学校での研修
(データやGISの活用等の研修)

実証・実装等に向けた十分な財政支援

予算面や体制構築(広域調整、担い手づくり等)を必要とする取組に対して、各種支援メニューにより、「交通空白」解消に向けた取組の実装や持続可能な体制づくりを後押し



スクールバスへの地域住民の混乗に係る実証事業
(京都府京田辺市)



複数施設での共同送迎システムによる運行実証事業
(岡山県玉野市)

「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム（R7.12.31：1,365会員）

第1回プラットフォーム発足 (R6.11.25)



発足時の総会に
計500名超が参加

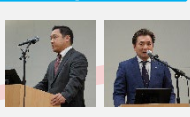


平井鳥取県知事は
各界からの講演

第2回プラットフォーム (R7.3.19)

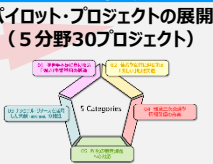


カタログによる
マッチング支援



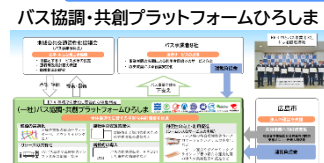
パートナー企業からの
ご発表

さらなる官民の取組 実装に向けて パイロット・プロジェクトの展開 (5分野30プロジェクト)



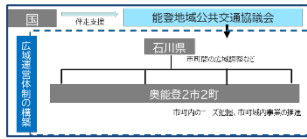
新たな制度的枠組みの構築

共同化・協業化、自治体の体制強化、観光の足とのハイブリッド化 等



・広島市とバス事業者8社で、協調・共創プラットフォーム（一般社団法人化）を立ち上げ、共同運営システムを構築
データを活用した企画立案・システムや車両の共有等を実施

能登地域における広域連携のイメージ



・奥能登2市2町で広域で共通のAIオンデマンド交通の導入
・広域運営体制を構築することにより、圧倒的な担い手不足に対応

概要

▶ 目的

「交通空白」に係るお困りごとを抱える自治体、交通事業者と、様々な資源を持つ幅広い分野の企業・団体群の連携・協働体制を構築し、「交通空白」解消に向けて、「地域の足」・「観光の足」を確保するため、実効性かつ持続可能性のある取組を全国規模で推進する。

▶ プラットフォーム会員

- 「交通空白」に係るお困りごとを抱える自治体や交通事業者
- 「交通空白」の解消に貢献する高い意欲を持つパートナー企業または団体※ 等

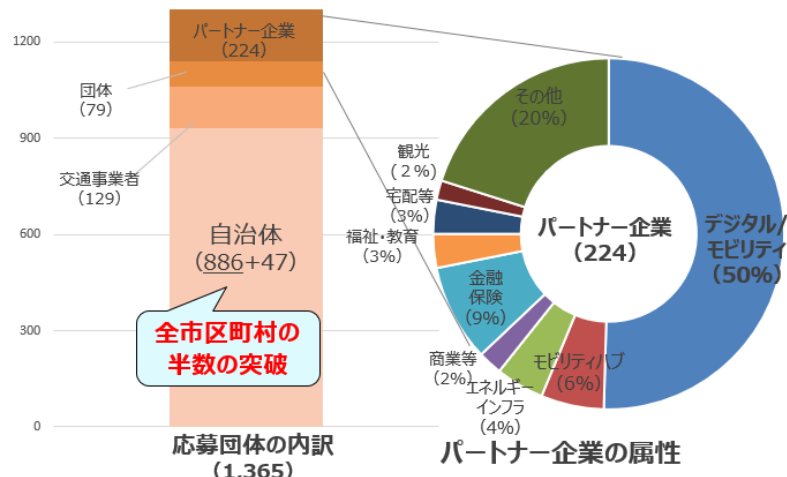
※インバウンド、若者、女性、障がいをお持ちの方等の視点からの取組にも留意

▶ 主な取組

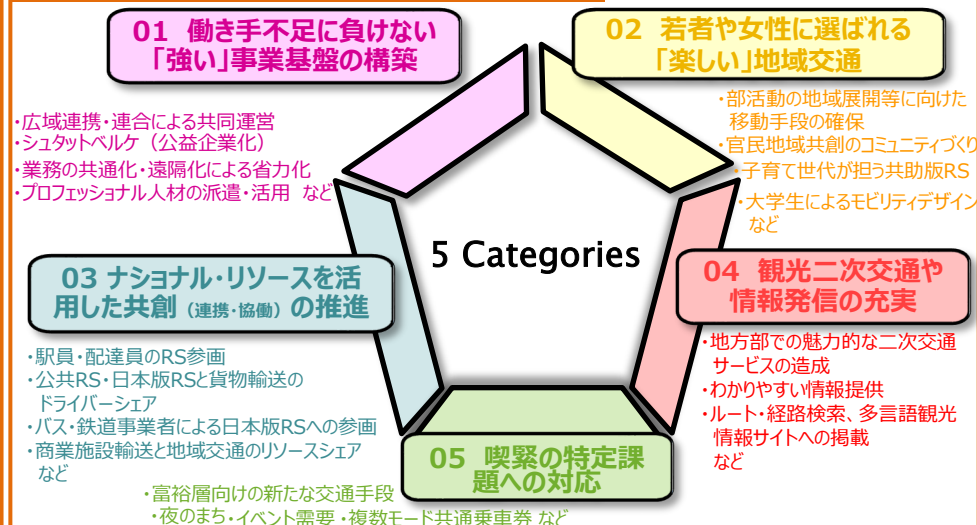


体制 (R7.12.31)

- 第1回会合 (R6.11.25) 後、プラットフォームの会員公募を開始。
- これまで、「交通空白」解消に向けたソリューションを話していただくピッチ・イベントの開催及び会員企業等が主催するイベントにプラットフォームとして協力・参加するスピノフ・イベントの募集・開催。
- R7.12.31時点での参加団体は合計 **1,365** に増加。R6.11の発足時167から大きく体制が充実。
- 今後も会員は随時募集。



パイロット・プロジェクト概要



- 人口減少・働き手不足の下において、地方の「暮らし」と「安全」を守る基盤である地域交通を守るため、**従来の発想を超える地域交通の「新しいカタチ」を官民で創出すること**とし、2030年頃を見据え、**全国展開・実装が期待される新しい仕組み (運営、技術・サービス、システム、人材等) の構築に取り組む。**

- これまで**計30件の実証事業を公表・展開してきたところ**、今後も各事業の課題や成果を広く共有しながら、リーディングモデルを全国的に横展開していく。

- 急速な人口減少・少子高齢化により、運転者等の担い手が不足し、減便・廃止が相次ぐなど供給が減少する一方で、免許返納、学校や病院等の統廃合等により社会的需要が拡大。
- 地域の「暮らし」と「安全」を守るための基盤としての地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通のり・デザインを引き続き全面展開する。「『交通空白』解消に向けた取組方針2025」に基づき、集中対策期間における全国約2,500の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を進める。

地域公共交通確保維持改善事業等
令和7年度補正 352億円、令和8年度 206億円

- ・社会資本整備総合交付金（地域交通関係）
：令和7年度補正 510億円の内数、令和8年度 4,597億円の内数
- ・鉄道施設総合安全対策事業費
：令和7年度補正 50億円の内数、令和8年度 45億円の内数
- ・訪日外国人旅行者受入環境整備
：令和7年度補正 78億円の内数、令和8年度 19億円の内数

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化

- 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保
 - 複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化の後押し
(運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、車両・システム・運行費等への支援)
 - 「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」パイロット・プロジェクト推進
(複数分野の地域の輸送資源のフル活用の推進等)
 - 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化
(地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援)
 - デジタル技術活用による事業者・他分野連携の推進
- 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援
 - 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要となる地域公共交通計画の策定・変更 への支援
 - 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援
- 財政投融資（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）
- ※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施
- 集中対策期間における「交通空白」解消
 - デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保の後押し
(調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援)



複数事業者による共同化



公共ライドシェア

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

- 訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）
 - 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
 - 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
 - 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備、誘客や周遊円滑化に向けた路線バス等の二次交通基盤整備

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

- 自動運転の事業化に向けた重点支援
- 地域交通DX(COMmmmons等)による生産性等の向上
(システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援)
- EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援



自動運転バス

- ローカル鉄道再構築
(再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援)
- 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）
(地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援)



パイロット気動車イメージ
新造車両・ICカードの導入

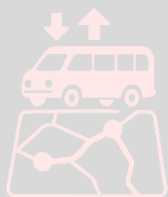
地域公共交通の維持・確保等

- 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等
 - 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
 - バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援
 - 地域鉄道における安全対策
 - 安全に問題があるバス停の移設等

12月16日に成立した令和7年度補正予算を活用し、「交通空白」解消に向けた地域の移動手段の確保等に対する支援のほか、**共同化・協業化、デジタル技術を活用した高度サービスの実装（地域交通DX）、地方公共団体の体制整備**等を幅広く支援し、持続的な地域公共交通の確立を推進。
【地方公共団体の負担分について、新たに特別交付税措置を創設（1.または2.のみ）】

※「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの参加が要件※

1. 「交通空白」解消タイプ

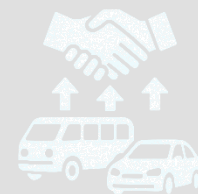


- ▶ **全国に約2,500存在する「交通空白」解消**に目処をつけるため、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を**調査から実証運行までトータルで支援**
- ▶ 補助率：**500万円まで定額**、500万円を超える部分は**2 / 3（上限1億円）**
 ※東京23区および三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は1 / 3（定額無し）

2. 共同化・協業化促進タイプ

- ▶ **複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への運送サービス提供者**による地域旅客運送サービスの**共同化・協業化等も通じた連携の取組**により、共同で路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送を実施する事業を**調査から実証運行までトータルで支援**

- ▶ 補助率：**1,000万円まで定額**、1,000万円を超える部分は**2 / 3（上限1億2,000万円）**



3. 地域交通DX推進タイプ



- ▶ 事業者・事業種の連携・協働により**複数のモビリティデータの統合及び活用**や**国の定める標準仕様に基づくシステム統合、標準業務モデルの導入**など、**デジタル技術を活用した高度サービスの実装**を支援
- ▶ 補助率：地方公共団体の規模に応じて**1 / 2～2 / 3（上限1億円）**
- ▶ ※人口10万人未満の自治体は500万円まで定額

4. モビリティ人材・組織育成タイプ

- ▶ 地方公共団体が行う「交通空白」を生み出さない持続可能な地域交通を実現するための**体制整備**に必要な、企画・立案や交通事業者・地元住民等の関係者との調整等を行う**団体や人材の育成**等を支援

- ▶ 補助率：**定額（上限3,000万円）**



「交通空白」解消に向けた「地域の足」の確保等に対する取組について、**新たに特別交付税措置を創設。**

国庫補助

（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開事業）

「交通空白」解消タイプ

- 全国に約2,500存在する「交通空白」解消に目処をつけるため、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を調査から実証運行までトータルで支援

- 補助率：500万円まで定額、500万円を超える部分は 2 / 3（上限1億円）

※東京23区及び三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は1 / 3（定額無し）

共同化・協業化促進タイプ

- 複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への運送サービス提供者による地域旅客運送サービスの共同化・協業化等も通じた連携の取組により、共同で路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送を実施する事業を調査から実証運行までトータルで支援

- 補助率：1,000万円まで定額、1,000万円を超える部分は 2 / 3（上限1億2,000万円）

特別交付税措置

国庫補助（「交通空白」解消タイプ又は共同化・協業化促進タイプ）を受けて実施する取組に係る地方負担について、**特別交付税措置**

措置率（0.8×財政力補正）

ただし、以下の①～③の取組については、

措置率（0.5×財政力補正）

- ①「地域の足」に係る「交通空白」の解消を対象としていない取組（「観光の足」に係る「交通空白」解消のみを対象としている取組など）
- ②道路運送法第78条第3号に基づく「日本版ライドシェア」の取組
- ③「交通空白」解消タイプのうち、東京23区及び三大都市圏の政令指定都市を対象とする取組

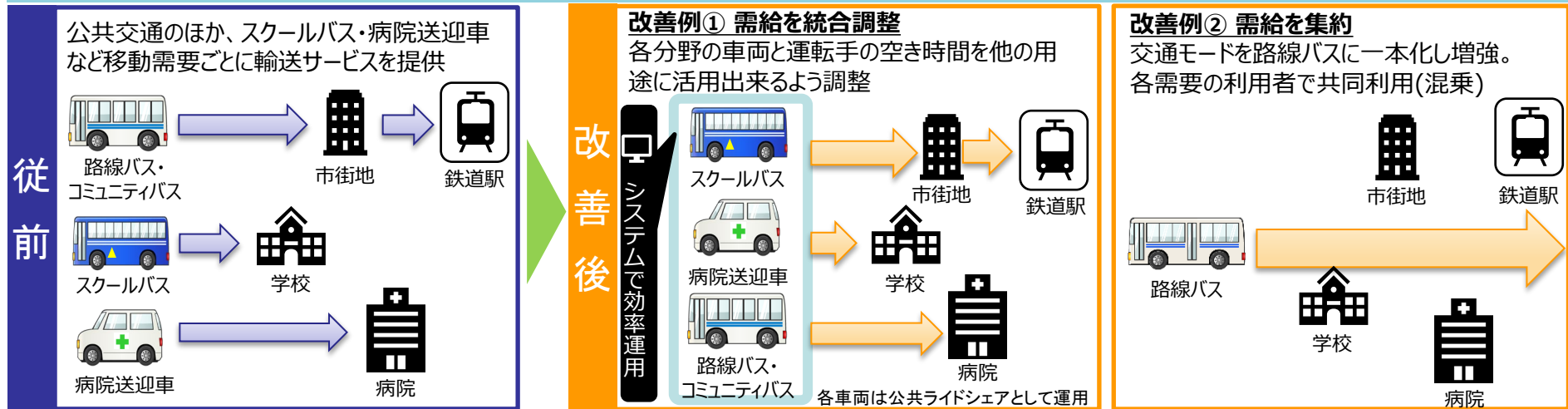
（注）

- ・ システム構築費、車両費等などの運行に直接関連がある費用が対象。（基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用などは対象外）
- ・ 国庫補助上限に合わせて特別交付税対象に上限を設定。

※「地域交通DX推進タイプ」及び「モビリティ人材・組織育成タイプ」には特別交付税措置なし。

- 人口減少・高齢化に伴い、**公共交通の担い手不足による供給制約**が強まる一方、医療・福祉・教育・買物等生活に不可欠な分野のサービスの持続性確保のため、**病院・学校等の統合・集約が急速に進展し、移動需要は増大**。
- 移動手段を確保して地域の暮らしを安定させるため、**交通とこれら分野の連携の一層の強化**が急務。
- **データ活用等によりこれら分野に係る移動の需給を集約化・統合調整**し、あらゆる**地域輸送資源**（交通事業者に加え、これら施設が保有する施設送迎に係る人員・車両等）の**フル活用**を推進。

「地域輸送資源のフル活用」のイメージ



「地域輸送資源のフル活用」を進めるための支援措置

○ 新たな制度的枠組みの構築

交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会「とりまとめ」(R7.12.26)

『バス・タクシー・公共ライドシェアに係る「交通空白」等について、**地域の輸送資源をフル活用**して解消するため、運転者等の担い手や車両等に関して、地方公共団体が司令塔役として主体性を発揮して**交通事業者間や施設送迎サービスの提供者等から協力**を得る等、地域の関係者が連携してその実情に応じた適切な形態による**運送サービスの提供を図る事業**を、**地域交通法の地域公共交通特定事業として新たに創設**し、手続の特例、事業の計画的な実施義務を措置するなど制度的な対応を講じる』

○ 先進的プロジェクト等に対する支援

- ・「交通空白」解消パイロット・プロジェクト
- ・地域交通DX「COMmmONS」

⇒**先進的なプロジェクト等に対し、**
国の積極的な関与により実現を後押し



COMmmONS

本省
において

厚生労働省・文部科学省・スポーツ庁等と連携し、
取組や課題を共有しつつ、政府全体から現場まで
各階層にわたる他分野連携を促進。

運輸局
において

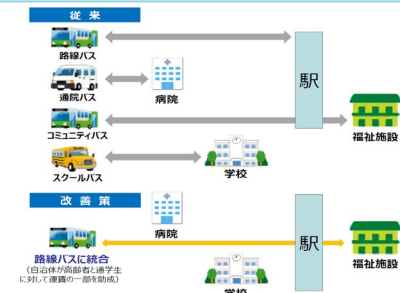
自治体の庁内連携も含めた地域における**他分野連携を促進し、好事例となる事業の創出**により地域の困りごとの解決に向けて伴走支援。

「地域輸送資源のフル活用」の事例

○ 複数の移動需要を路線バスに統合

＜茨城県常陸太田市での運行効率化＞

路線バス、コミュニティバス、通院バス、スクールバスが異なるサービス水準で重複運行し、公的負担の増加が課題であったところ、市内公共交通の再編に当たって、路線バスに集約（混乗化）することで運行の効率化を実現し、輸送に係るリソースの効率化と公的負担抑制を実現。



○ 多様な主体の参画による地域公共交通の共創

＜岐阜県白川町・東白川村での交通再構築による経費節減・利便性向上＞

運転手不足で高校生の通学が不可能となる危機に対して、町村・交通事業者・病院・住民等が協力し、①路線バスの再編、②鉄道や路線バスに接続する公共ライドシェアの導入（時間帯によりスクールバス車両も活用）、③路線バスや公共ライドシェアへの通院バス機能の統合により、地域公共交通ネットワークを再構築。



○ 部活の足から地域の足へ拡大

＜奈良県平群町の地域総合スポーツクラブ＞

部活動の地域展開に対応し、地元バス会社と連携して地域の総合スポーツクラブへ通うバス事業の実証を開始。

その後、児童園児のアフタースクールへの移動や地域住民の生活交通、高齢者の外出支援へとサービスの幅を拡大中。



○ システム活用による送迎車両の運用共同化

＜群馬県みなかみ町のほか全国数力所で同時実証＞

福祉・観光・教育施設等の送迎車両の運用を共同化。簡素に操作できる共通システムの活用により、配車調整を自動化・省力化。

各施設の運営負担を軽減、介護、教育、生活の質を同時向上。

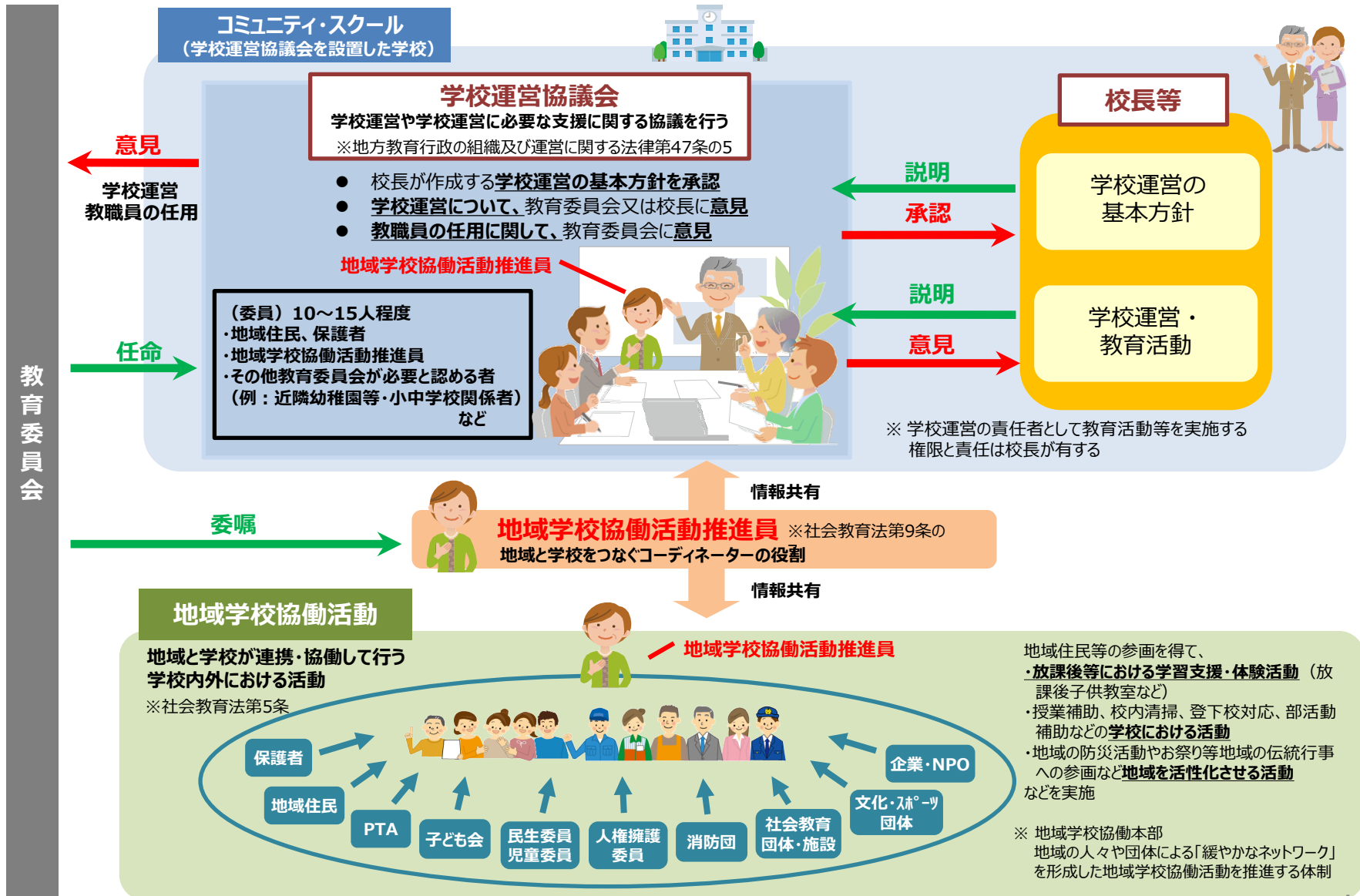


複数の宿泊施設の利用客を共同で送迎
(群馬県みなかみ町)

文部科学省地域学習推進課の施策について (コミュニティ・スクールを通じた次世代の 担い手育成等)

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



学習支援（地域未来塾）

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、 ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第百六十二号) (抄)

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該**学校の運営**及び**当該運営への必要な支援に関して協議する機関**として、**学校運営協議会を置くように努めなければならない**。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)とは

「学校運営協議会」とは、法に基づき、教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の必要な運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

学校運営に保護者や地域住民等が参画することを通じて、以下の事項を推進。

① 地域の声を活かした学校マネジメントの強化

- 「育てたい子供の姿」を学校・地域が共有し、児童生徒・教職員・保護者・地域住民の声を聞きながら、熟議を通して、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを反映する。
- 教育計画の策定・実施・評価のプロセスの中で、教育活動の成果や課題を学校と地域で共有する。
- 学校と地域が協議、説明責任を果たすことを通じて互いの信頼関係を築き、地域とともにある学校づくりを推進する。

② 地域資源を活かした教育の充実と課題解決

- 保護者や地域住民等が協働するプラットフォームの中で、
 - ・地域の創意工夫を活かした体験的・探究的な学習等を推進し、児童生徒の資質能力の向上を図る。
 - ・子供・学校・地域の課題解決を図ることで、学校を核とした地域づくりを推進する。

法律に基づくコミュニティ・スクールについて

【学校運営協議会の主な機能・権限】 （地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- ① 校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認する
- ② 教育委員会又は校長に対して学校の運営に関する事項について意見を述べることができる
- ③ 教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について、任命権者に意見を述べることができる

学校運営協議会の委員

1. 当事者性

- ボランティアではなく、**特別職の非常勤職員として任命されるため、有償**となる。地域の児童生徒、保護者、住民のために、**当事者として**、よりよい学校運営の実現に向けて責任をもって取り組む。
（学校運営協議会の委員謝金、会議運営費は国が地方財政措置）

2. 自立性・対等性

- 学校運営協議会が一定の権限を有する**自立した合議体**であることにより、委員と教職員とが**対等な立場**で協議をすることができ、その結果を学校と地域とともに実現しようという取組につながる。

3. 責任

- 学校運営協議会の委員は、承認、意見提出に当たり、**学校、児童生徒、保護者、教職員、地域の実情を把握し、課題解決に向けた建設的な提案等を行う責任**を有する。
- 承認した基本方針に基づき、目標の実現に向けて、**学校運営への協力（外部との連携、地域住民の理解醸成等）について責任**をもって取り組む。

令和7年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査



文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和7年度（令和7年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数



うち、小・中・義務教育学校



導入自治体数



※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

一体的な整備状況

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方が整備されている学校



うち、小・中・義務教育学校



地域学校協働本部

公立学校の整備校数



うち、小・中・義務教育学校



地域学校協働本部数



※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

地域学校協働活動推進員等

（地域コーディネーターを含む）

地域学校協働活動推進員等の配置人数



うち、学校運営協議会委員である者



※地域学校協働活動推進員等
：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

今後の方針

- ✓ 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- ✓ 導入促進と質の確保に向けた、自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- ✓ 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る



学びの輪、
地域の和。
未来へ繋ぐ

コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

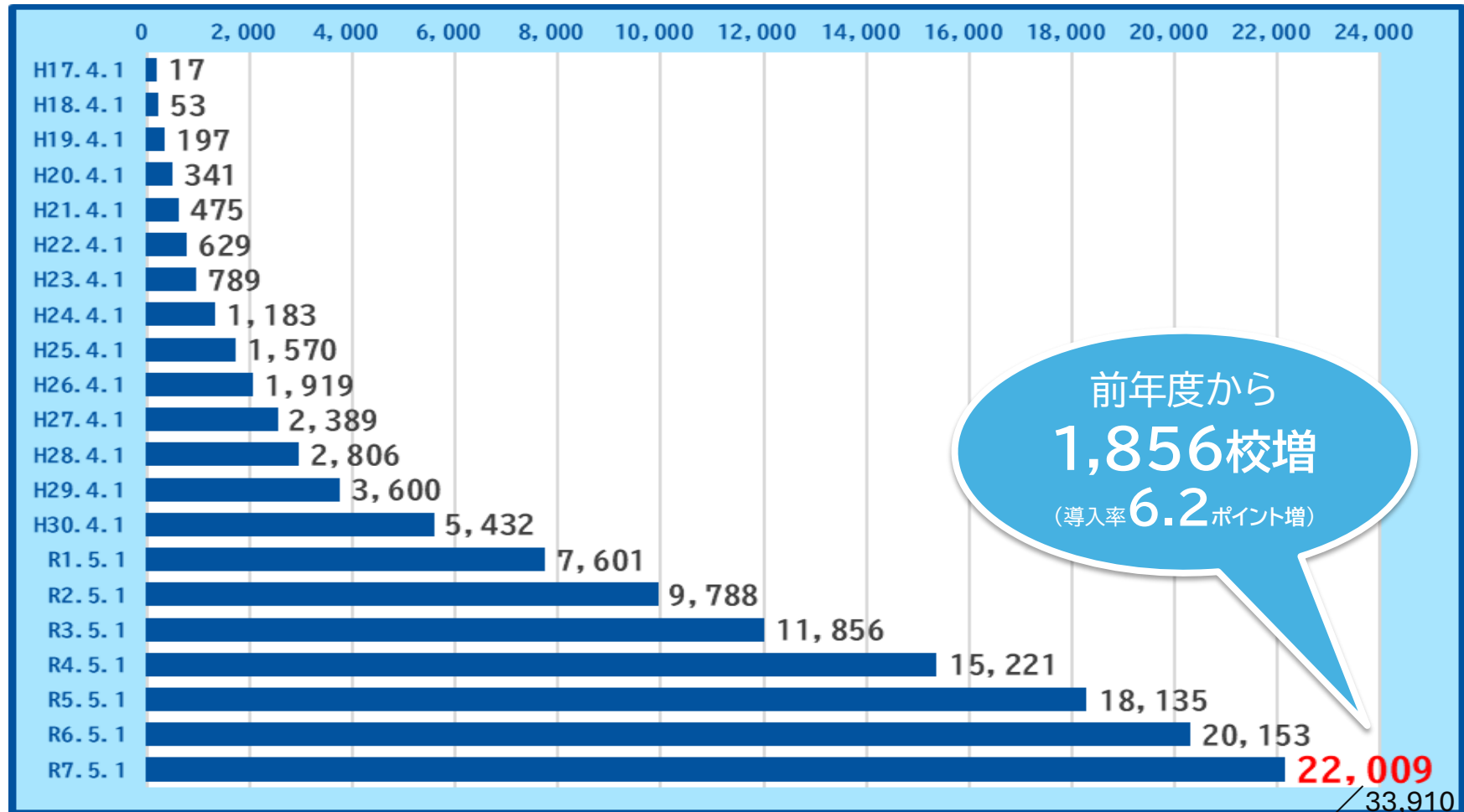
令和7年5月1日
時点

コミュニティ・スクールを導入している学校数：**22,009**/33,910 校

(学校運営協議会を設置している学校数)

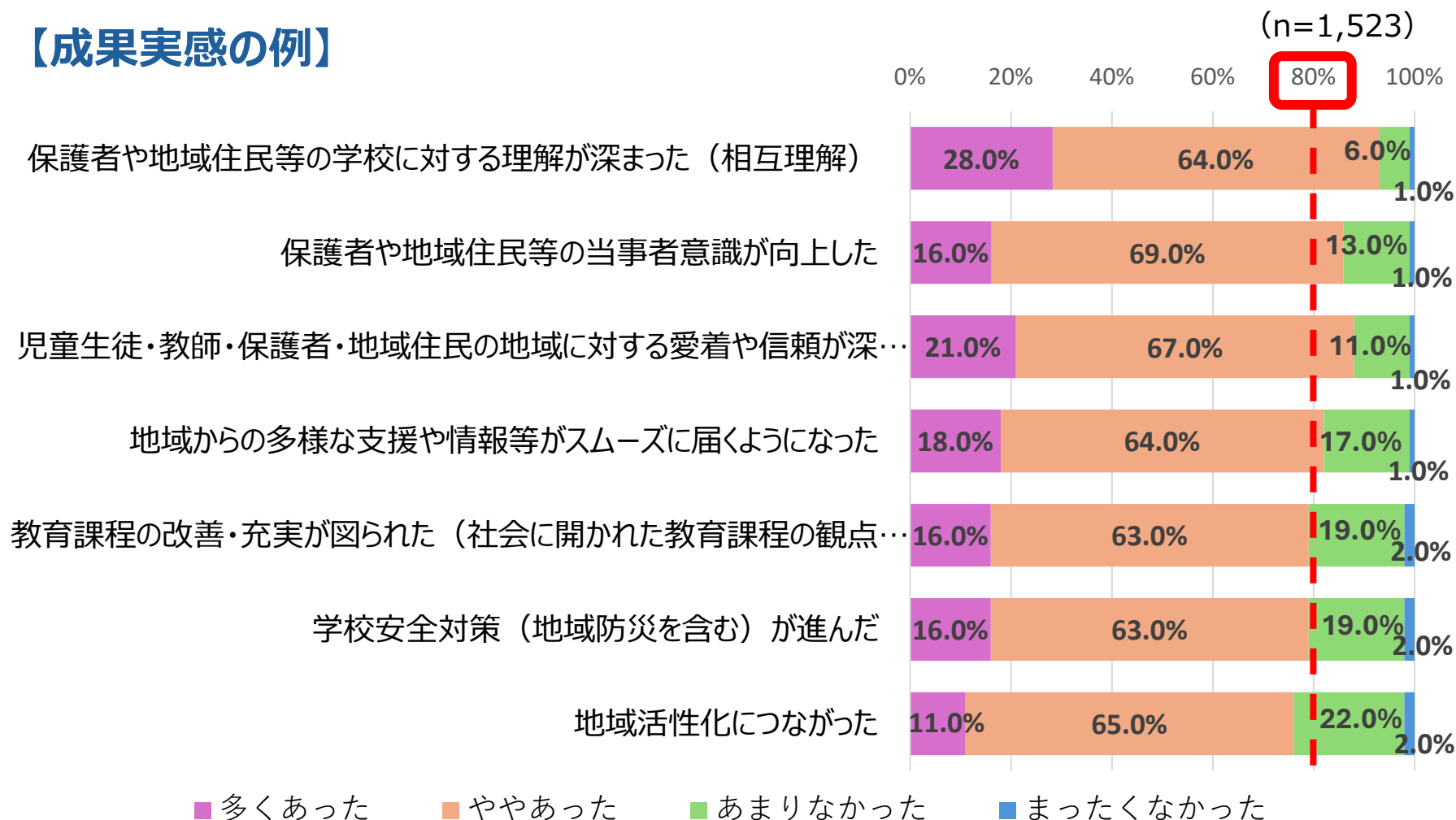
全国の公立学校のうち、**64.9%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数



- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、学校や地域の課題について、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、取組が進んだ／成果が上がったと考えるかどうか、成果実感を調査。

【成果実感の例】



コミュニティ・スクール制度を通じた地方自治機能の強化

コミュニティ・スクール制度

- ◆ 地域でどのような子供達を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを、地域住民と共有。
- ◆ 学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組む。



地域住民が教育の当事者となることで、
責任感をもって学校及び地域の課題解決に取り組む

地域住民が参画・協働することで、
顔が見える関係となり、学校を中心に地域住民がつながる

大人達の“地域のことを考え、地域のために協働して動く姿”を見て、
子供達が「自分たちの町、地域は自分達で創る」ということを意識する



コミュニティ・スクールを通じた地域とともにある学校づくりは、
地方自治の基盤強化につながる。

きっかけになりやすい“子供のこと、学校のこと”を入口として、
次世代における地方自治の担い手を育成



コミュニティ・スクールへの若者世代の参画



菅 新汰さん（下関市立大学4回生、山口県山口市在住）

2024年度～

山口県山口市立名田島小学校（出身校）

学校運営協議会委員／地域学校協働活動推進員

地域資源を活かした授業づくりのサポート、探究活動のコーディネート等を担当

きっかけ

卒業生として学校の創立記念行事に関わる中で推進員に興味を持っていたところ、前任の方から声をかけていただく。

#CS育ち

CSの中学校で育ち多くの活動の場をいただく中で、「中学生の自分を地域の方が全員が育ててくれている。」と感じた。その原体験から、「**将来は地域のために恩返しをしたい**」という想いを持っていた。

#広がるつながり

委員や推進員として活動することで、**地域の行事や自治会の会議などに呼ばれることが増えた**。住民とのつながりも強くなり、**地域の一員としての自覚もより高まってきている**。

#地域の変化

若者が参画することで、「**自分よりも若い人が頑張っているので、自分も関われば**。」という保護者世代が出てきた。**「行事等に参加するハードルが低くなった。」**という声も。また、**児童も気軽に話しかけてくれるようになった**。

#提案

自分の地元、母校に関わりたい学生は一定数存在。若者が主体的に参画してもらえるようにすることが重要。若者にも目に留まる方法で公募したり、まずは**地域行事を手伝ってもらったり**するところから始めてみては。

コミュニティ・スクールへの若者世代の参画を促すために！ 大学生対象イベント実施

CSユースリーダー委嘱

大学生等を対象とした 地域活動の担い手育成に関するイベントの 共催大学を募集中！

地域活動へ関わる意欲をもつ大学生を発掘し、
コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への参画を呼びかけ、
次世代の担い手の育成と人材確保につなげるため、

大学生等を対象としたイベントの実施

を令和8年度からスタートします！



イベント開催に協力いただける大学を募集中です！

- イベント概要
 - 対象 大学生等(教員志望者、地域づくりに関心のある学生・若者等)
 - 方法 1日(3時間程度)・対面、参集型での開催を想定
 - 内容
 - ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に関する制度の説明や事例紹介
 - ・活動に参画している大学生等による発表・魅力発信
 - ・若者を募集している自治体・学校の紹介 等
 - * 詳細については共催大学と検討します
 - 時期 令和8年6～12月(相談の上で開催日時を決定します)
- 共催大学側にご協力いただきたい事項
 - ・大学内施設の会場利用
 - ・学生への周知、参加者の募集
 - ・イベント情報の発信
 - ・イベント開催にあたる運営補助 等
- 応募
 - 方法 担当までご連絡ください。
 - 締切 令和8年1月16日(金)

担当：文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 地域学校協働推進室 03-6734-3720

求む。次世代の担い手！

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に、
次世代の担い手である若者の参画を促すため、

若者向けに魅力を発信するCSユースリーダーの委嘱

を令和8年度からスタートします！



下記の役割を担うCSユースリーダーを募集！



イベント企画・登壇



SNS等での情報発信

興味がある人は
こちら▼



問合せ先 文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 地域学校協働推進室 03-6734-3720

広域連携 (定住自立圏構想の推進等) について

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課
総務省 自治行政局 市町村課

定住自立圏構想の推進



「定住自立圏構想」の推進（H21～）

- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成**する。

定住自立圏構想推進のための地方財政措置

特別交付税

- **包括的財政措置（中心市：上限8,500万円程度（※）、近隣市町村：上限1,800万円）※措置率0.8**
（※）当該定住自立圏の近隣市町村合計人口・合計面積、近隣市町村数に応じて上限額を調整
- 外部人材の活用に要する経費に対する財政措置（上限700万円／団体）※措置率0.8
- 病診連携等による地域医療の確保に要する経費に対する財政措置（上限800万円／団体）※措置率0.8 等

地方債

- 地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）

※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

圏域形成に向けた手続



中心市

- 人口5万人程度以上
- 昼夜間人口比率1以上
- 原則3大都市圏外 等

②定住自立圏形成協定の締結
中心市と近隣市町村が1対1で、
議会の議決を経て締結

③定住自立圏共生ビジョンの策定
圏域の将来像や推進する具体的取組を記載



近隣市町村



定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して財政措置を講じる。

1. 中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）

- ・ 中心市については、1市当たり年間8,500万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
- ・ 近隣市町村については、1市町村当たり年間1,800万を上限 ※中心市・近隣市町村とも措置率0.8

2. 地域活性化事業債の充当

- ・ 圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。
(充当率：90%、交付税算入率：30%)

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・ 圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置 ※措置率0.8

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ
(例：融資比率35%→45%)

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
措置率0.6→0.8

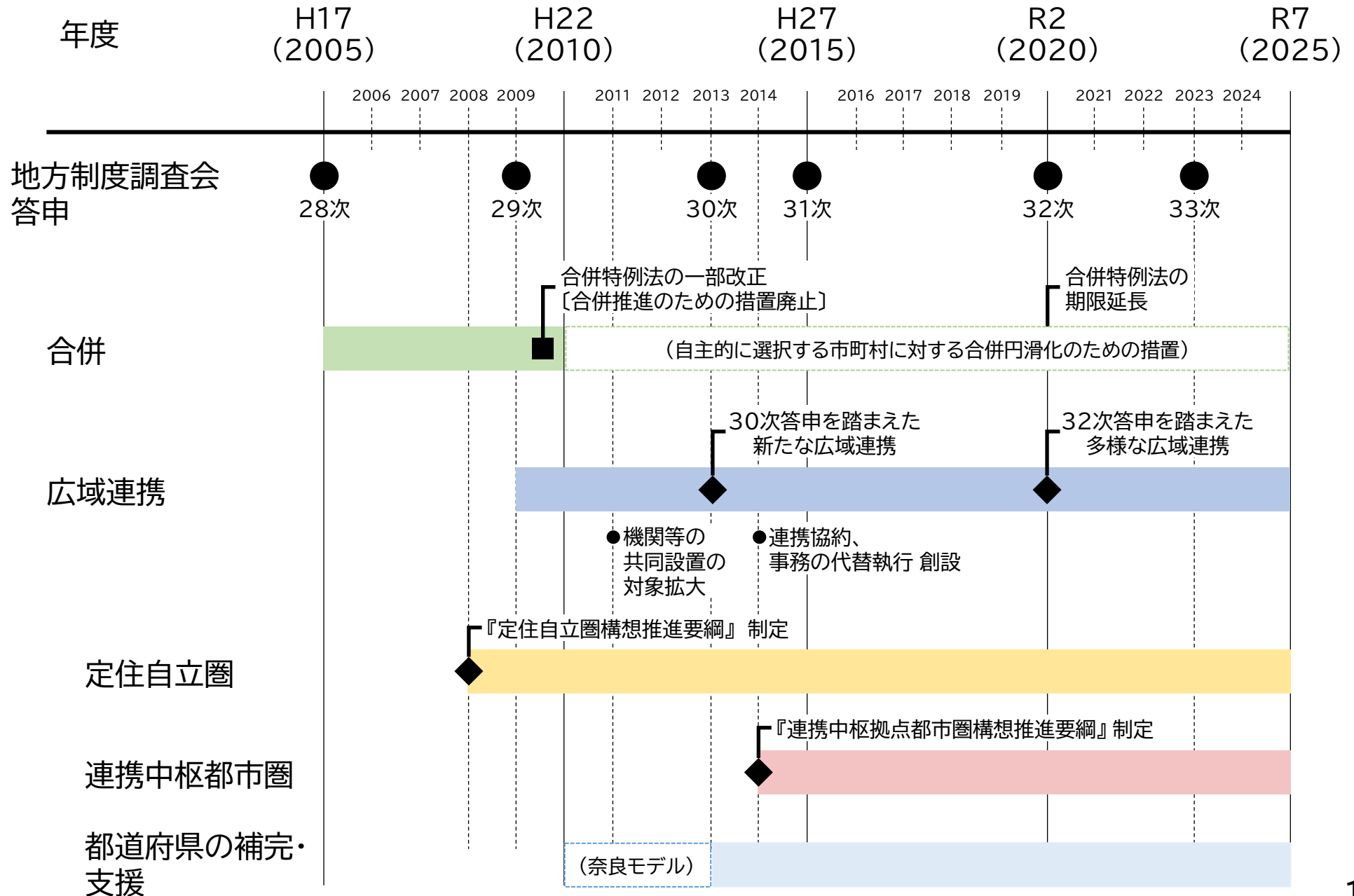
6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・ 辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

※このほか、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択もある。

広域連携を取り巻く状況

これまで20年の広域連携の推進の経緯

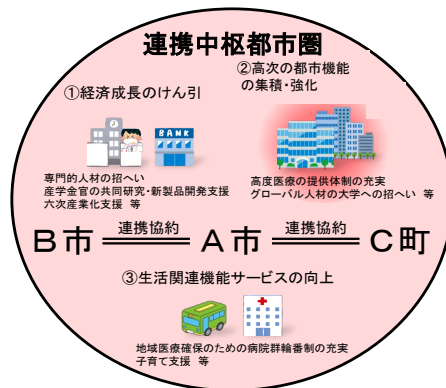


多様な広域連携の推進

- 2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の変化・課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくためには、各地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えた連携が重要。
- 今後のインフラの老朽化や専門人材の不足の深刻化に対応するため、長期的な変化・課題の見通しを共有し、広域連携による施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用に取り組むことが効果的。
- 市町村による他の地方公共団体との連携は、地域の実情に応じ、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを選択することが適当。

連携中枢都市圏等

核となる都市(連携中枢都市等)がある地域において、その近隣市町村と連携し、(1)経済成長のけん引、(2)高次都市機能の集積・強化、(3)生活関連機能サービスの向上の取組を進める

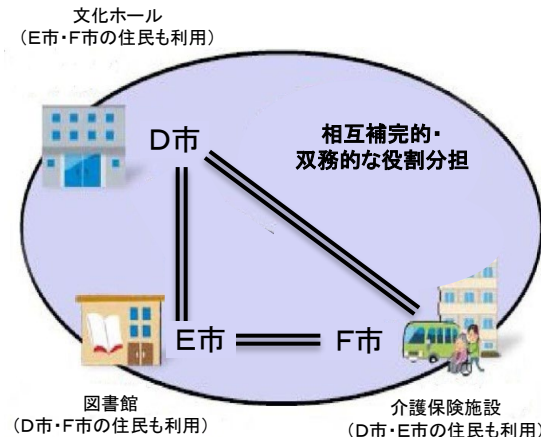


※連携中枢都市圏等:

- ・連携中枢都市圏(指定都市又は中核市かつ昼夜間人口比率おおむね1以上の市を中心とする圏域)
- ・定住自立圏(人口5万程度以上かつ昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)

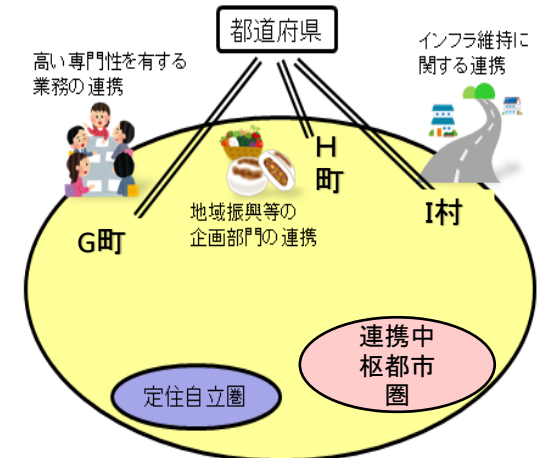
連携中枢都市圏等以外の市町村間の広域連携

核となる都市がない地域や三大都市圏においても、安定的・継続的な広域連携による生活機能の確保等の取組を進める



都道府県による市町村の補完・支援

個々の市町村の規模・能力や市町村間の広域連携の取組状況に応じて、これまで以上にきめ細やかな都道府県による補完・支援を進める



1. 人材不足等の課題

- 生産年齢人口はピーク時から約1,100万人減少し、既に自治体では**専門人材**(技術職員、デジタル人材等)等の不足が喫緊の課題
- **団塊ジュニア世代**(毎年約200万人出生)の退職によって、今後は一般行政職員を含め**人材不足が深刻化**

○ 市町村が本来注力すべき事務に注力し、各地域が**個性豊かで活力に満ちた分権型社会**を実現するため、これまでとは異なる**新たな視点**で、**個別の事務の課題を踏まえた対応や制度の見直し**の議論を進めることが必要

2. 事務処理に関する課題と対応

- 対応方策は、事務を**減らす**、**まとめる**(水平連携・垂直補完)、**担い手を広げる**(民間活用・住民参加)、**生産性を高める**こと
- 各行政分野(10分野)の**個別の事務**まで踏み込んで課題を分析し、分野横断的な**検討の視点**を抽出
- 今後、この検討の視点を参考に、その他の行政分野も含め、**事務処理上の課題分析**を行い、**対応方策を検討**することが必要

＜検討の視点＞

- ①事務量
- ②事務内容
 - ・事務の性質(企画立案～定型業務)
 - ・国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性
- ③事務処理に必要なリソース
 - ・事務処理に求められる人材の専門性
 - ・事務処理の難しさ、経験・知見の必要性
- ④その他事務処理のあり方
 - ・対面や実地での事務実施の必要性
 - ・事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性
 - ・行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

※**デジタル技術の活用**は、事務のあり方の前提を変え得る。

＜研究会で課題分析のために取り上げた行政分野(10分野)＞

(福祉) 介護保険、国民健康保険、老人福祉施設、保育
(教育) 小中学校教育 (インフラ) 道路、上下水道 (農業) 鳥獣被害対策
(環境) 地球温暖化対策 (消費者) 消費生活相談

(分析例) 介護サービス事業者の運営指導

- ・中小規模の市町村では事務量が小さくノウハウの蓄積が困難。
- ・事業者との連絡調整はデジタル化による負担軽減が可能。
- ・実地検査は数年に一回であり、日常的な実地性は高くない。
- ・事務処理に当たり広域的な視点が求められるものではない。
- ・事業者指導については、市町村のほか都道府県も同種の事務を行っている。民間にも事務受託法人が存在する。

⇒ 地域事情に応じ、大都市や都道府県が代わりに行うことや、民間法人に委託することが効果的だと考えられる。

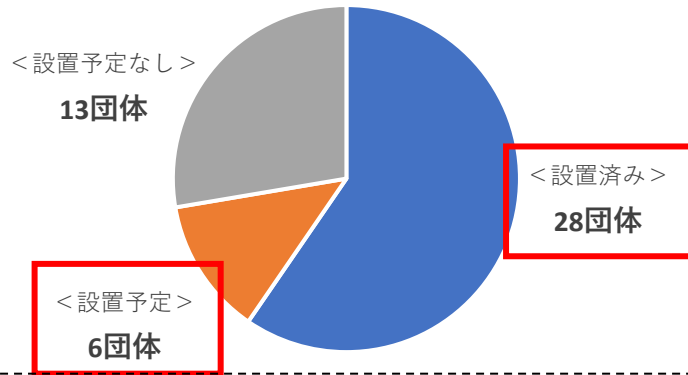
3. 今後の進め方

- **各都道府県が**、地域の状況を踏まえ、**市町村の検討を支援**(**国としても具体的な対応方策について一定の選択肢を提示**)
⇒ 地方の検討状況を踏まえ、制度上対応すべきものについては、**国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し**

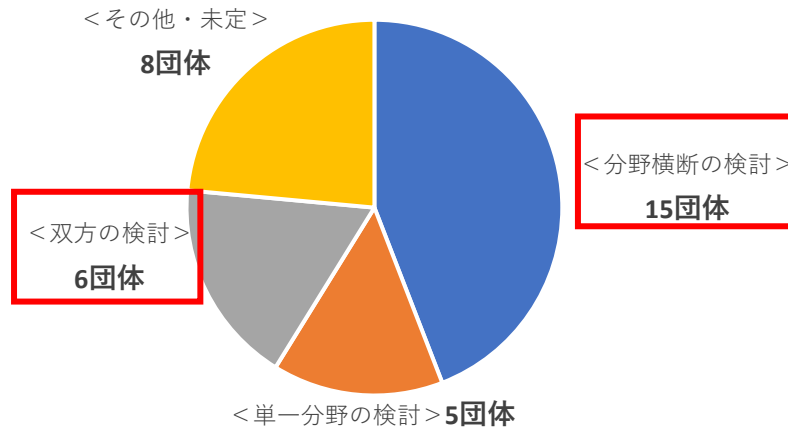
持続研検討状況調査 概要(枠組みの設置状況等)

- ① 検討を行う枠組みを**設置している団体は28団体**、今後**設置予定の団体は6団体**であった。
- ② 枠組みの性質として、**分野横断的な枠組みを設置している団体は21団体**、単一分野の枠組みを設置している団体は11団体であった。**(分野横断・単一双方の枠組みを設置する団体は6団体)**
- ③ 重点的に検討を行う対応方策については、「**広域連携**」及び「**総合的な検討**」が多い傾向にあった。

① 枠組みの設置状況



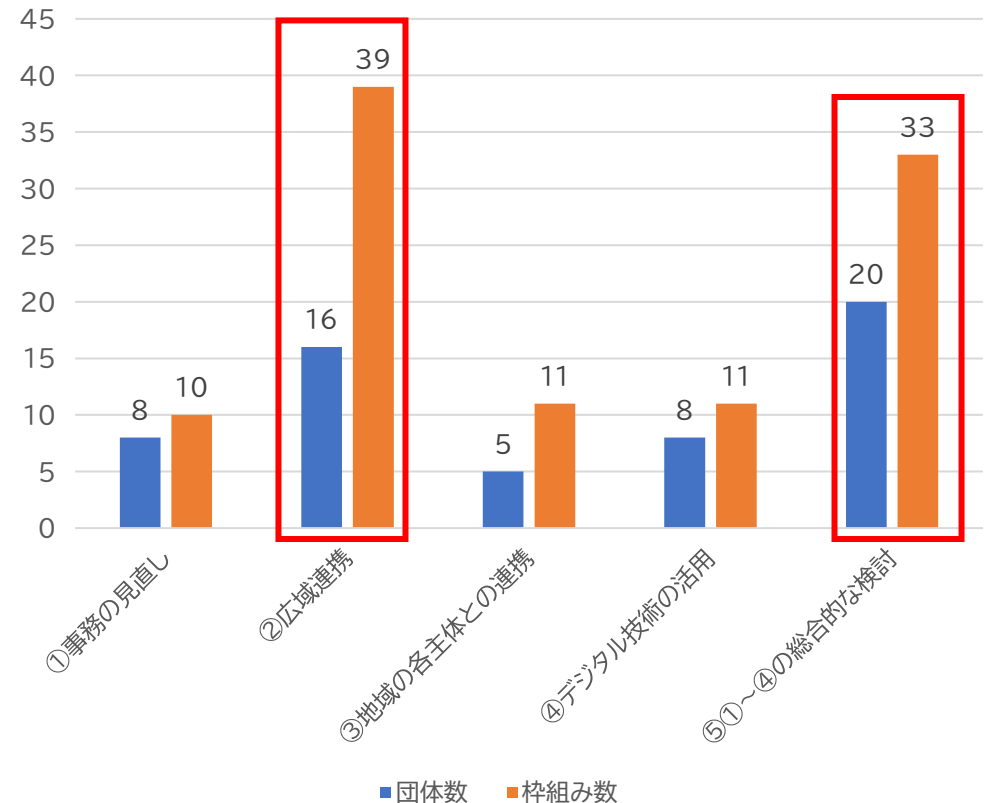
② 枠組みにおける検討の状況



③

(団体/件)

重点的に検討を行っている・行う予定の対応方策



広域連携モデル構築事業

- 「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書(令和7年6月)」の考え方に基づき、人材不足が深刻化する中、行政サービスの提供を持続可能なものとするため、新しい連携の分野(従来都道府県が補完していない分野など)、新しい連携の方法(都道府県による補完及び市町村間の水平連携の組合せなど)等、これまでにない新しい広域連携を実践する自治体を支援し、全国展開可能なモデルを構築する。

1.対象事務

- 対象となる事務及び当該事務における新しい役割分担(仮説)を、広く地方自治体及び制度所管府省庁から提案募集
- 新規性や実現可能性等の観点から、総務省において、対象事務を選定

2.対象団体

- 上記対象事務における「新しい役割分担(仮説)」を、他自治体と連携して、実践する意欲がある都道府県又は市町村
- 当該団体から、実践に向けた進め方を提案
- 当該提案に対し、総務省が、外部の有識者を交えた評価を行い、提案を順位付けした上で選定・採択

3.採択予定団体数

- 8団体程度

4.対象経費

- 実践を伴走支援するための経費
- (例) 協議を行うための会議等の運営経費、調査経費、システム整備費、連携に向けた準備に要するソフト経費

5.委託金額(10/10)

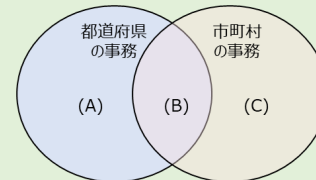
- 1団体2,000万円を目安とする(提案内容により、合理的な範囲で目安を超えることは可)

6.求める成果物

- 新しい役割分担(仮説)に対する検証(効果、課題、課題に対する対応、過程における工夫 等)
- 令和9年3月12日提出厳守

(1) 新しい分野

(例1) 都道府県が、(c)の事務を受託



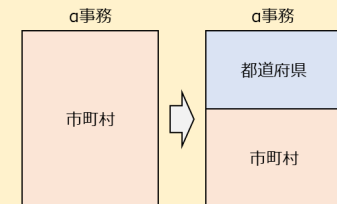
(3) 新しいエリア

(例4) 団体の地理的な条件に適した連携

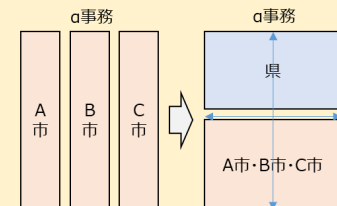
- ・ 離島に所在する市町村
- ・ 山間部に所在する市町村
- ・ 人口に比して面積が広い市町村
- ・ 県境に隣接する市町村

(2) 新しい方法

(例2) 市町村のa事務を、都道府県と市町村で機能分担
(フロントヤードは市町村、バックヤードは都道府県が実施等)



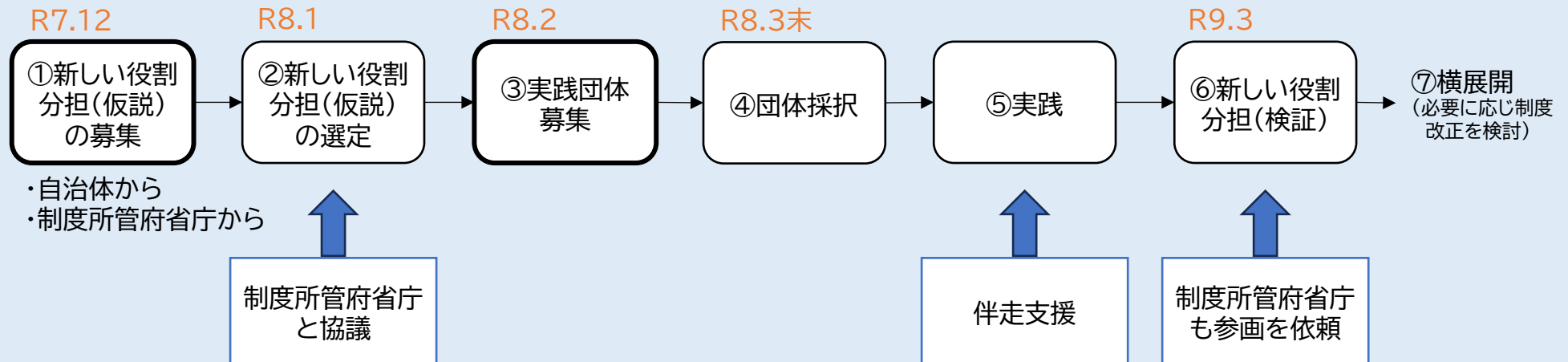
(例3) 市町村のa事務を、垂直補完と水平連携を組み合わせる連携



持続可能な行政サービスの提供に向けた広域連携モデル構築事業の進め方

- 本事業は、「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書(令和7年6月)」(以下「報告書」という。)の考え方に基づき、新しい役割分担を具体的に検討。
- 提案募集を2段階で行う。
 - 第1ステップ:特定の事務における新しい役割分担(仮説)の提案募集
 - 第2ステップ:特定の事務における新しい役割分担(仮説)の実践に取り組む団体の募集

【事業の進め方】



(例)

- ・ サービスデザインの考え方に基づくワークショップの開催
- ・ 事務フローの分析やFIT & GAP
- ・ 新しい役割分担による業務執行の効果分析
- ・ 新しい役割分担に移行するための手順の整理 等



1. 取組の内容

- (1) 現状の事務フローと役割分担
- (2) 目指した事務フローと役割分担(新しい役割分担(仮説))
- (3) 取組後の事務フローと役割分担

2. 取組の結果

- (1) 効果(定量／定性)
 - ① 事務の観点(実効性、質の向上等)
 - ② ヒト・時間の観点
 - ③ カネの観点
- (2) 課題
 - ① 取組前に想定した課題と取組を通じて明らかになった課題
 - ② 解決した課題とその解決方法
 - ③ 解決できなかった課題と解決への展望

3. 取組のプロセス

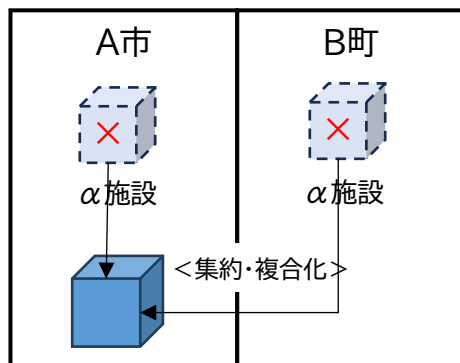
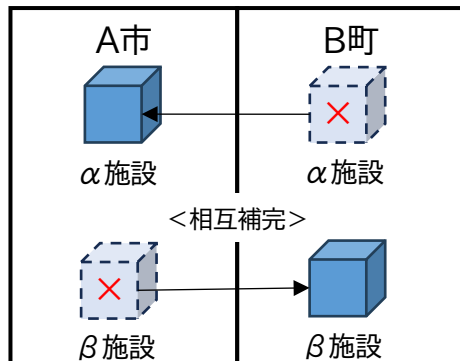
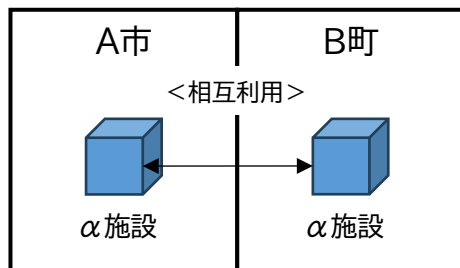
- (1) これまでの取組の経緯・進捗
- (2) 1(2)と1(3)が異なる場合は、その理由
- (3) 合意形成のための工夫

広域連携の実践・深化

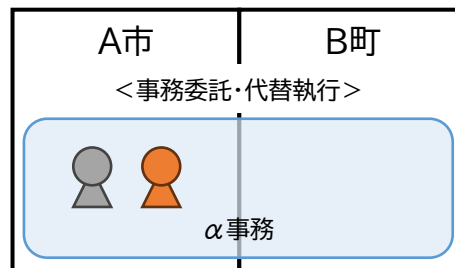
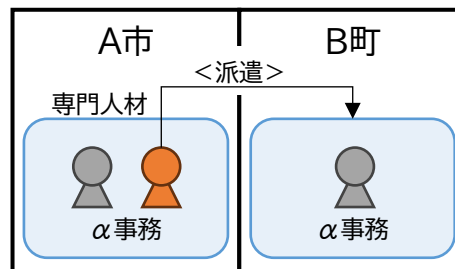
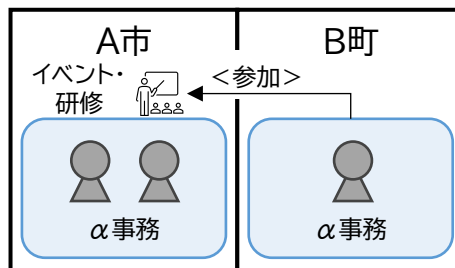
広域連携の実践・深化に向けて～合意形成が困難な課題にも挑戦～

○ 人口構造の変化により、今後は、インフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約の更なる深刻化
→ 地方公共団体には、持続可能な形で住民生活を支えていくため、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点がますます求められるのではないかな。

【施設】



【事務や人材】



【システム】



合意形成
がより困難

複数団体による公共施設の集約化・複合化等の推進(令和7年度～)

- 特に取組が進んでいない複数団体による公共施設の集約化等を推進するため、集約化等に向けた調査検討 及び集約化等の円滑化に係る経費に対する特別交付税措置を令和7年度から創設。
- また、集約化等に伴う施設の除却事業を「公共施設等適正管理推進事業債」の対象に追加したほか、国土交通省と連携して集約化の取組を促進。

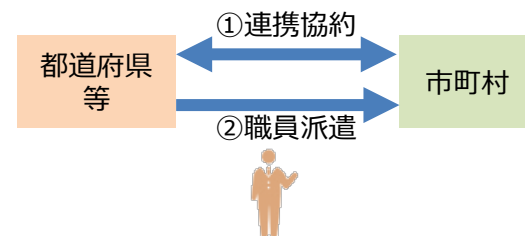
	協議の場の設定 (調査・検討)	新施設の 整備	旧施設の 除却	集約化等の 円滑化
財政措置等	【新規】特別交付税措置 措置率: 0.5 措置上限額: 500万円 <対象経費> 複数団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費 ・施設の利用実態や立地等の調査・分析 ・協議会の開催、有識者の招聘 等 ※連携中枢都市圏構想推進要綱・定住自立圏構想推進要綱を改正するとともに、広域的な協議の場の設定を促進	公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業) 充当率: 90% 交付税措置率: 50% <対象> ・複数の施設を集約化・複合化する際に実施する整備事業 <主な要件> ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの ※【新規】都市構造再編集中支援事業 (国土交通省R7当初予算)も活用可能 複数市町村により、広域的な立地適正化の方針等を定め、地方自治法に基づく事務の共同処理制度等を活用した上で、広域連携誘導施設を整備する場合(施設の統廃合に伴い廃止された施設の除却等も含む)、連携自治体数×21億円を交付対象事業費の上限として支援(補助率:1/2) ◆公適債の要件(延床面積の減少等)を満たす場合 ⇒国庫補助(50%)、交付税措置(22.5%)を合わせて 72.5%	【拡充】公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業) 充当率: 90% 交付税措置率: 50% ※ただし、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額が対象 <対象> ・整備を行う複数施設の統合 ・整備を行わない複数施設の機能統合に伴う除却事業 <主な要件> ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの	【新規】特別交付税措置 措置率: 0.8 措置上限額: 集約等完了年度(*)を初年度として5年度間で合計 5,000万円 <対象経費> 複数団体による公共施設の集約化等の円滑化のための経費 ・住民への広報・説明会の開催 ・集約元施設からの移転 ・利用者増を踏まえた備品の整備 ・集約後の施設までの住民の移動費用の支援 ・施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等 *新施設の供用が開始された年度(機能統合の場合は機能統合が決定した年度)

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置(令和6年度～)

- 地方公共団体において、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、新たに特別交付税措置を創設。

地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の概要

- 都道府県等が、市町村(政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く。)と連携協約(※1)を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材(※2)を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費(※3)について、特別交付税措置(措置率0.5)を講ずる。(財政力補正なし)



- ※1：地方自治法第252条の2第1項に規定する連携協約をいう。連携協約には基本方針や役割分担のほか、派遣される職員に求められる専門性を規定することが必要。(具体的な派遣される職員数、期間等については、必ずしも連携協約に規定する必要はないが、連携協約を踏まえ、派遣元団体と派遣先団体の間の協定・覚書等に明示的に記載。)
- ※2：保健師や保育士、税務(地方税の徴収等)や用地(道路建設に伴う買収等)など、様々な分野における専門性を有する人材が対象。なお、デジタル人材及び技術職員は、別途地方財政措置を講じている。
- ※3：任期の定めのない常勤職員(①主な所掌事務が市町村支援業務である職員、かつ、②対象人材(連携協約に規定された専門人材)の業務に従事する専門職員として採用されている者(又は準じた人事上の取扱いを受ける者))・任期付職員・非常勤職員の人件費が対象。

【対象経費等】

- (1) 連携協約に基づく専門人材の確保に要する募集経費
- ・ 専門人材を派遣する都道府県等への措置
 - 派遣する専門人材の職種に係る募集経費 × 0.5
 - 上限額:100万円/団体

- (2) 連携協約に基づき派遣する専門人材の人件費
- ・ 専門人材を派遣する都道府県等への措置
 - 人件費 × 0.5
 - 上限額:600万円程度/人
 - ※市町村からの負担金がある場合は控除
 - ※自治法派遣の場合は対象外

- ・ 専門人材を受け入れる市町村への措置
- 負担金 × 0.5
- 上限額:600万円程度/人
- ※自治法派遣の場合に対象
- ※連携協約に基づく派遣先ポストにつき、派遣初年度分のみ措置対象

広域連携の深化に向けて(取組事例集)

○ 公共施設の集約化・専門人材の確保に係る先進事例をとりまとめた事例集を作成し、総務省HPで公開中。

持続可能な地域を創る 広域連携の深化に向けて

公共施設の集約化・専門人材の確保 取組事例集



目次①

第1章 はじめに

1.1 広域連携の必要性	4
--------------	---

第2章 自治体間の連携の手法

2.1 多様な広域連携	6
2.2 事務の共同処理制度	6

第3章 公共施設の集約化

3.1 公共施設の集約化の取組について	8
3.2 公共施設の集約化に関する取組事例	9
3.2.1 取組事例 ① <長崎県立・大村市立図書館の集約>	10
3.2.2 取組事例 ② <土岐市立総合病院・東濃厚生病院(瑞浪市)の集約>	17
3.2.3 取組事例 ③ <秋田県民会館・秋田市文化会館の集約>	23
3.2.4 取組事例 ④ <山形市・周辺市町の給食炊飯施設の集約>	28

第4章 専門人材の確保

4.1 専門人材の確保の取組について	37
4.2 専門人材の確保に関する取組事例	38
4.2.1 取組事例 ① <県が森林管理の専門人材を確保・育成し、市町村に派遣>	39
4.2.2 取組事例 ② <県と市町の職員を共通人材として配属・育成>	43
4.2.3 取組事例 ③ <事業者を活用した市町村へのデジタル人材派遣>	48
4.2.4 取組事例 ④ <連携中核都市の技術職員を連携市町へ派遣>	52

広域連携の深化に向けて(取組事例集)

第3章 公共施設の集約化

3.2 公共施設の集約化に関する取組事例

公共施設の集約化の取組について、4つの取組事例を紹介します。

取組の概要は以下のとおりです。取組におけるポイントの詳細は、後続の事例を参照ください。

自治体名・取組

取組におけるポイント

3.2.1 取組事例① <長崎県立・大村市立図書館の集約>

関係自治体 長崎県・大村市

長崎県立長崎図書館(長崎市)と大村市立図書館を統合し、県・市一体型の図書館を大村市に整備



- 県内図書館との連携や資料に関する業務は県が、来館者へのサービスは市が担うなど、**役割分担を整理**
- 旧県立長崎図書館跡地に整備した郷土資料センターにおいて、本の取り寄せや返却ができる**サテライト機能を整備**

3.2.2 取組事例② <土岐市立総合病院・東濃厚生病院(瑞浪市)の集約>

関係自治体 土岐市・瑞浪市

土岐市立総合病院・瑞浪市の東濃厚生病院を集約し、組合立の医療センターを土岐市内に整備



- 両市による広報誌での**周知や再編説明会の実施**、市長と語る会のテーマとするなど、**住民に対して丁寧に説明**
- 既存病院を存置した場合の維持管理費の増加なども含め、**他の解決策と比較・検討**

3.2.3 取組事例③ <秋田県民会館・秋田市文化会館の集約>

関係自治体 秋田県・秋田市

県民会館と市文化会館の機能を集約し、県・市立の文化施設を整備



- 県内文化団体への聞き取り調査・意見交換会や、有識者を交えた検討委員会の開催、パブコメ等により、**丁寧に調整や方針決定等を実施**
- 県へ**市職員を派遣**し、課題認識等を共有

3.2.4 取組事例④ <山形市・周辺市町の給食炊飯施設の集約>

関係自治体 山形市・連携市町

連携中枢都市圏構成市町により山形広域炊飯施設を整備



- 広域化により**給食費の負担を軽減**
- 建設後の米飯単価等を比較したうえで、**合意形成を図った**
- 連携事業としたことで、維持管理に要する経費について、**特別交付税措置や、地域活性化事業債の活用が可能となり、財政負担を軽減**

第4章 専門人材の確保

4.2 専門人材の確保に関する取組事例

専門人材の確保の取組について、4つの取組事例を紹介します。

取組の概要は以下のとおりです。取組におけるポイントの詳細は、後続の事例を参照ください。

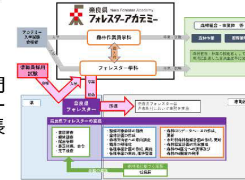
自治体名・取組

取組におけるポイント

4.2.1 取組事例① <県が森林管理の専門人材を確保・育成し、市町村に派遣>

関係自治体 奈良県・県内市町村

県が森林環境管理の専門人材を育成し、アカデミー卒業後に県内市町村に長期派遣

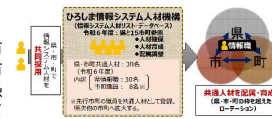


- 派遣前に、派遣候補者全員が配属される可能性がある市町村を訪問する勉強会を行い、**地域・森林を見る機会を設ける**
- 市町村の給与水準にばらつきがあるため、**県基準で給与を支給**
- 県職員が派遣先市町村を巡回訪問し、指導・フォロー**

4.2.2 取組事例② <県と市町の職員を共通人材として配属・育成>

関係自治体 広島県・県内市町

県が採用した情報職や市町の既存職員を、県と市町の共通人材として登録し、県・市町の枠を超えて共通人材を育成

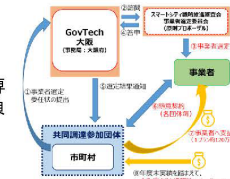


- 民間の募集サイトを活用して任期付職員を採用**
- 求められる**人材のジョブタイプ(10種類)を整理**し、必要な人材について県と市町で共通理解を促進
- 配属後も**月2回、配属職員による連携会議を開催し、県職員や共通人材間でノウハウを共有**

4.2.3 取組事例③ <事業者を活用した市町村へのデジタル人材派遣>

関係自治体 大阪府・府内市町村

事業者との契約により専門人材を確保し、事務負担を軽減



- 市町村からの要望を踏まえ、府が**7つの支援プランにパッケージ化し、当該仕様に対応できる事業者を選定**
- 府職員も原則として**事業者と市町村の打ち合わせに同行し、伴走支援を実施**
- 中間報告、最終報告を通じて**成果や好事例を共有**

4.2.4 取組事例④ <連携中枢都市の技術職員の連携市町へ派遣>

関係自治体 広島市・連携市町

技術職員を広島市が確保し、連携市町に派遣



- 広島市が毎年度数人程度の技術職員を確保し、「**復旧・復興支援技術職員派遣制度**」を活用することで、派遣を受ける市町における人件費の負担を不要とする
- 広島市が連携市町に対して**希望事項等を調査した上で、職員を派遣**

事務の共同処理状況ダッシュボード

事務の共同処理状況ダッシュボードについて

- 広域連携の議論に資するよう、令和5年度の「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」(共同処理状況調)をベースに、広域連携の状況を可視化するダッシュボードをデジタル庁と協力して構築中。

※ 二度手間を回避するため、令和7年度の共同処理状況調は実施していない。

※ ダッシュボードの他の事例は、こちら。

<https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard>

＜ダッシュボードのイメージ＞

[illegible]

【これまでの経過】

2025年8月 デジタル庁と検討開始(コンセプトや必要性について議論)

2025年11月 ダッシュボードのモックをベースに、一部自治体にヒアリング調査

2025年11月～ ダッシュボードの構築／共同処理状況調のデータクレンジング

【今後の予定】 ※アジャイルで開発しているため、予定を変更する場合があります。その際は、別途アナウンスをいたしますのでご了承ください。

2026年4月上旬 ダッシュボードの画面遷移に係る説明動画を配信 → 意見募集

2026年5月中旬 ダッシュボード(操作可能)のURLを送付 → データチェック

2026年6月以降 ダッシュボードの公開

→ 今後の拡張やデータ更新方法(共同処理状況調の見直し)について、自治体の皆さんの意見を聞きながら検討

行政相談について

総務省 行政評価局 行政相談企画課

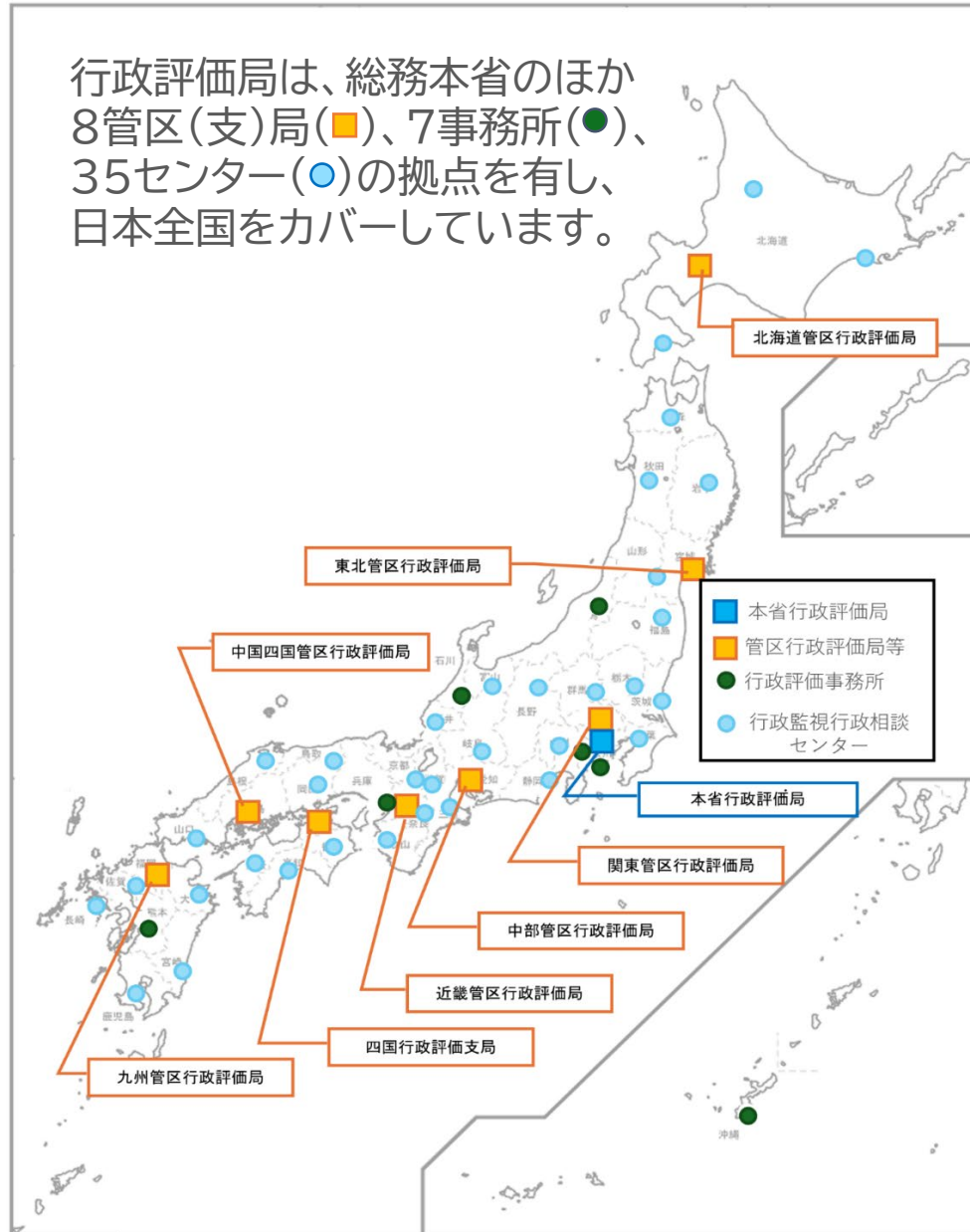
行政相談について

令和 8 年 1 月 26 日

総務省 行政評価局 行政相談企画課

総務省行政評価局の概要

行政評価局は、総務本省のほか
8管区(支)局(■)、7事務所(●)、
35センター(○)の拠点を有し、
日本全国をカバーしています。



行政評価局の3つの機能



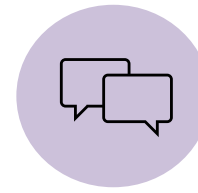
①行政運営改善調査

各府省の政策の実施状況
を実地に調査し、改善に資す
る情報を提供しています。



②政策評価制度

各府省の政策評価の取組
を支援し、各府省による自己
改善を促進しています。



③行政相談

行政に関する困りごとを受
け付け、個々の相談事案の解
決や行政の制度・運営の改善
を図ります。

総務省の行政相談

総務省の行政相談は、国の仕事や手続、サービスなどに関する困りごとを受け付け、解決に向けて対応する制度です。



公共インフラ

流木がたまって
このままだと危ない！



改善
後



いろいろな手続

加入電話契約の契約者本人
が死亡した場合の解約手続
を、
オンラインでも受け付けてほ
しいなあ



オンラインでも
解約申込みが可能に



どこに相談したらよい
のか分からない、
相談窓口で解決しな
い

- ・申請先の窓口が分からない
- ・相談窓口に行ったけど納得
できない など

(国の仕事に対するご意見も
承っています。)

行政相談委員

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者（報酬は受けないが、活動費は支給）（約5,000人、全市区町村に1人以上）

- 社会的信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する者（自治体職員OBや教員OB、自治会役員、行政書士など）から、市区町村長が推薦。
- 国民に身近な相談窓口として相談を受け付け、その解決を促進。
- 総務大臣に対し、委員活動の経験を踏まえて、行政運営の改善に関する意見を述べることにより、行政の改善に貢献。

相談所の開設



- 市町村役場、公民館、集会所等で定期的に相談所を開設（定例相談所）。
- 地域のイベント会場などで不定期に相談所を開設することも。

出前教室の実施



小学校、中学校等の授業の一環として、生活と行政の関わりや行政相談の仕組みについて説明。

行政相談委員だからこそ解決できた事例

病身の女性から、年老いた両親の健康保険等の手続についての相談を受け、社会保険労務士として対応していたが、相談者の悩みが様々な行政分野に関わるものであったため、特定の行政分野に限定されず、様々な行政分野に対応できる行政相談委員として対応することを決め、相談者に必要な手続や窓口を教示。

相談者が亡くなった後、その妹さんから、相談者が行政相談委員に感謝していたことを伺うとともに、妹さんを相談者として、必要な手続等を案内した。

災害が起こったら・・・

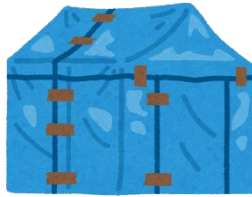
家を建て直そうにも
お金がない

いつ道路や水道、電気は復旧するの？



屋根瓦が崩れて、
雨漏りが心配

大事な書類を無くした



どこで避難生活すれば
良いの？

車が壊れてしまった



罹災証明書って
よく聞くけど何？



どんな支援があるか、
どこで何をすればいいか
わからない



総務省の特別行政相談活動

総務省では、災害発生時に、生活支援情報の提供や被災者からの相談に対応する「特別行政相談活動」を展開

生活支援ガイドブックの配布

生活支援の情報や窓口を
まとめたガイドブックを作成。
ホームページや役場、
避難所などで配布



特別行政相談所の開設

公共施設や避難所などで、
お問合せやお困りごとに対応

法務局や運輸局などの国の機関、
行政書士会などの士業団体も
参加する合同相談所を開設



◀ 輪島市での
災害合同相談所

災害専用ダイヤルの設置

発災直後から開設
どのような支援があるのか、
どこに相談すればよいか
などのご相談に通話料無料で対応

※ 専用ダイヤルではなく通常の電話相談窓口で対応する場合があります

令和7年6月10日、災害対策基本
法に基づく**指定地方行政機関**に
指定されました



生活支援ガイドブックの配布

被災者への支援制度や地域ごとの相談窓口をまとめたガイドブックを作成し、ホームページなどで公表するほか、市(区)町村や行政相談委員を通じて被災者に提供

令和7年10月10日<第5版>

総務省行政相談センター まぐみみ 令和7年8月の一連の大雨により被災された皆様への生活支援窓口案内(鹿児島県版ガイドブック)

令和7年8月6日から大雨及び台風12号により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

鹿児島行政監視行政相談センターでは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供するとともに、国民の皆様からのお問合せなどを受け付けております。お困りになっていることがありましたら、お気軽にご利用ください。

本ガイドブックはWEBでも公開しています(随時更新)→ → → → →

○ 相談の受付: 平日 9:00~16:45

◆ 行政相談専用ダイヤル: 0570-090110

又は 099-223-1100

(上記時間帯以外は留守番電話になります。)

住所: 鹿児島市浜町2番5-1号 鹿児島港湾合同庁舎5階
鹿児島行政監視行政相談センター

◆ インターネット(右のQRコードからアクセスできます。)

URL: <https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/gyousei-form.html>

まぐみみ 鹿児島



総務省行政相談センター

総務省 鹿児島行政監視行政相談センター

〒892-0812

鹿児島市浜町2番5-1号 鹿児島港湾合同庁舎5階

< 目 次 >

住まいや身の回りのこと

- 1 罹災(りさい)証明書の発行(P.1)
- 2 住宅の応急修理制度(P.3)
- 3 住宅を利用するための障害物の除去(P.3)

お金のこと

- 4 生活再建のための支援金の支給(P.4)
- 5 災害弔慰金、災害障害見舞金(P.4)
- 6 災害補償資金の貸付(P.5)
- 7 生活福祉資金の貸付(緊急小口資金等)(P.5)
- 8 住宅の建設、補修等の融資等(P.6)
- 9 住宅ローン等の返済(P.6)
- 10 雇用調整助成金について(P.6)
- 11 その他(P.7)

役所の手続・公共料金

- 12 国税の特別措置(P.8)
- 13 県税の特別措置(P.8)
- 14 市町村税等の特別措置(P.9)
- 15 公共料金の減免措置(P.9)
- 16 年金証書を紛失した場合、年金保険料の納付の猶予(P.10)
- 17 登記簿証(権利証)、登記簿別情報紛失した場合(P.10)
- 18 自動車に関すること(P.11)

民間の手続(損害保険等)のこと

- 19 損害保険に関すること(P.12)
- 20 生命保険に関すること(P.12)
- 21 預貯金凍結、印鑑を紛失した場合(P.13)

教育のこと

- 22 奨学金の緊急採用、返還期順延等(P.14)

事業経営に関すること

- 23 中小企業・小規模事業者の特別相談窓口(P.15)
- 24 農林漁業者への資金融資・相談窓口(P.15)

医療機関に関すること

- 25 医療機関の受診、介護サービス等(P.16)

その他の情報、お役立ち情報ウェブサイト

- 26 災害に便乗した悪質商法等の相談窓口(P.17)
- 27 お役立ち情報ウェブサイト(P.17)
- 28 災害ボランティアの依頼(P.17)
- 29 車道の無償化貸出し支援(P.18)
- 30 省エネ家電への買換え支援(霧島市)(P.18)

外国人向けの相談窓口

(がいにくじん むけの そうだん まどぐち)

- 31 生活の困りごと、災害の時の案内など(P.19)

特別行政相談所の開設

災害発生後、国の行政機関、政府系金融機関、都道府県、市(区)町村や行政相談委員などの協力を得て、ワンストップで相談できる「特別行政相談所」を開設



輪島市

災害合同相談所

能登半島地震及び奥能登豪雨で被災された方からの
ご相談を専門家がお受けします！

日時 11月16日(日)
12:30～15:30

※予約不要。混雑時は開始時間前に整理券を配布

場所 J Aのと輪島支店
2階 会議室
(輪島市河井町23-1-42)

相談員 住宅金融支援機構 弁護士 司法書士
行政書士 税理士 土地家屋調査士 建築士
行政相談委員 行政評価局



MAP

**相談無料
秘密厳守**

このようなお困りごとなどはありませんか？

- ☐ 住宅の修理方法や耐震化について教えてほしい
- ☐ 住宅、土地の登記手続や相続手続が知りたい
- ☐ 地震で土地の境界が分からなくなってしまい困っている
- ☐ 利用できる支援制度について教えてほしい

奥能登豪雨に関するご相談もお受けします！

お問い合わせ

▼ 総務省 石川行政評価事務所
☎076-222-5232 (受付時間：平日 8時30分～17時15分)

裏面も
ご覧ください

石川県・輪島市・総務省石川行政評価事務所

各専門家にご相談に応じます！

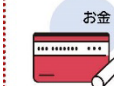
相談事例の一部を紹介しています。記載以外の相談も幅広く受け付けています。



- ・各種支援制度の申請手続が知りたい
- ・生活の再建に当たって、業者とトラブルになり困っている
- ・被災した住宅に住み続けていいか悩んでいる
- ・将来の住まいについて迷っている



- ・豪雨の被害に関する支援制度が知りたい
- ・住宅の修理や宅地の復旧に関する支援制度が知りたい
- ・隣家が倒壊し、自宅に被害を受けたがどうしたらいいか
- ・相続や売買のため、土地の分筆・合筆の手続が知りたい



- ・相続税や贈与税などが減免されるか知りたい
- ・住宅や家財が被災したが、所得控除は受けられるか
- ・住宅ローンの利用方法などについて詳しく知りたい

ご来場に当たってのご案内

先着順でご案内しますので、直接会場へお越しください。
相談時間は原則30分、混雑時は短縮する場合があります。

お車で越しの方は、会場併設の駐車場をご利用ください。

各相談において、より詳しいご案内ができるよう、
家屋の写真など参考になる資料がある場合は、ご持参ください。

発熱等の症状がある場合には、来場をお控えください。

～ 相談会へお越しになれない方へ ～

来訪や電話等でも、被災者の皆様からのご相談を受け付けております。

電話(行政苦情110番)

☎ 0570-090-110
(受付時間：平日 9時～16時45分)

インターネット(メールによる相談)

さぐみみ石川
<https://www.soumu.go.jp/main/sosiki/hyouka/soudan.html>



令和7年の主な対応状況

総務省では、被災の状況を踏まえ、ガイドブックの配布、特別行政相談所の開設、災害専用ダイヤル設置、を適宜組み合わせ対応

災害(実施局所)	災害救助法 適用日※	ガイドブック	特別行政相談所
(令和6年から継続実施) 令和6年能登半島地震	1/1	1/10～	開設
岩手県大船渡市の林野火災(岩手)	2/26	3/13～	開設
愛媛県今治市の林野火災(愛媛)	3/23	4/7～	開設
台風第8号(沖縄)【南大東村・北大東村】	7/27	8/5～	—
8月6日からの大雨(熊本、鹿児島)	8/7	熊本 8/20～ 鹿児島 8/14～	開設(鹿児島)
台風第15号(静岡)【牧之原市・吉田町】	9/5	9/12～	—
台風第22号(東京)【八丈町】	10/8	11/14～	—
大分市佐賀関の大規模火災(大分)	11/18	11/28～	—

※同一都道府県内で複数の適用日がある場合は、最も早い適用日を記載。

通話料無料の災害専用ダイヤルの設置

災害発生時に、通話料無料の災害専用ダイヤルを設置し、被災者からの相談に対応

✓ 近年の設置例

- ・ 平成28年熊本地震(福岡・熊本)
- ・ 平成30年7月豪雨(広島・岡山)
- ・ 令和元年6月山形県沖を震源とする地震(新潟)
- ・ 令和元年東日本台風(宮城・埼玉)
- ・ 令和2年7月豪雨(福岡・熊本)
- ・ 令和6年能登半島地震(石川)
- ・ 令和6年台風10号(宮崎)

専用ダイヤルを設置しない場合は、通常の電話相談窓口で相談をお受けします



(特別行政相談活動について自治体の方からいただいた声)

- ・相談に関しては、被災現地では紙のガイドブックが喜ばれた。スマホだけでは情報が行き渡らない
- ・ガイドブックにあるような支援制度のリアルタイムの情報更新は市のみでは追えないので、大変助かる
- ・市が被災者の行政相談窓口を設置するには時間がかかる。発災後早い段階で総務省が特別行政相談を展開してくれることはありがたい

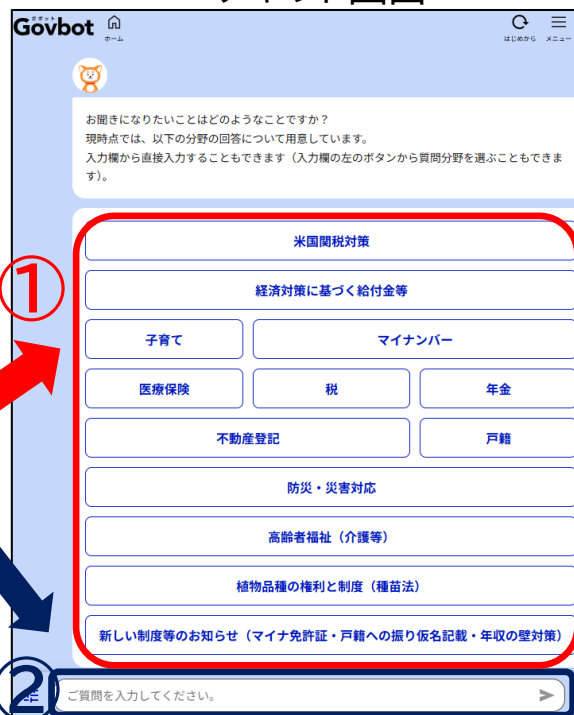
国・地方共通相談チャットボット(Govbot)の概要

- ・ 国民の利便性の向上、自治体の負担軽減等を図るため、国が一定程度統一的に回答できる質問に対応する「国・地方共通相談チャットボット」(Govbot：ガボット)を整備（令和6年3月26日提供開始）
- ・ デジタル庁がシステムの整備・運用、総務省がFAQの掲載業務（作成は各省庁）をそれぞれ担い、連携してサービス提供
- ・ 利用者の要望や利用傾向などから、搭載分野の拡充、FAQの充実、機能改善などを継続的に実施

<トップ画面>



<チャット画面>



①シナリオ検索

- ・住民からの問合せが多い行政分野を中心に搭載
- ・利用者が分野を選択して、搭載FAQを表示

②自由入力検索

- ・質問や単語を入力すると、搭載FAQから最も近いと思われる質問と回答を表示

※ガボットのQRコード



※国民のメリット

好きな時間に知りたい
情報を容易に入手
窓口・電話で問い合わせ
が不要に

※自治体のメリット

住民からの相談や問合せ
に活用し、より迅速に対応

※ガボットのURL：<https://www.govbot.go.jp/#/>

総務省行政相談センターきくみみ一覧

局 所	所 在 地	電話番号
きくみみ北海道	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011(709)1100
きくみみ函館	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138(27)1100
きくみみ旭川	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎西館	0166(39)1100
きくみみ釧路	釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎	0154(23)1100
きくみみ宮城	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022(222)1100
きくみみ青森	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(735)1100
きくみみ岩手	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019(623)1100
きくみみ秋田	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(823)1100
きくみみ山形	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023(623)1100
きくみみ福島	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024(534)1100
きくみみ埼玉	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048(601)1100
きくみみ茨城	水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎	029(253)1100
きくみみ栃木	宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎	028(633)1100
きくみみ群馬	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	027(221)1100
きくみみ千葉	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043(244)1100
きくみみ東京	新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎	03(3363)1100
きくみみ神奈川	横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎	045(681)1100
きくみみ新潟	新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	025(282)1100
きくみみ山梨	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	055(252)1100
きくみみ長野	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026(235)1100
きくみみ愛知	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(962)1100
きくみみ富山	富山市丸の内1-5-13 富山丸の内合同庁舎	076(431)1100
きくみみ石川	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(264)1100
きくみみ岐阜	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058(246)1100

局 所	所 在 地	電話番号
きくみみ静岡	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)1100
きくみみ三重	津市丸之内26-8 津合同庁舎	059(227)1100
きくみみ大阪	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	06(6942)1100
きくみみ福井	福井市日之出3-14-15 福井地方合同庁舎	0776(26)1100
きくみみ滋賀	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077(523)1100
きくみみ京都	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎	075(802)1100
きくみみ兵庫	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	078(321)1100
きくみみ奈良	奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742(24)1100
きくみみ和歌山	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	073(422)1100
きくみみ広島	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082(222)1100
きくみみ鳥取	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎	0857(26)1100
きくみみ島根	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852(24)1100
きくみみ岡山	岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎	086(224)1100
きくみみ山口	山口市中原町6-16 山口地方合同庁舎1号館	083(932)1100
きくみみ香川	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087(826)1100
きくみみ徳島	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)1100
きくみみ愛媛	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(921)1100
きくみみ高知	高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎	088(873)1100
きくみみ福岡	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092(473)1100
きくみみ佐賀	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	0952(25)1100
きくみみ長崎	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎	095(849)1100
きくみみ熊本	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟	096(326)1100
きくみみ大分	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎	097(533)1100
きくみみ宮崎	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(24)1100
きくみみ鹿児島	鹿児島市浜町2-5-1 鹿児島港湾合同庁舎	099(223)1100
きくみみ沖縄	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館	098(867)1100



くらしの中に

総務省

ふるさと住民登録制度の 創設について

令和8年1月26日
総務省 地域情報化企画室

ふるさと住民登録制度のシステム構築

R7補正予算：32.1億円（デジタル庁一括計上）

- 関係人口の規模や地域との関係性を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を創設。
- 具体的には、「ふるさと住民登録」により、各種情報提供や行政手続きの円滑化をはじめ、地域での活動に役立つ官民の様々なサポートが受けられる仕組みを想定。
- 誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、担い手活動等を通じて地域との関わりを深められるよう、プラットフォームとなるシステムを構築。

目指す姿のイメージ

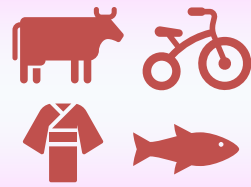
- ・ ふるさとに思いを馳せる方
- ・ 地域の力になりたい方
- ・ 災害ボランティア
- ・ 二地域に居住する方

など

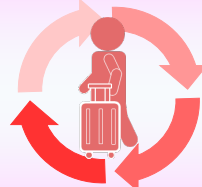


関わり方の深化

地域経済の活性化 → **ベーシック登録（仮称）**



特産品購入
ふるさと納税



観光リピーター
年数回の帰省

地域の担い手確保 → **プレミアム登録（仮称）**



ボランティア・副業
地元自治会への参画

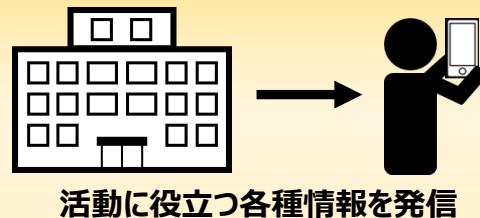


二地域居住

自治体からの情報提供

地域への
貢献

自治体からの情報提供
官民の各種サポート



活動に役立つ各種情報を発信



手続の円滑化をはじめ、
活動に役立つ官民の
様々なサポートを実施

ふるさと住民登録制度の基本的な制度設計（案）

未定稿

- 以下の内容をベースに、今後、システム開発やモデル事業の実施を通じて、引き続き検討していく
- 自治体における制度運用の指針となる「ガイドライン」を年度内に策定・発出予定

＜登録先団体＞

- 市区町村・都道府県（自治体の参加は任意）

※市区町村に登録した場合、都道府県にも同時登録される仕組みを基本（直接都道府県への登録も可能）

＜登録の種類＞

① ベーシック登録

- 要件を設けず、自動的に登録可能
- 地域との関係性についてアンケートを実施
- 登録者に対し、各自治体が地域の情報を提供

② プレミアム登録

- 「年3回以上、自治体が指定する担い手活動を実施すること」をベースに、各自治体が要件を設定
- このうち、二地域居住推進の観点から、一定要件（年間10日以上滞在をベースに自治体を設定）を満たす長期滞在者を登録証に明示可能
- 登録者に対し、円滑な活動を促進する観点から、各種サポート施策を提供
 - 担い手活動を行うためのサポート（交通・宿泊費補助、ワーキングスペース利用料補助 等）
 - 住民に準ずる者として地域生活を営む上でのサポート（公共施設等の住民並み利用、避難先としての受入 等）

※ 登録の特典として、現地に行かなくても物的恩恵が及ぶ、いわゆる「返礼品」を設けることは禁止

＜マイナンバーカードによる本人確認＞

- ベーシック登録：任意。ただし、カード活用により利便性向上。
- プレミアム登録：必須

＜登録可能な自治体の数＞

- ベーシック登録：制限なし
 - プレミアム登録：3団体まで(※)
- ※域内市区町村の登録がある都道府県はカウントしない

＜登録の更新（有効期間）＞

- ベーシック登録：更新不要（ただし一定期間アクセス無い場合は解除）
- プレミアム登録：年1回程度、要件充足を確認の上、更新（システムの判定による自動更新も可）

＜住所地における登録＞

- ベーシック登録は可。統計上、関係人口に含めない

＜未成年者の利用＞

- マイナンバーカードによる本人確認に際し、あわせて保護者の同意を確認

＜その他の機能＞

- 自治体独自でモニターアンケート等を行う機能やオンラインコミュニティルーム、活動履歴記録等の機能を検討

＜システム利用料＞

- 令和9年度までに参加する団体は、一定期間負担を求めない
- 令和10年度以降に参加する団体の負担については、今後検討

- 下記は現時点の対応方針（案）であり、今後とも、モデル事業やシステム構築のプロセスを通じて詳細を精査します。なお、賛同意見も多数ありましたが、ここでは、制度案と異なるご意見やご懸念を中心に紹介します。

主なご意見・ご質問

年3回という**プレミアム登録の要件が厳しい**。
遠隔地などは来てもうだけでもハードルが高いので要件を緩和してほしい。

プレミアム登録の**申請確認や年1回の更新について、要件確認するための自治体職員の事務負担を懸念**している。要件の充足を**自動で確認することも可能な仕組み**にしてほしい。

担い手活動を指定する際の基準を示してほしい。

ベーシック登録とプレミアム登録の**2段階に分ける必要があるのか**。

回答

○ 地域における継続的な担い手を確保するという制度趣旨に鑑み、先進自治体における実績等も踏まえ、「**年3回**」の**担い手活動を要件**としています。なお、遠隔地等への配慮として、必ずしも3往復を要件とせず、連続する3日間の活動を3回とカウントする柔軟な対応を検討します。

○ 地域における担い手活動の実績の確認自体は、基本的には**QRコードの読取等簡易な仕組みを活用いただく**想定です。

○ 有効期間は「1年」としますが、上記の仕組みにより登録・更新の申請があった時には、**要件を充足しているか自動で判定できる機能を実装**した上で、自治体の選択により自動判定結果をもとに登録・更新・解除まで自動的に行うことも可能とすることを検討します。

○ 本制度において想定する担い手活動は、人口減少下における担い手不足への対応であること、活動の内容や時間等にかんがみ、**一定の公共性や地域への貢献が担保されていること等が重要**と考えております。指定は自治体の判断に委ねることを基本としますが、こうした**考え方を整理し、ガイドラインでお示しする予定**です。

○ 先行自治体においても、関係人口のすそ野を広げる取組と、より関係性を深化させる取組を**二段構えで実施している事例が多く**、こうした考え方を踏まえた制度設計としています。

○ 特に、地域で継続的に活動を行う方に対するサポートも重要と考えており、こうした**区分を分けることで、官民の様々なサポート施策を講じやすくなるもの**と考えています。

主なご意見・ご質問

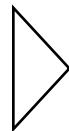
回答

情報提供については既存のSNS等でも発信しているが、**ベーシック登録を活用するメリット**は何か。



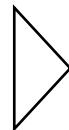
○ 国のアプリを活用することで、もともと自団体に関心を持つ方に限らず、**全国のアプリ利用者に向けて発信**を行うことができ、関係人口の裾野拡大につながると考えられます。

利用者にとってのメリットは何か。



○ 様々な**地域のイベント**や**担い手募集等**を一元的に検索・把握することができ、利便性が高まるとともに、**双方向のやりとりを通じて地域との関りを深める**ことで、ライフスタイルの充実につながると考えられます。また、プレミアム登録により、拠点のない**遠隔地での担い手活動や地域生活に対する官民の各種サポート**を受けることができれば、こうした活動のバックアップになります。

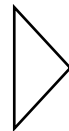
ベーシック登録、プレミアム登録ともに、管轄市区町村で登録の場合、都道府県にも自動連動するのか。ユーザーの意思で自動連動を解除できるようにすべきではないか。



○ 情報共有や広域的取組を担保する観点から、原則として、ベーシック登録・プレミアム登録ともに、**管内市区町村に登録された場合は自動的に都道府県にも登録**となる仕組みを想定しています。

○ ただし、例外的にユーザーが同時登録を望まない場合には、自動連動しないこととできる機能を実装する予定です。

情報発信をはじめ、**自治体の事務負担が少ない形**としてほしい。また、事務負担に対する支援をしてほしい。



○ システムの機能によってできる限り**簡易で効率的な仕組みを実装**するとともに、**モデル事業等も通じて自治体職員の事務負担をさらに精査**し、可能な限り自治体職員の負担にならない形にしたいと考えております。

主なご意見・ご質問

一定期間**非アクティブ**だった場合の解除は**自動的**に行われるのか。職員が意向確認をするのは負担が大きい。

非アクティブ期間は具体的にどれくらいの長さか？



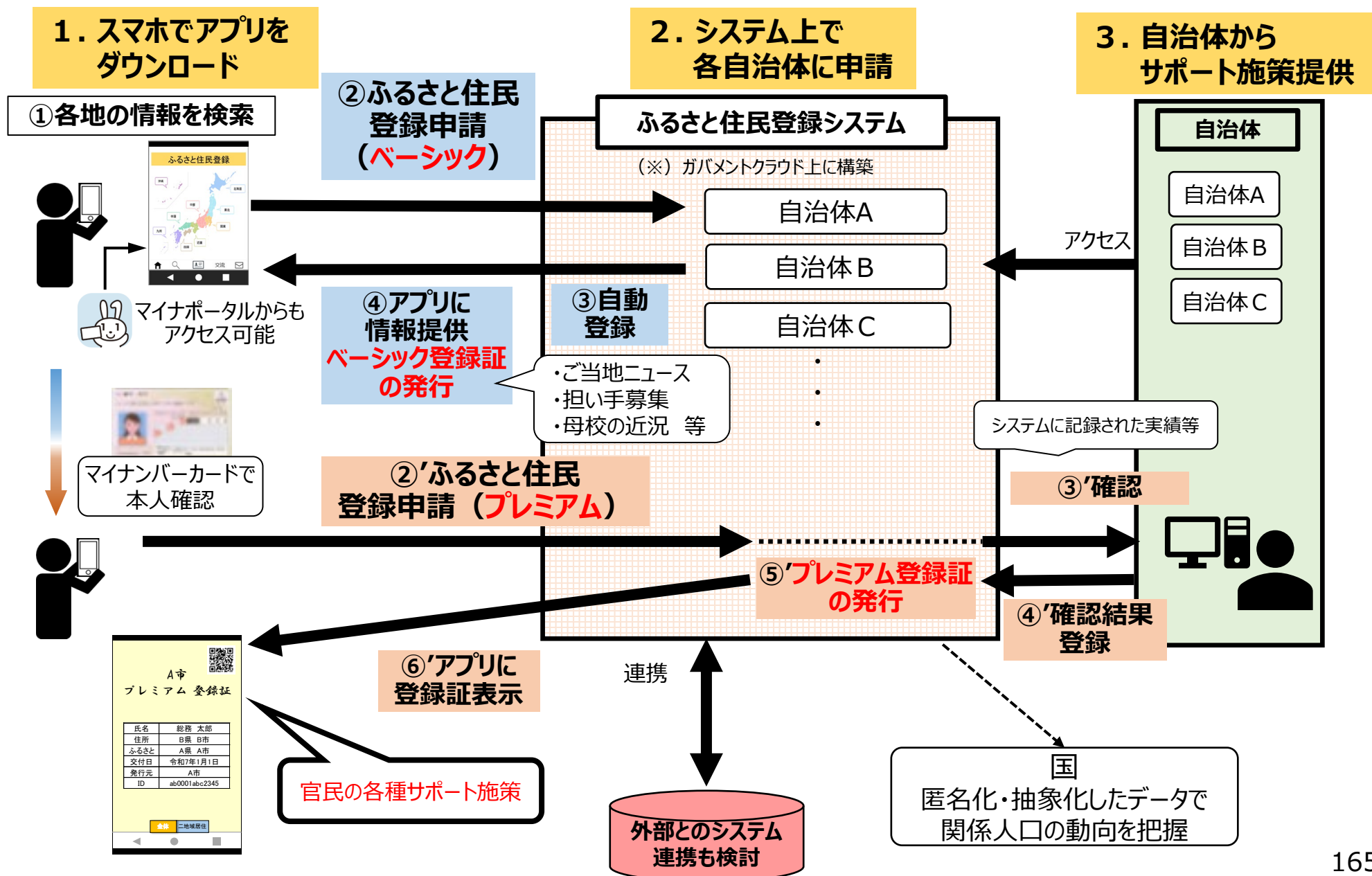
- 非アクティブ期間が一定以上になった場合に、アプリ内通知やメール等による**意向確認の連絡を自動で発信し、対応のない場合にはシステム的に自動で解除する仕様を想定**しております。自治体職員に意向確認していただくことは想定しておりません。
- 具体的に非アクティブ期間をどの程度の長さとするか等の詳細については今後システム設計の中で決定していきます。

個人情報の管理はどうなるのか示してほしい。



- **システム上の各自治体領域における個人情報**は自治体の保有**個人情報**となりますが、漏えい等に関するシステム上の安全管理措置については、システムの所有者である国において適切に講じることとしています。

ふるさと住民登録登録システムのイメージ



担い手活動の展開に向けた関係団体との連携について

- ふるさと住民登録制度においては、プレミアム登録の要件となる担い手活動について、公共性確保や実績捕捉の観点から、自治体が関与（プロジェクトを指定）することを前提としている。
- 一方で、地域における担い手のニーズは必ずしも自治体が把握しきれるものではなく、プロジェクトの運営や参加者の実績把握等の観点からも、地域に根差した多様な関係団体との連携が必要と考えられる。

関係団体に期待すること

- 所管分野における個々の担い手ニーズの集約
- 関係人口の参加に向けたプロジェクトの企画・運営
- QRコードの活用等による参加実績の捕捉

自治体の関与のあり方

- パターン①：担い手活動のプロジェクトごとに自治体が指定
- パターン②：当該団体が実施するプロジェクトは原則指定
- ※①②ともプロジェクトの企画・運営状況を適時自治体と共有

想定される関係団体の活動例

<地域住民により構成>

- 主催する地域振興に係るイベントの企画・運営

団体例	活動例
自治会	盆踊り大会、清掃活動
地域運営組織（RMO）	移動販売車を活用した買い物支援、祭り運営・神輿担ぎの手伝い
消防団	防災・避難訓練、夜警活動
PTA等	運動会、文化祭の支援

<公共的活動を行う民間団体>

- 実施する事業のうち、地域活性化に寄与するプロジェクトへの従事

団体例	活動例
NPO	地域行事・文化の継承
まちづくり会社	空き家リノベーション、地域交通サービスの支援
DMO	観光地域づくりの戦略の策定等
商工会	地元商店街の活性化

<二地域居住支援法人>

- 二地域居住促進のための各種支援の実施

活動内容例
・空き家を含む地域の滞在施設情報の把握・提供
・副業を含む地域の担い手に係るニーズの把握・マッチング
・地域のプロジェクトと人材とのマッチング
・地域内外の人材が交流する場の提供

<農村地域の活性化を担う機関・団体等>

- ボランティア・副業等による農業や地域資源保全管理活動への参画促進

団体例	活動例
自治体、中間支援組織※	援農ボランティアツアーの開催、短期の働き手と生産者のマッチングによる副業等を促進
地域の共同活動組織（農地等の保全対策）	農地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動や棚田の保全活動等

※担い手と地域を繋ぐ旅行会社やイベント企画会社等

<都市部住民と地域をつなぐ民間事業者等>（中間支援組織）

- 関係人口と地域の双方のニーズを把握し、両者のマッチングや地域内のコーディネート役等を担う。
- （活動内容例）地域と関わるためのプログラムづくり、都市部住民（ボランティア等）の受入 など

プレミアム登録者等に対して想定されるサポート施策

- プレミアム登録者等（※）に対し、**住所地以外での円滑な活動を促進する観点**から、各自治体の裁量により、各種サポート施策を提供することを想定。
 ※ プレミアム登録の要件を充足するために必要となる「担い手活動を行うためのサポート」については、ベーシック登録者も対象とすることが考えられる。
- サポート施策の検討に当たっては、プレミアム登録の要件とのバランス、住民とのバランス、費用対効果等に留意。

＜先行事例から想定される自治体のサポート施策（単独事業）の例＞

拠点の無い遠隔地で担い手活動を行うためのサポート施策

- ・ 活動先自治体の訪問や域内での移動に要する交通費や宿泊費に対する補助
- ・ 活動を行うためのワーキングスペース等の利用料に対する補助
- ・ 長期的滞在を行うための空き家の改修経費等に対する補助



住民に準ずる者として一定の地域生活を営む上でのサポート施策

- ・ 住民のみが利用可能とされている公共施設等の利用
- ・ 住民並み料金での公共施設等の利用
- ・ 自治会への加入（住民のみが加入可能な場合）
- ・ 住所地で被災した際の避難先としての受入れ



上記の他、先行事例においては、飲食店・商店街等における割引や、各種企業のサービス利用時における優待など、**多様な民間事業者との連携による取組事例もあり**

ふるさと住民登録 システムの利用料

- 全国の自治体が利用できる共通システムを国が構築。
- 自治体が利用する共通システムの利用料は、自治体による負担が原則となっているが、早期の自治体参画を図り、施策効果を早期に最大化する必要。

- ▼
- ✓ 令和9年度までに参加する団体については、一定期間負担を求めないこととする。令和10年度以降に参加する団体の負担については、今後検討。

制度の推進に 要する経費

- 「関係人口」を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる取組である「ふるさと住民登録制度」が令和8年度に創設されることを踏まえ、関係人口の充実・拡大等に向けた自治体による幅広い取組を支援するため、ふるさと住民登録制度の推進に係る特別交付税措置を創設（措置率0.5）

自治体における 類似アプリ等の 改修経費

- 先行自治体が独自に開発した既存のアプリ等について、ふるさと住民登録制度との連携によるユーザーの利便性向上を図るため、改修が必要。

- ▼
- ✓ ふるさと住民登録システムと連携するために発生する既存アプリ等の改修経費については、デジタル活用推進事業債を活用可能。

- 全国自治体の取組の参考となる事例を創出するとともに、アプリの利便性等の実証を行うため、アプリの正式リリースに先立ち、関係人口施策への取組状況や人口規模等に応じたモデル事業を実施。

事業イメージ

【対象自治体】

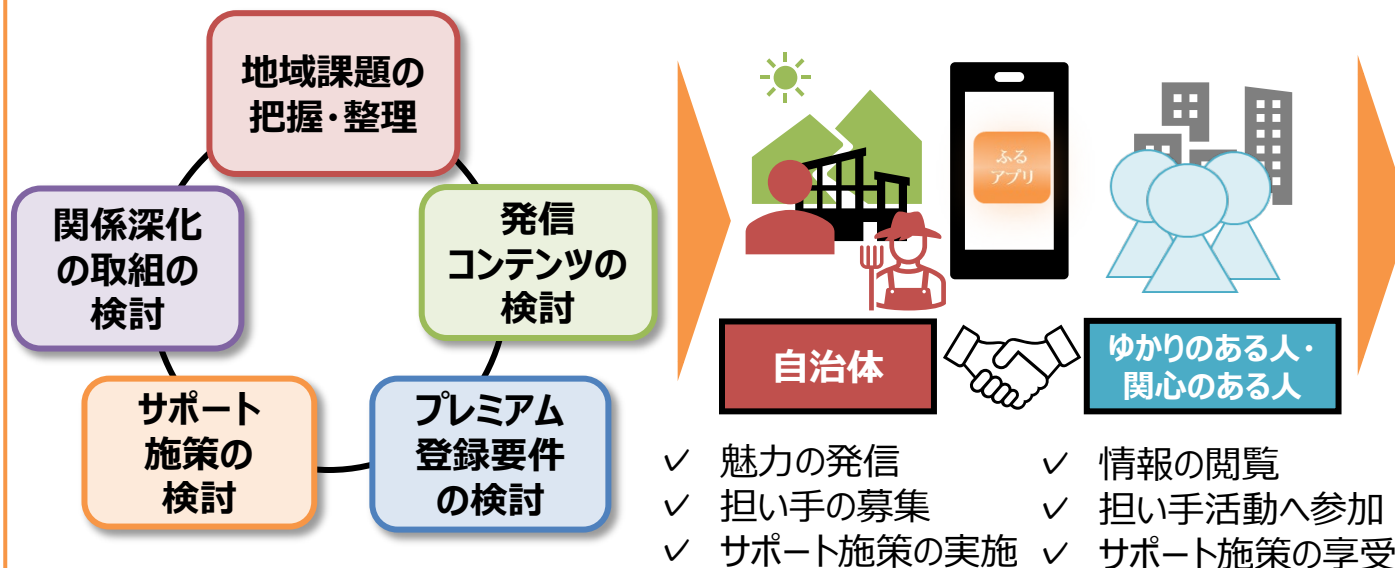
- ＜タイプA：先行型＞ 先行して関係人口施策を進めている自治体
- ＜タイプB：後発型＞ これまで関係人口施策に取り組んでいない自治体
- ＜タイプC：広域型＞ 都道府県と市町村で連携して取組を進める自治体

人口規模や地域の
バランス等に配慮し、
計10～20団体程度選定

STEP1：取組内容の検討

STEP2：ふるさと住民アプリで実証

STEP3：効果検証・横展開



- ✓ 取組内容やアプリを活用した事務の流れ等を整理
- ✓ 必要に応じ実証結果をアプリの機能等に反映
- ✓ ガイドラインや全国説明会にて周知を図り、好事例を横展開

（※）事業途中においても進捗状況等を周知。



FAQ（これまでに寄せられた質問）

Q1.国土交通省の「二地域居住先導的プロジェクト実装事業」で応募しようと考えているが、総務省の今回のモデル事業に応募しても問題ないか。

- 問題ありません。

Q2.今回のモデル事業で対象自治体として選定されれば、何らか必要経費に対し、補助等を受けることができるのか。

- 本事業は、ふるさと住民アプリの本格リリースに先立ち、試用版の利用の機会を提供するとともに、選定自治体において、取組の主体となる自治体が参考とすることができる事例を創出することができるよう、総務省がノウハウの提供等の支援を行うものであり、これに必要な事務局経費等は総務省が負担するものです。
- 一方で、総務省や事務局から選定自治体に対し、使途を委ねる補助等を行うものではありません。

Q3.タイプC：広域型への応募に当たっては、必ず域内市町村と連携しなければならないのか。

- 人口減少下において、持続可能な社会を実現する上では、広域自治体としての都道府県が全体をコーディネートしつつ、市町村に必要な支援を行っていくことは、分野を問わず重要です。
- 関係人口の創出・拡大に向けた取組についても同様であり、都道府県と市町村による適切な役割分担の下で連携した取組のモデルを創出していくため、「タイプC：広域型」を設けたところです。
- このため、域内市町村と連携していくことが重要ですが、地域の実情は様々であるため、必ずしも全市町村がモデル事業の中で積極的に取組を進める必要はありません（全市町村と緩やかな情報共有を行いつつ、意欲が高い特定の市町村の先進的取組をサポートするようなことも想定しています）。
- ただし、御応募に当たっては、少なくとも域内市町村に対しては、自都道府県が事業に応募すること（応募内容を含む。）や採択された場合の進捗・検討状況等について、共有いただきますようお願いいたします。

(参考) 先行団体事例集 1 / 3

①【気仙沼ファンクラブ】－気仙沼市（宮城県）

【2013～】

<取組の概要>

- ・気仙沼ファンに、市の近況を知ってもらうためのファンクラブ

<主なターゲット> 気仙沼ファン（震災後の支援者、出身者）

<参加メリット>

- ・メールマガジンにより定期的に観光や特産品情報を発信
- ・手作り木製の会員証を送付（店舗や美術館の割引特典あり）



<効果・影響>

- ・登録者：約2万2千人（令和7年8月時点）

②【愛着人口】－磐梯町（福島県）

【2021～】

<取組の概要>

- ・町の総合計画や人口ビジョンに「愛着人口」増を位置づけ、（一社）ばんだい振興公社を中心に、愛着人口を対象にした事業を実施
- ・町役場としても、「旅する副町長」や教育長、課長職に二地域居住者を登用するなど、地域外の人との関わりを重視

<主なターゲット>

- ・単なる関係人口ではなく、町に「愛着」を持つ人

<参加メリット>

- ・滞在費用の一部支援等

<効果・影響>

- ・地域と具体的な接点を持つ、域外からの「担い手」が増加



③【横瀬町二地域居住コンソーシアム】

－横瀬町（埼玉県） 【2025～】

<取組の概要>

- ・都心からのアクセスの良さを活かし、二地域居住希望者のゲートウェイ拠点を目指す実証事業
- ・“横瀬版ふるさとワーキングホリデー”
：通年雇用が難しい事業者と二地域居住者とをマッチング

<主なターゲット>

- ・副業型移住者、二地域居住者

<参加メリット>

- ・二地域居住者のライフスタイルにあわせ、スポットワーク、滞在拠点、町民とのコミュニティづくり、保育園留学、カーシェアなどを支援



<効果・影響>

- ・町外からの訪問者・宿泊者が増。今後、労働力不足の解消も期待。

④【ネオ山古志村（山古志DAO）】

－（旧）山古志村（新潟県） 【2021～】

<取組の概要>

- ・住民組織が中心となり、電子住民票「NishikigoiNFT」を発行。
- ・デジタル関係人口を創出し、地域住民との双方間のウェルビーイングを促進。新たな自治のあり方へ共に挑んでいる。

<主なターゲット>

- ・山古志地域のアイデンティティの共感者（国内外問わず）
- ・震災以降、居住の有無に関わらず共に地域を繋いだ共感者

<参加メリット>

- ・地域コミュニティへの参画、地域への多様な関わり
- ・自らの能力、得意分野を生かした地域貢献

<効果・影響>

- ・NFTを接点に世界中から知恵や資源、独自資金を調達
- ・約700人の地域住民に対し、約1,800人のデジタル村民（国内7割：海外3割）
- ・中越地震メモリアル行事や小中学校運動会の運営など、地域×デジタル村民の共創が本格化



(参考) 先行団体事例集 2 / 3

⑤【帰る旅】－南魚沼地域（新潟県）ほか※

〔2022～〕

<取組の概要>

- ・（一社）雪国観光圏とじゃらんリサーチセンター（（株）リクルート）が協働で推進
- ・宿泊滞在拠点やシェア型拠点の利用、スタディツアーへの参加を通じて地域の人たちとの関係性を育み、その地域を定期的に来訪する「支援者・コアファン・仲間」になっていたいくことを目指す。

<主なターゲット>

- ・地域活動に関心のある人

<参加メリット>

- ・宿泊料免除（家業・事業のお手伝い及び自室清掃が条件）

※ 魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、みなかみ町、栄村



Kaeru-Tabi-Project

⑦ 地域活性化起業人の活用

－山県市（岐阜県）〔2024～〕

<取組の概要>

- ・都市部の企業社員が「地域活性化起業人」として、そのマネジメント経験等を活かし、商工会と連携し市内企業の業務効率化に向けたITツールの導入等による業務サポートを実施。
(月に数回勤務（副業）)

<主なターゲット>

- ・三大都市圏等に所在する企業等の社員

<参加メリット>

- ・報酬・旅費の支給
- ・キャリアアップ、社会貢献
- ・地域との新しい関係の構築



⑥【ヒダスケ!】－飛騨市（岐阜県）〔2020～〕

<取組の概要>

- ・市民の困りごとをプログラム化し、お手伝いしたい人とWEB上でマッチング
(飛騨に心を寄せるファンが登録可能な「飛騨市ファンクラブ」会員からの地域の手伝いをしたいという要望から開始)

<主なターゲット>

- ・飛騨市の地域のお手伝いをしたい人

<参加メリット>

- ・農作業、お祭りなど、
楽しみながら地域の課題解決・発展に貢献

<効果・影響>

- ・年間1500人が参加
- ・地域課題を交流資源とし、新たな関係人口創出に寄与



⑧ 外部人材の活用、推し活層の二地域居住推進

－北栄町（鳥取県）〔2022～〕

<取組の概要>

- ・複業コミュニティの（一社）Work Design Labと連携協定を締結
- ・「北栄町版地域の人事部」として、複業人材と地域企業をマッチングし、地域企業の稼ぐ力を強化
- ・若者・女性を中心とする「推し活層」を対象に、テレワーク体験、地域交流を含むツアー等を11月に実施予定

<主なターゲット>

- ・町外の企業人材、複業人材、推し活層

<参加メリット>

- ・地域と関係構築、キャリアアップ等

<効果・影響>

- ・地域活性化を目指す団体「EIIHOKUEI」が立ち上がるなど、新しい外部人材を呼び込むコミュニティが生まれつつある。

EIIHOKUEI

⑨【ふるさと住民票】[2015～]

ーニセコ町、平泉町、飯館村、行方市、近江八幡市、丹波市、かつらぎ町、日野町、琴浦町、三木町、佐那河内村、錦町

<取組の概要>

- ・12市町村が（一社）構想日本とともに共同で運営。
- ・市町村が関係人口とのつながりをカードという形で可視化することで強くし、地域づくりにいかすことを目指す。

<主なターゲット>

- ・仕事や介護、災害、ふるさと納税などで、居住地以外の地域と関わりを持ちたい人たち
- ・出身者、進学で転出する若年世代

<参加メリット>

- ・「ふるさと住民」登録者にオリジナルの「ふるさと住民カード」を発行、定期的に広報紙やメルマガなどを送付
- ・公共施設を住民料金で利用可能
- ・「ふるさと住民」同士のリアル交流会を通して地域づくりに貢献できる

※団体によって取組は異なる。

<効果・影響>

- ・進学で転出する若年世代との関係性を構築することで、Uターンや里帰り出産などの需要増
- ・アンケート調査やパブリックコメントに活用
- ・ボランティアやイベント参加を通じたつながりの実感



ふるさと
住民票



⑩【ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金】

ー福島県 [2020～]

<取組の概要>

- ・県が移住や二地域居住の希望者または継続的な関係づくりを希望する福島県外の在住者が福島県内に滞在し、コワーキングスペース等でテレワークを行った費用等を補助。

<主なターゲット>

- ・ふくしまファンクラブの会員であって、県外在住の雇用者、法人、個人事業主等に該当する者

<参加メリット>

- ・ふくしま“ロング・テレワーク”
体験コース：3/4補助（上限30万円/人）
- ・ふくしま“ショート・テレワーク”
体験コース：1/2補助（1万円/泊・人）
（対象経費）宿泊費（飲食代除く）、交通費、コワーキングスペース等の施設利用料、レンタカー代



⑪【しまっち！】ー島根県 [2021～]

<取組の概要>

- ・県内の地域団体等が登録する地域活動プログラムと、関心のある人とのマッチングを支援

<主なターゲット>

- ・県内外の島根の地域活動に関わりたい人

<参加メリット>

- ・自分らしい距離感で島根との関わり方を見つけられる

<効果・影響>

- ・サポーター登録者数1,925人（2025年7月末時点）
- ・累計309件がマッチング（2025年7月末時点）



楽園信州ファミリー会員

信州との多様な関わり方を支援する、県公式の会員制度

移住者・二地域居住者やその予備軍に対し、情報提供や特典サービスを通じて、信州との継続的な関係構築を促進

概要

長野県への移住・二地域居住希望者等を「楽園信州ファミリー」として会員登録。

【登録のメリット】

- ・会員証の提示により「楽園信州移住応援企業」の特典や割引サービスが利用可能
- ・メールマガジン等により、移住・二地域居住に関する情報を提供

対象者

- ① 申請時に長野県外に居住し、長野県への移住または**二地域居住**※を希望している方
- ② 長野県に**二地域居住**※をしている方
- ③ 登録申込時に長野県外から長野県内に移住して**1年未満**の方。
※有効期限は、移住後1年間、移住希望者は3年間（希望があれば何度でも更新可）

サービス内容

- ・「楽園信州移住応援企業」（77者※R7.9.30現在）が提供する、移住・二地域居住等の前後に役立つ商品・サービスなどの優待（引越し料金割引、賃貸物件や仲介手数料割引、自動車教習所での料金割引など）
- ・県や市町村が開催する移住等のセミナーや、支援情報などをメールマガジンで配信

会員数

1,412人（うち、二地域居住者217人）（R7.9.30現在）



カード表面

※「**二地域居住**」については、県外と県内にそれぞれ就労や生活の拠点を有し、県内拠点での滞在期間が年間で1カ月以上となる方（見込み含む）を対象



案内チラシ

国土交通省地方政策課の施策について (二地域居住の推進等)

国土交通省 国土政策局 地方政策課

令和8年度二地域居住関連予算について

令和8年1月

国土交通省 国土政策局

二地域居住とは

※都市・地方間だけでなく、地方部と別の地方部との二地域・多拠点居住など多様なあり方が含まれる。

- 二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方
- 二地域居住の促進は、社会においても、個人においても様々な意義がある取組
 - ・ **新たな人の流れを生む**ことで、**地域の担い手の確保**や**消費等の需要創出**、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出等（**社会的意義**）
 - ・ 新たな暮らし方や新たな働き方の実現、これらの実現による**ウェルビーイングの向上**、新たな学びの機会の創出等（**個人的意義**）
- このほか、自然災害やコロナ禍のような突発的な危機や変動に対する**冗長性（リダンダンシー）の確保**にも
- 一方、その促進に向けては、**二地域居住のできる環境整備**や**二地域居住者の特定・登録**、**経済的負担の軽減**等が必要



- 二地域居住の促進に向けて、二地域居住者と地域を繋ぐコーディネーターの役割を果たす中間支援組織の育成・確保を図るとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けたモデル的な取組を支援する。併せて、官民連携の核となる官民共創のプラットフォームの機能強化や、二地域居住を含む関係人口の実態把握のための調査を実施し、加えて、二地域居住者の受入れの基盤の構築に資する地域生活圏の形成支援を進める。

※骨太方針2025（抜粋）

- ・地域との関わり方等に応じて関係人口の類型化を行い、それぞれの類型に応じて、二地域居住等の推進や若者・女性の地域交流の促進、ふるさと納税の活用といった施策を展開する。
- ・関係人口の拡大や二地域居住の促進に向け、ふるさと住民登録制度の創設、第2のふるさとづくり・ワーケーション推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。
- ・持続可能な国土形成に向け、地域生活圏を基本として、各種サービス機能の集約拠点の形成と国土全体の連結強化を進め、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を深化・発展させる。

支援の内容

特定居住支援法人によるマッチングの支援（当初・補正）

二地域居住を希望・実行する者と地域の人材ニーズとのマッチングや、空き家を活用した住環境の提供等を行う人材・組織の育成・確保を図る。この際、広域型と地域密着型の両類型に対応し、それぞれの特性に応じた柔軟な取組を支援する。

<取組の内容例>

- 「広域」：都市部の二地域居住者ニーズと受入地域側ニーズのマッチングイベント、Webシステム整備等
- 「地域密着」：受入地域内のニーズ整理や調整のためのコミュニティ接続イベント、コンシェルジュ機能強化等



地域生活圏の形成支援（当初・補正）

地域生活圏に係る先導的な取組や人材育成を支援し、多様なステークホルダーから構成される主体の育成を図る。また、資金や人材の呼び込みに向けた環境整備を行う。



<取組の内容例>

- 官民連携主体によるビジョンや事業計画の検討、実証調査に対する支援 等

二地域居住の促進に向けた先導的な施策の実装（当初・補正）

二地域居住促進のための中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

<取組の内容例>

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク 空き家の改修（お試し居住施設） コワーキングスペース

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム構築対策（補正）

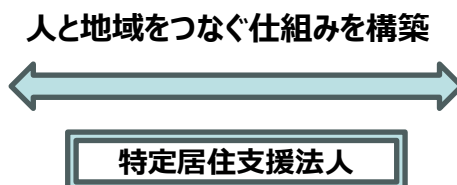
官民共創を加速・恒常化し、プラットフォーム機能を強化。自治体と事業者のマッチングや事例共有、課題協議の場の運営を支援する。

関係人口の拡大・深化に関する調査・検討（当初）

関係人口の実態を把握し、インパクト測定事例等を示す調査を実施。

地方への人の流れの創出・拡大が図られ、地域が活性化

- 令和6年、二地域居住を促進するための活動や調査を行う法人（特定居住支援法人）の市町村による指定制度が創設。
- この法人には、特に、二地域居住希望者と地域の人材ニーズのマッチングや、空き家など生活環境の提供を調整する役割が期待されている。
- 特定居住支援法人の取組について、モデルとなるものの構築を支援し、指定拡大や取組内容の充実を後押しするもの。
- 都道府県をまたぐもの、全国的な法人によるもの等の広域にわたるものから、地域密着の取組まで幅広い態様に応じた支援を行う。



- 特定居住支援法人の指定及び全国二地域居住等促進官民プラットフォームへの参画が要件

取組例

【目的】

広域型

都市部の二地域居住希望者と受入地域のニーズをマッチングし、Webプラットフォームや交流イベント等を通じて、潜在的な希望者を掘り起こし、情報発信・相談支援等を行うことで、広域的なネットワークにより多様な選択肢を提供する。

【取組例】

- ・Webマッチングプラットフォーム構築
- ・都市部での説明会・交流イベント開催
- ・オンライン相談窓口設置
- ・二地域居住モデル事例の発信
- ・都市部企業との連携促進
- ・空き家情報等のデータ整備・提供
- ・地域体験プログラムのパッケージ化
- ・マッチングイベント開催、潜在層発掘

【目的】

地域密着型

地域における二地域居住者へのニーズを丁寧に整理・分析し、空き家活用等の住環境整備、二地域居住者向けのなりわい提供、コミュニティ形成を通じて二地域居住者の定着を支援し、地域の活性化と持続可能な暮らしの基盤を構築する。

【取組例】

- ・地域ニーズの収集・整理
- ・二地域居住希望者と地域住民との交流
- ・地域案内・生活サポート等の人材育成
- ・空き家改修支援の体制整備
- ・地域内求人情報の集約・発信
- ・受入体制のガイドライン策定
- ・地域の農業・文化の体験イベントの実施
- ・相談・交流の場の設置によるコミュニティ形成

二地域居住先において安心して生活できる受入れ体制を構築することで、二地域居住を通じた新たな人の流れを創出・拡大

- 二地域居住等の促進にあたる様々な課題解決に向けて、官民連携による持続的な取組モデルの構築を図っていく必要がある。
- 特に、二地域居住の負担軽減を持続的に図っていく仕組みづくりや、ふるさと住民登録制度とも連携した取組、事前防災等の災害対策にも資する取組等の先導的なプロジェクトを実証・実装し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題の解決に資する対策や取組等の実装を支援する。

中長期的な課題の解決に向けたパッケージプロジェクトへの支援

- ・中長期的に検討すべき課題の解決のため、交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体の実証的なモデル事業をハード・ソフト両面からパッケージで支援する。
- ・二地域居住の様々な課題について、先導的なモデルとなる官民連携のプロジェクトを支援するもの。特に、下記テーマについては重点的な対象として評価。

【特定テーマ】 ・二地域居住者の負担軽減のための持続可能な取組 ・ふるさと住民登録制度との連携に向けた取組 ・事前防災等の災害対策に資する取組

【支援の前提となる要件】

- ・核となる自治体に特定居住促進計画があり、かつ核となる民間法人が特定居住支援法人に指定されていること（案段階でも事業実施までの策定・指定でも可。）
- ・官民双方の核となる主体が全国二地域居住等官民連携プラットフォームに参画していること

【支援対象経費】

・調査検討に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた実施計画策定・コンソーシアム運営、広報・広告、関係者の意見交換・合意形成、実施体制・仕組みの構築等の検討経費
※交通運賃、宿泊費等、利用者への直接的な補助は除く

・実証実施に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた交通定額化や二地域居住証明等に必要システム等の整備・改修、区域外教育・保育の円滑運用の実証、二次交通の確保、お試し居住施設の整備、コワーキングスペースの整備等に要する経費

【補助率】

・調査検討に要する経費

定額

・実証実施に要する経費

1 / 2

【事業主体】

・地方公共団体と民間事業者等とのコンソーシアム

※実施地方公共団体による特定居住促進計画の策定及び特定居住支援法人の指定は必須

二地域居住者の負担の軽減や二地域居住先の居住環境の整備等への一体的な支援を通じて、対策の効果が相乗的に発揮されることにより、二地域居住者が増加し、新たな人の流れの創出・拡大が図られ、地域の活性化につながる。

地域力創造に関する施策説明会について（アンケートのお願い）

今回の説明会について、アンケート調査を実施します。（所要3分）
今後の開催に活かすため、御回答のほどよろしくお願いいたします。

【アンケート】地域力創造に関する施策
説明会について

